設置の趣旨等を記載した書類

目　　次

１．設置の趣旨及び必要性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（１）理工学研究科の沿革
（２）工学専攻１専攻への改組
（３）GE プログラムによる６年一貫教育
（４）ディプロマ・ポリシーと養成する人材像
２．修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か。・・・・・・・８
３．研究科、専攻等の名称及び学位の名称　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
４．教育課程の編成の考え方及び特色　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（１）教育課程オーバービュー
（２）工学専攻８プログラムの詳細
（３）工学専攻の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）との関係
５．教員組織の編成の考え方及び特色・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
（１）教員組織の編成
（２）各プログラムの担当
６．教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件・・・・・・・・・・・・・１８
（１）教育方法、履修指導
（２）研究指導の方法及び学位論文審査
（３）博士前期課程（工学系）の修了要件
（４）研究倫理審査体制
（５）外国人留学生特別コースの留学生への配慮
７．施設・設備等の整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
（１）講義室等の整備計画
（２）附属図書館の整備計画
８．基礎となる学部との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
９．入学者選抜の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
（１）入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）
（２）入学定員について
（３）入学者選抜方法
１０．取得可能な資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
（１）高等学校教諭専修免許状（工学）
（２）高等学校教諭専修免許状（情報）

（３）１級建築士受験資格
１１．「大学院設置基準」第 14 条による教育方法の実施・・・・・・・・・・・・・・・２５
（１）修業年限
（２）履修指導及び研究指導の方法
（３）授業の実施方法
（４）教員の負担程度
（５）附属図書館・情報処理センター等の利用方法など
（６）入学者選抜の概要
（７）受入分野（プログラム）
（８）教員組織の整備状況
１２．管理運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
（１）理工学研究科長の選考・任命方法
（２）管理運営組織
１３．自己点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
（１）全学的な取組
（２）大学機関別認証評価
（３）理工学研究科（工学系）における取組
１４．情報の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
（１）全学的な取組
（２）理工学研究科（工学系）における取組
１５．教育内容等の改善のための組織的な研修等・・・・・・・・・・・・・・・３１
（１）全学的な取組
（２）事務系職員の研修
（３）理工学研究科（工学系）における取組

１．設置の趣旨及び必要性

（１）理工学研究科の沿革

琉球大学大学院理工学研究科（博士前期課程（理学系・工学系）及び博士後期課程）は、平成 10 年 4 月に工学研究科（博士前期課程及び博士後期課程）と理学研究科（修士課程）の改組により設置された。それに先立ち、工学部は、平成 5 年 4 月の改組により「機械システム工学科、電気電子工学科、環境建設工学科（土木コース、建築コース）及び情報工学科」の 4 学科構成となった。その 4 年後の平成 9 年 4 月に工学研究科（博士前期課程及び博士後期課程）のうち、博士前期課程は、「機械システム工学専攻、電気電子工学専攻、環境建設工学専攻及び情報工学専攻」の 4 専攻体制に改組を行い、その後、理工学研究科博士前期課程（工学系）の 4 専攻として現在に至っている。

近年、急激なインターネットに代表される情報技術の変化や人工知能 AI 技術による知的社会への対応、特に Society5.0 と呼ばれる狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く第 5 のサイバー空間と物理社会を融合した社会への対応が課題となっている。また、急劇な少子高齢化、グローバル化の進展、そして中国やインドを代表とする新興国の台頭による競争激化などの社会の急激な変化や産業構造の変化への対応が求められている。理工学研究科（工学系）の基礎学部である工学部では、これらへの対応に加えて、沖縄振興計画「沖縄２１世紀ビジョン基本計画」の特に将来像 III「希望と活力にあふれる豊かな島」に係る自立型経済発展や情報通信産業の高度化など産業振興分野に貢献できる人材養成を目的として、平成 29 年に学部改組を行い、それまでの 4 学科から「工学科」の 1 学科へと統合を行い、7 コース「機械工学コース、エネルギー環境工学コース、電気システム工学コース、電子情報通信コース、社会基盤デザインコース、建築学コース及び知能情報コース」を設置した。（資料１及び資料２）

また、新たな取組として、国際社会で活躍できる工学系人材を養成するために、入学定員の約 10%の学生を学部 3 年次開始時に選抜するグローバル・エンジニア（GE）プログラム（以下「GE プログラム」という。）を設け、学部及び博士前期課程の 6 年間で専門教育及び英語力を強化し、国際的に活躍できる人材の養成を行うこととした。

今回、Society5.0 対応など目まぐるしく変化するインターネットやサイバー空間技術などを念頭におき、複雑に変化する社会状況に対応するため、平成 29 年度に学部改組を行った工学部工学科で学んだ学生が、さらに専門知識や研究成果を系統的に高度化し、未知分野への新しい展開を促進し問題解決能力を持つ高度専門人材を養成するため、工学部を基礎学部とする博士前期課程（工学系）の改組を令和 3 年 4 月に実施する。

一方、博士前期課程（理学系）については、基礎学部である理学部（数理科学科、物質地球科学科（物理系・地学系）、海洋自然科学科（科学系・生物系））及び博士前期課程 3 専攻（数理科学、物質地球科学、海洋自然科学）におけるディシプリンが機能していることから、理工学研究科委員会において検討を行った結果、早急な改組の必要はないと判断

した。しかしながら、分野を超えた幅広い知識を身に付けることも、大学院教育において必要とされていることから、今後は、理学系及び工学系の専攻の枠を超えた科目の履修が可能となるようなカリキュラム編成についても検討していきたい。

今回の博士前期課程(工学系)の改組を一つの契機として、理工学研究科における高度人材養成の機能も充実させていきたい。

（２）工学専攻１専攻への改組

我が国は、超高齢化社会、グローバル化や新興国の台頭による競争激化を背景に、国際競争力の維持・向上、活力のある地域経済社会の構築、医療・介護サービスの持続的・効率的提供など、重要な課題に取り組みつつ、持続的に発展し活力ある社会を目指した変革により豊かさを実感できる社会の構築が求められている。そのためには、未来を拓く最先端研究開発、グローバルに人々の生活を一変させるイノベーティブな商品開発、日常生活を堅実に支える製品開発、新しいアイデアを創造し高い技術力を駆使して実用化を導けるなどの付加価値の高い工学系人材は欠くことのできない存在である。このことを重視し、工学系教育改革に関する提言等で示されているとおり、我が国は工学系人材の質的充実と量的確保に向け、戦略的に人材養成に取り組まなければならない情勢となっている。

このような状況を鑑み、社会が工学系に求めている学術界の高度な研究人材と産業界が求める先端的な実務人材の量的拡大と質的充実に高度人材養成を通じて貢献するために、これまでの４専攻を１専攻として大くくり化し、入学定員設定を柔軟化することにより教育の質低下を防止し、社会の変化に応じたフレキシブルな専攻を構築する。

そして、大学院の教員組織としては、７つの講座に教員は所属しているが、その講座の一つもしくは二つが共同して運営責任を有する８つの学位プログラムを導入する。教員が専門とする研究分野を中心とした教育を重視するのではなく、学生が学びたいプログラムを選択することで主体的に深い専門知識学べるようにし、また、他のプログラムの履修を促すことで幅広い分野の知識が修得できる体制を構築する。

以下に、工学専攻８プログラムを示し、ア～エに特徴を示す。

工学専攻８プログラム

・材料物質工学プログラム
・熱流体工学プログラム
・知能機械システムプログラム
・電気エネルギー・システム制御プログラム
・電子システム・デバイスプログラム
・社会基盤デザインプログラム
・建築学プログラム

・知能情報プログラム

ア　７つの講座に所属する教員組織とは独立した、８つに細分化された学位プログラムを設けて専門性を深化しつつ、柔軟に時代の変化に対応して学位プログラムを工学専攻内の教員の協力によって運営することで、学位プログラムカリキュラムと担当教員の柔軟性を図る。

イ　学部工学科 7 コースから進学する学生が、工学専攻の学位プログラムを選択しやすく、かつ連続的なカリキュラムによる高度な専門性をもつ人材養成を行える博士前期課程（工学系）を整備する。

ウ　広い社会ニーズに対応できる複数の学問分野を学べる環境を整備するために学生は 8 プログラムのうちから 1 つのプログラムを選択するが、他の 7 つのプログラムが提供する科目の履修を促し、深い専門性と工学全般への広い視野をもつ人材養成を行う。

エ　科目履修によるコースワークにてそれぞれの学位プログラムの専門性を修得できるようにすると同時に、７つの講座に所属する教員が協力して工学専攻の共通必修科目を運営することで、教員の負荷を軽減しつつ広い視野での共通科目を提供する。

工学専攻の共通必修科目として、「工学の倫理と社会実践」を設け、技術者、研究者としての社会的責任を理解させ高い倫理性とともに、実践的で創造的な解決力を現実社会で実践活躍できる人材養成を目指す。また、学生は研究室に所属し、研究の成果としての修士論文を提出することを必要とし、講義ではカバーできない実践的実技、対人交渉や議論、課題解決・遂行能力などの向上を図る。

今回の大学院改組による 6 年一貫のカリキュラムの整備及び GE プログラムなどに所属する学生の国際インターンシップ等による活躍を広報することにより、現状では、学部入学定員（350 名）の 27%にあたる 93 名の入学定員を、将来的には他府県並みの 50%以上の割合とすることを目指し、工学系人材の量的拡大を実現したい。

（３）GE プログラムによる６年一貫教育

GE プログラムは、学部と博士前期課程の 6 年一貫のカリキュラムである。（図３【学部及び修士 6 年間の教育課程】 9 頁を参照）

学部学生が 3 年次に進級する時点で全 7 コースから工学部入学定員（350 名）の 10%にあたる 35 名程度を選抜し、GE プログラムへの登録を行う。GE プログラム学生は、各コースから 5 名程度を想定しているが、学生の登録希望状況によって柔軟に対応する。

GE プログラム学生は、博士前期課程（工学系）において専門教育を修得するが、学部３・４年次に、所属コースの専門科目に加え、「技術英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「地域創生論」「国際協力論」「地域課題解決演実践習」などの GE 特別科目を各コースが指定する条件で履修する。さらに、これらの GE 特別科目で学んだ成果を具現化して学ぶため、「インターンシップ」「国際インターンシップ」を、学部３・４年次及び博士前期課程を通して、参

加・履修することが定められている。

また、GE プログラム学生には、短期（1 セメスター内）や長期（2 セメスター程度）の留学も推奨されており、履修モデルⅡ及びⅢに示す通り、それを可能にするために大学院科目を学部 3，4 年次に教授会の議を経て先行履修する制度を設けている。なお、留学先での研究内容は修士論文での研究とリンクするため、修士論文関係科目として「特別研究」科目は留学中にそのまま履修することも可能である（図 1【GE プログラム履修モデル】を参照）

国際的に活躍する英語能力を強化するために、国外大学等へのインターンシップを強化しつつ、COIL（Collaborative Online International Learning・オンライン国際協働学習）型教育の導入を開始しており、すでに学部 GE プログラム学生の履修する技術英語 II で、パラオ、ハワイ等の大学及び短期大学とのコラボレーション講義を行っている。

GE プログラムでは、特に国際インターンシップとして、海外の大学や企業へのインターンシップ・短期留学に積極的に送り出す。

本学は、令和 2 年 2 月末の時点で、42 の国・地域の 121 大学・機関との国際交流協定を締結し、その多くが学生交流の内容を含んでいる。これまでの実績を踏まえて、台湾・韓国・ベトナム・カンボジアなど東アジア・東南アジアの大学、そして南アジアのインド周辺の大学等と強い繋がりを持つ教員を世話人として指定し、学生の海外派遣を行う。派遣に際して予算が必要となるが、企業等からの寄附金を原資に学生を海外派遣する活動を継続して実施しており、その予算規模は現在も拡大中である。改組後も、グローバル社会で活躍できる人材養成のため、社会からの援助を活用して海外派遣を実施する。これまでも海外大学へのインターンシップ派遣の実績があり、GE プログラムにおいて、これを拡大させ、実際の現場体験・国際体験を通して国際社会で活躍できる人材養成を行う。

図１　ＧＥプログラム履修モデル

（４）ディプロマ・ポリシーと養成する人材像

工学専攻の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を以下に示す。

【ディプロマ・ポリシー】

工学分野における高度な専門知識と研究開発・研究遂行能力を身につけ、国際社会に貢献できる人材を養成する目的を実現するため、ディプロマ・ポリシーを以下のとおり定める。

1） 工学分野における高度な専門知識及び技術とその応用力を身につける。
2） 専門分野の知識と技術を活用し、広い視野を持って工学分野の問題に対し、状況把握と課題設定ができ、実践的で創造的な解決力を身につける。
3） 多様な人々と連携できるコミュニケーション能力及び論理的説明が可能なプレゼンテーション能力を身につける。
4） 技術者、研究者としての社会的責任を理解し高い倫理性に基づき行動することができる能力を身につける。

各プログラムにおけるディプロマ・ポリシーは次のとおりである。なお、上記の２）から 4）は各プログラムに共通のものとなっている。

○材料物質工学プログラム

機械系の学問を基盤とした材料力学、材料加工学、腐食防食工学の分野に関する基礎から応用にわたる専門的知識及び技術とその応用力を身につける。

○熱流体工学プログラム

機械系の学問を基盤とした熱工学、流体工学、エネルギー工学の分野を中心に基礎から応用にわたる専門的知識及び技術とその応用力を身につける。

○知能機械システムプログラム

機械系の学問を基盤とした知能数理工学、計測制御工学を中心に基礎から応用にわたる専門的知識及び技術とその応用力を身につける。

○電気エネルギー・システム制御プログラム

電力工学、電力変換並びに電気材料に関わる電気エネルギー分野、計測工学、制御工学及びシステム工学に関わるシステム制御分野の高度な専門知識と応用力を身につける。

○電子システム・デバイスプログラム

集積回路設計や情報通信システムなどに関わる電子システム分野及びセンサ技術、半導体技術などの材料・デバイス分野の高度な専門知識と応用力を身につける。

○社会基盤デザインプログラム

持続可能な社会基盤の創成及び気候変動に伴う防災減災や環境保全などの幅広い視野と専門知識を身につける。

○建築学プログラム

快適で文化的な生活環境、安全で持続可能な循環型社会の構築に資する建築学

の高度な実務的専門知識と応用力を身につける。

〇知能情報プログラム

知能情報プログラムでは、主に人工知能、データサイエンス、コンピュータサイエンス、ネットワーク分野の高度な専門知識と応用力を身につける。

ディプロマ・ポリシーから、高度な専門知識、研究遂行能力、国際社会に貢献、応用力（専門知識と技術の活用力)、状況把握と課題設定、実践的で創造的な解決力、多様な人々と連携、コミュニケーション能力、論理的説明、社会的責任と高い倫理性という数多くの諸能力を教育課程にて養成する必要がある。これを人材像として言い換えると以下の４項目の人材像となる。

【養成する人材像】

１）深い専門性と工学全般への広い視野をもつ人材
２）実践的で創造的な解決力を現実社会で実践し活躍できる人材
３）国際社会で活躍できるコミュニケーション能力をもつ人材
４）技術者、研究者としての社会的責任を理解し高い倫理性をもつ人材

１)、２)、４）は修了生全体に対する養成する人材像であり、３）は特に GE プログラム学生に対する人材像であるが、GE プログラム以外の学生に対しても望まれる目標である。

「１）深い専門性と工学全般への広い視野」及び「３）国際社会で活躍するためのコミュニケーション能力」は、専門科目の履修により対応が可能である。

しかしながら、「４）技術者、研究者としての社会的責任を理解し高い倫理性」は、その学生の社会性、倫理性であり、「２）実践的で創造的な解決力を現実社会で実践活躍できる」は、その学生が身につけた学力、知力、技術力など諸々の能力をどう組み合わせて使うかという能力である。

改組前の博士前期課程（工学系）では、「科学者の倫理」の１単位の共通科目を設置し、講義・グループワークなどを用いた倫理面の教育を行っている。改組後は工学専攻の共通必修科目として、「工学の倫理と社会実践」の２単位科目を設け、従来の技術者としての倫理に加え、品性面の改善の刺激を与える道徳的な内容、現実社会で実践的・創造的な解決力を発揮するためのやる気や自主性を養うための企業やベンチャー起業に関連する内容を付け加え、人材養成の目標を達成する。

「３）国際社会で活躍できるコミュニケーション能力をもつ」の「国際社会で活躍」では、国際的な幅広い視野を持った人材の養成という一般目標に加えて、各国がその文化・伝統、各国民がその文化・伝統に基づいた個性を発揮しつつも調和を保ち、国際社会のチームの一員となって活躍できる人材の養成を行う。

２．修士課程までの構想か、又は、博士課程設置を目指した構想か。

現状の工学部・理学部・理工学研究科の組織を図２【現状の工学部・理学部・理工学研究科の組織】に示す。工学部については、平成 29 年 4 月に 1 学科 7 コース（入学定員 350 名）に改組を行った。今回は、図中黄色で示される博士前期課程（工学系）を、平成 29 年 4 月入学の工学部学生が博士前期課程（工学系）に進学するタイミングである令和 3 年 4 月に合わせて改組を行うものである。なお、現在のところ、理学部及び博士前期課程（理学系）については改組の予定はない。また、図中の矢印が学内での進学の一般的経路である。博士前期課程の理学系及び工学系の両方と接続される博士後期課程（入学定員 12 名）に関しては、今回での改組は行わない。

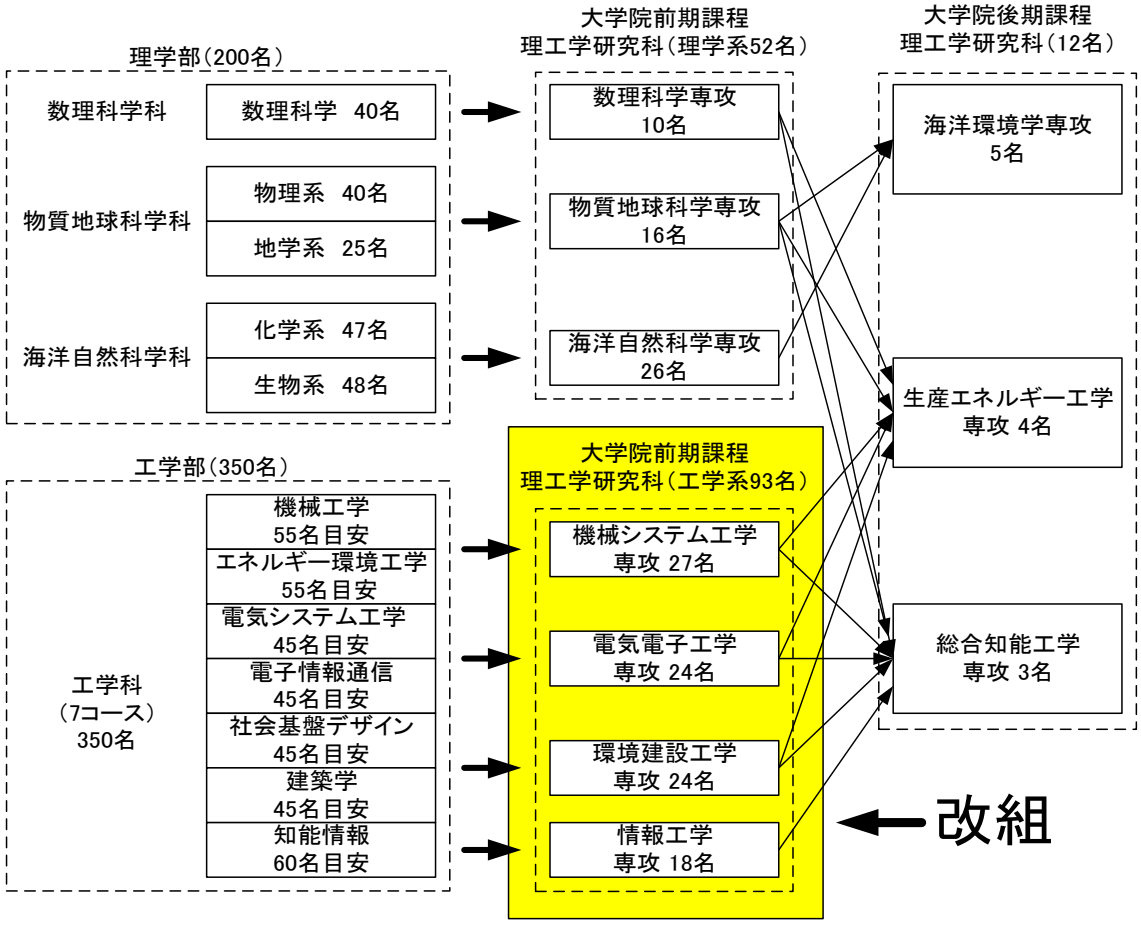

図２　現状の工学部・理学部・理工学研究科の組織

３．研究科、専攻等の名称及び学位の名称

研究科の名称及び学位に付記する専攻分野の名称は、以下のとおりである。研究科名称は従来と同じであり、専攻分野名称は従来の 4 専攻を大くくり化して 1 専攻とし、工学専攻とする。また、授与する学位名称についても改組前からの変更はない。

●研究科名称：理工学研究科、Graduate School of Engineering and Science
●学位に付記する専攻分野名称：工学専攻、Engineering
●授与する学位名称：修士（工学）、Master of Engineering

４．教育課程の編成の考え方及び特色

（１）教育課程オーバービュー

今回の改組は、平成 29 年 4 月に実施した学部改組との 6 年一貫を考慮したものである。図３【学部及び修士６年間の教育課程】にその全体像を示す。

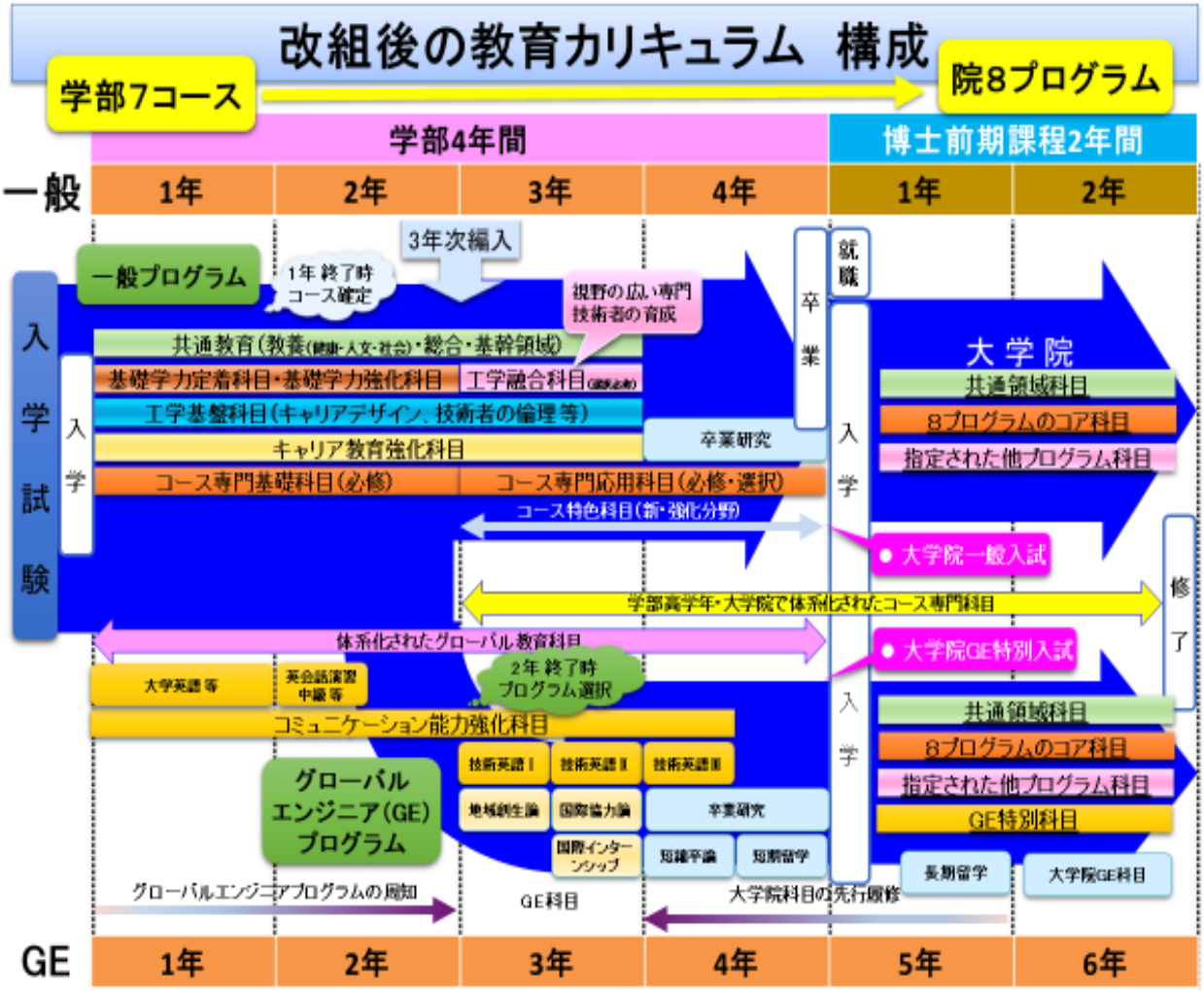

図３　学部及び修士６年間の教育課程

工学科（入学定員 350 名）に入学した学生は、専門性の異なる 7 つのコースのいずれかに所属し、学部における専門教育を受ける。GE プログラム学生は、図 3 の分岐で示されているように学部 3 年次開始時点で GE プログラムに登録する。

GE プログラム学生は、GE 特別科目の「技術英語 I・II・III、地域創生論、国際協力論、国際インターンシップ」などの科目を各コースの定めた条件に基づき履修する。また、教授会の議を経て大学院科目の先行履修が可能である。

今回の改組では、博士前期課程（工学系）工学専攻に置かれた 8 プログラムのうちから、学生がいずれかひとつのプログラムを選択する。これは工学部工学科 7 コースから系統的に博士前期課程（工学系）に進学し、その専門性を高度化できることを明確にするためである。図 4【改組後の工学科 7 コースと博士前期課程（工学系）工学専攻 8 プログラム】で改組後の工学部と博士前期課程（工学系）の教員組織と教育プログラムを示す。

図４　改組後の工学科 7 コースと博士前期課程（工学系）工学専攻 8 プログラム

（２）工学専攻 8 プログラムの詳細

図 5 に博士前期課程（工学系）工学専攻 8 プログラムの概要を示す。

プログラム名称	教育研究の柱となる分野の説明	アウトカム （どのように社会で活躍できるか）

材料物質工学	各種材料の強度特性やその評価、腐食防食やそのモニタニング、加工に関連する分野	工業のグローバル化、高度化、ITを利用した高度情報化、他分野との融合など次世代環境のなか革新的なものづくりを先導する研究、開発、設計の場での活躍できる人材
熱流体工学	機械系の学問を基盤とした熱工学や流体工学、エネルギー工学に関する分野	ものづくり技術やシステム設計分野において、機械系設計技術を基盤とした熱･流体エネルギーの高度活用技術の研究開発の場で活躍できる人材
知能機械システム	機械系の学問を基盤とした知能数理工学や計測制御工学に関する分野	ものづくり技術やシステム設計分野において、機械系設計技術をバックグラウンドとした知的システムの研究開発の場で活躍できる人材
電気エネルギー・システム制御	電力工学･電力変換ならびに電気材料に関わる電気エネルギー分野、計測工学、制御工学ならびにシステム工学に関わるシステム制御分野	エネルギー、電気設備、自動車、計測機器、ロボット、システム開発等の産業分野において活躍できる人材
電子システム・デバイス	集積回路設計や情報通信システムなどに関わる電子システム分野およびセンサ技術、半導体技術などの材料・デバイス分野	情報通信産業分野やエレクトロニクス分野、さらにはそれらの融合分野において活躍できる人材
社会基盤デザイン	構造設計工学分野、建設材料学分野、防災減災に関わる水圏環境工学分野、地盤環境工学分野、まちづくりの創生に関わる社会システム計画学分野	公的機関や建設会社などにおいて、社会インフラの整備や災害に強く、環境に優しい街づくり等で活躍できる人材
建築学	建築防災工学、建築構造・耐震工学、建築材料学、建築環境工学、建築計画学、建築デザイン、都市・地域計画学などの分野	建築に関わる幅広い建設関連産業や公的機関、研究機関で活躍できる人材
知能情報	コンピュータサイエンス、ネットワーク、データサイエンス、人工知能などの分野	スマート社会の基盤技術を研究開発できる人材及び専門分野を活かして地域社会の発展、安心安全に活躍できる人材

図5　博士前期課程（工学系）工学専攻8プログラムの概要

また、以下に８プログラムの特色及び教育の柱となる分野とアウトカムを示す。

①各プログラムの特色

１）材料物質工学プログラム

近年、地球温暖化、気候変動をはじめとする環境・エネルギー問題が深刻化している。ものづくりは重要な基盤産業の一つであり、我が国の発展に大きな役割を果たしてきたが、今後は地球的規模での環境問題を解決し、持続可能な人間活動、安全・安心な社会を実現させるべくさらなる変化と進化が求められる。このようなものづくりに対する社会的要請に応えられる人材を養成するために機械系の学問分野において、材料力学、弾性力学、塑性力学、連続体力学、腐食防食、加工システム工学などを基盤とした各種材料の強度特性やその評価、腐食防食やそのモニタリング、加工に関連する科目を中心的に学び、熱流体工学や知能機械システムを副次的に学ぶ、材料物質工学プログラムを設定する。

２）熱流体工学プログラム

国際的に採択された持続可能な開発目標（SDGs）において、誰もが使えるクリーンなエネルギーの開発が掲げられているように、今後のものづくり・システム設計技術には再生可能エネルギーの有効利用やエネルギー効率の改善、環境負荷の低い化石燃料技術の開発などが求められる。そのような技術開発の基盤をなすのが機械系の熱工学や流体工学、エネルギー工学の学問分野であり、今後ますますこの分野を中心にエネルギー資源開発・有効利用・効率改善等の技術革新が進むと考えられる。このような情勢に対応するために機械系の学問分野において、熱工学、伝熱工学、流体工学、流体機械、数理工学などに関する科目を基盤とした高度な熱・流体工学、エネルギー工学を中心的に学び、材料物質工学や知能機械システムを副次的に学ぶ、熱流体工学プログラムを設定する。

３）知能機械システムプログラム

近年の情報通信技術の急速な発展とともに、ものづくりの技術にはハイブリッド自動車や電気自動車等に象徴されるようなエネルギー・環境性能を考慮した電気・機械システムの開発に加え、自動運転技術開発のようなシステムの高度知能化も求められるようになっている。今後ますます IoT のようにシステム同士がネットワークでつながり、データ通信やそれらを活用した分析や状況判断ができる知的システムの開発技術が進むと考えられる。このような情勢に対応するために機械系の学問分野において、数理工学、計測・制御工学、プログラミング、機械力学等を基盤とした知能数理工学や計測制御工学関連の科目を中心的に学び、材料物質工学や熱流体工学を副次的に学ぶ、知能機械システムプロ

グラムを設定する。

４）電気エネルギー・システム制御プログラム

現代社会において電気エネルギーは不可欠であり、持続可能な社会を実現するためには、気候変動を考慮したエネルギー利用が必須となっている。これにより、再生可能エネルギーの活用、供給側と需要側の双方的なエネルギーの流れといった新たな電力システムの構築が望まれている。さらに人口減少・超少子高齢社会のフロントランナーである我が国では、自動制御やロボットの活用といった省人化が求められている。これらの社会的要請に応えるため、電気エネルギー分野とシステム制御分野との融合技術により、現代の社会基盤を形成する電力インフラを維持・管理しつつ、新たな電力システムの構築ならびに省人化により持続可能な社会を実現するためのイノベーションを創出できる高度な人材を養成する目的で、電気エネルギー・システム制御プログラムを設定する。

５）電子システム・デバイスプログラム

情報通信技術は、現代社会を支える基盤技術の１つであり、内閣府が提唱する Society 5.0 の実現にとって必要不可欠な技術となっている。特に、島嶼地域である沖縄県においては、医療・福祉及び教育分野における課題解決のための情報通信技術の利用や IoT 技術を活用した農林水産分野におけるスマートアグリシステムによる生産性の効率化が期待されている。このような状況のなか、情報通信関連技術のさらなる高度化の要求が高まっており、集積回路設計技術、電子計測技術、情報通信システム技術などに関わる電子システム分野やセンサ技術、半導体技術、ディスプレイ技術などの材料・デバイス分野において技術革新が強く求められている。このような観点から、情報通信とエレクトロニクスの融合分野において活躍できる高度専門技術者を養成する目的で、電子システム・デバイスプログラムを設定する。

６）社会基盤デザインプログラム

社会基盤デザイン分野では、亜熱帯性・島嶼性・海洋性の地理的特性を活かした環境調和型の工学的価値を創造し、空港、港湾、離島架橋、道路、鉄軌道を含む公共交通システム等、地域の観光リゾート産業を支える持続可能な社会基盤の創成が求められている。一方、気候変動や新エネルギー開発に関わる海洋・海底資源開発、防災減災、環境保全など、グローバルな諸問題解決に貢献できる人材養成が求められている。また、国際的な災害支援拠点、建設技術の国際協力など琉球諸島から国際社会へ貢献できる技術の開発と人材養成が強く求められている。このため、持続可能な社会基盤の創成及び気候変動に伴う防災減災や環境保全などの国内外の社会システム全体を俯瞰できる幅広い視野と専門知識を兼ね備え、地域社会および国際社会へ貢献できる総合的な高度専門技術者を養成する目的で、社会基盤デザインプログラムを設定する。

７）建築学プログラム

持続可能な人間の活動の場を構築するにあたって、建築及びその集合体である都市・地域を計画、建設、維持管理する高度な技術が現代社会において求めてられている。亜熱帯島嶼特有の台風や塩害、さらには地震、火災などの災害に耐える建築を構築し人間の安全性を保証し、蒸暑気候下における快適な環境形成を支えるために、防災、建築の構造と材料、建築環境に関わる研究の発展が求められている。沖縄の地域に根差しつつ世界的な視野で建築の文化的な価値を探求し、持続可能な都市の建設と維持及び発展を支える分野として、建築計画、建築意匠、都市計画、地域開発に関わる研究の発展が必要である。これらの課題に応える高度な研究を実施し、建設業等の多様な関連産業や国、県、市町村や関連公的機関および研究機関において活躍できる人材を養成する目的で、建築学プログラムを設定する。

８）知能情報プログラム

内閣府が提唱する Society 5.0 では、サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合することで、これまで人類が経験したことのない新しい段階の価値が提供されるスマート社会への進化を目指している。スマート社会を実現するための主な基盤技術は人工知能と IoT であり、これらを研究開発する人材の養成が急務である。それらは同時に地域活性化のための強力なツールになる。すなわち、農業、工業、商業、観光業等、あらゆる分野で人工知能と IoT をどのように活かすのかが、今後の産業振興にとって重要な鍵となっている。このため、コンピュータサイエンス及び人工知能分野の深い専門性を有し、スマート社会の基盤技術を研究開発するための人材、あるいは基盤技術を高度に応用できる人材を養成する目的で、知能情報プログラムを設定する。

② 教育の柱となる分野とアウトカム

１）材料物質工学プログラム

各種材料の強度特性やその評価、腐食防食やそのモニタリング、加工に関連する分野（材料力学、弾性力学、塑性力学、連続体力学、腐食防食、加工システム工学など）

[アウトカム]

工業のグローバル化、高度化、IT を利用した高度情報化、他分野との融合など次世代環境のなか革新的なものづくりを先導する研究、開発、設計の場での活躍できる人材

２）熱流体工学プログラム

機械系の学問を基盤とした熱工学や流体工学、エネルギー工学に関する分野（物質移動現象の解析、熱エネルギーの有効利用・変換技術、航空宇宙工学、熱流体計測や制御、風車等による再生可能エネルギーなど）

[アウトカム]

ものづくり技術やシステム設計分野において、機械系設計技術を基盤とした熱・流体エネルギーの高度活用技術の研究開発の場で活躍できる人材

３）知能機械システムプログラム

機械系の学問を基盤とした知能数理工学や計測制御工学に関する分野（知能工学、ソフトコンピューティング、ニューラルネットワーク・遺伝的アルゴリズムを用いた制御、画像処理、機械制御応用、シミュレーションなど）

[アウトカム]

ものづくり技術やシステム設計分野において、機械系設計技術をバックグラウンドとした知的システムの研究開発の場で活躍できる人材

４）電気エネルギー・システム制御プログラム

電力工学、電力変換及び電気材料に関わる電気エネルギー分野、計測工学、制御工学及びシステム工学に関わるシステム制御分野

[アウトカム]

エネルギー、電気設備、自動車、計測機器、ロボット、システム開発等の産業分野において活躍できる人材

５）電子システム・デバイスプログラム

集積回路設計や情報通信システムなどに関わる電子システム分野、センサ技術、半導体技術などの材料・デバイス分野

[アウトカム]

情報通信産業分野やエレクトロニクス分野、さらにはそれらの融合分野において活躍できる人材

６）社会基盤デザインプログラム

構造物の建設・維持管理・マネジメントに関わる構造設計工学分野、建設材料学分野、河川・海岸環境、地盤・岩盤特性に配慮した防災減災に関わる水圏環境工学分野、地盤環境工学分野、安心・安全で持続可能なまちづくりの創生に関わる社会システム計画学分野

[アウトカム]

公的機関や建設会社などにおいて、社会インフラの整備や災害に強く、環境に優しい街づくり等で活躍できる人材

７）建築学プログラム

安全、安心な構造物を築く建築防災工学、建築構造・耐震工学、建築材料学、持続可能で快適な環境形成を担う建築環境工学、文化的で豊かな生活空間をつくる建築計画学、建

築デザイン、都市・地域計画学

[アウトカム]

建築に関わる幅広い建設関連産業や公的機関、研究機関で活躍できる人材

８）知能情報プログラム

コンピュータサイエンス、ネットワーク、データサイエンス、人工知能分野の基盤的な専門知識及び新しい価値の創出や、社会の諸課題の解決に繋げられる応用力

[アウトカム]

スマート社会の基盤技術を研究開発できる人材及び専門分野を活かして地域社会の発展、安心安全に活躍できる人材

（３）工学専攻の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の関係

以下に、ディプロマ・ポリシー工学専攻共通部分とカリキュラム・ポリシーを示す。

①学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

工学分野における高度な専門知識と研究開発・研究遂行能力を身につけ、国際社会に貢献できる人材を養成する目的を実現するため、ディプロマ・ポリシーを以下のとおり定める。（参考：7 頁【ディプロマ・ポリシー】）

1） 工学分野における高度な専門知識及び技術とその応用力を身につける。

2） 専門分野の知識と技術を活用し、広い視野を持って工学分野の問題に対し、状況把握と課題設定ができ、実践的で創造的な解決力を身につける。

3） 多様な人々と連携できるコミュニケーション能力及び論理的説明が可能なプレゼンテーション能力を身につける。

4） 技術者、研究者としての社会的責任を理解し高い倫理性に基づき行動することができる能力を身につける。

②教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

上記ディプロマ・ポリシーを達成するために以下のカリキュラムを編成する。

1） 各プログラムの科目群及び指定する関係科目を通して、高度な専門知識と技術及びその応用力を修得する。

2） 「工学の倫理と社会実践」、「工学特別研究」、「工学特別演習」及び専門科目を通して、課題発見から実践的解決まで遂行できる能力を修得する。

3） 「工学特別研究」、「工学特別演習」、「インターンシップ」及び専門科目を通して、コミュニケーション能力とプレゼンテーション能力を修得する。

4） 倫理関係科目を通して科学者及び技術者の倫理知識を修得する。

1専攻として大くくり化したので、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは工学専攻で共通である（各プログラムにおけるディプロマ・ポリシーは「1．設置の趣旨及び必要性」を参照のこと)。両ポリシーは4項目で構成され、それぞれの項目が対応関係にあり、専門知識、実践能力、コミュニケーション能力、技術者の倫理性などに対応する。学生は8プログラムから一つを選択し、その分野の一連の科目群を履修することで、専門性を修得する。また、「工学特別研究」、「工学特別演習」は、所属研究室指導教員のもとで、講義ではカバーできない実践的な能力の向上を図る。

また、共通必修科目である「工学の倫理と社会実践」は、7つの講座に所属する教員が協力して工学専攻の全学生に対して提供する講義である。カリキュラム・ポリシーの第4項目の倫理性及び社会性や人間力向上に資する必修科目であり、今回の改組で従来の「科学者の倫理（1単位)」から2単位科目として内容を充実させた特徴ある科目である。

以上示したように、8プログラムのそれぞれが指定する専門科目、「工学の倫理と社会実践」、「工学特別研究」、「工学特別演習」などの共通必修科目、「インターンシップ」や「国際インターンシップ」などの社会性を育む科目、「工学の倫理と社会実践」での倫理性や社会性や人間力向上に資する科目からなる教育課程を体系的に提供することで、ディプロマ・ポリシーに示される人材養成を実現する。また、工学専攻には、教育課程を企画・立案する学務委員会を設け、前述したような共通科目や、学生の海外派遣など全体に係ることを教員組織全体で調整の上、効率的な運用を図る。

５．教員組織の編成の考え方及び特色

（１）教員組織の編成

工学専攻に7つの講座（機械工学講座、エネルギー環境講座、電気システム工学講座、電子情報通信講座、社会基盤デザイン講座、建築学講座、知能情報講座）を置き、教員を配置する。これは、工学部工学科と同様の構成であり、6年一貫教育への対応を想定した教員組織となっている。

工学専攻の7つの講座に所属する教員数は、総数76名（完成年度）となっている。別紙様式第3号に示すように、年齢構成は、30代7%、40代32%、50代40%、60代21%であり、49歳未満が38%であり、教員の定年年齢は、国立大学法人琉球大学職員就業規則（資料3）の規定により満65歳である。なお、工学専攻に配置する予定の専任教員はすべて、完成年度まで定年年齢を超えることはなく、教育研究の維持向上及び教育研究の活性化に支障のない年齢構成となっている。

（２）各プログラムの担当

博士前期課程（工学系）の専門科目のうち、教育上主要と認める授業科目については、原則として専任の教授又は准教授が担当する。

７つの講座の教員が 8 プログラムを分担して担当する。図４【改組後の工学科 7 コースと博士前期課程（工学系）工学専攻８プログラム】で、その分担が横並びで概要が図示されている。以下に分担の詳細を示す。

機械工学講座、エネルギー環境講座の 2 講座は、材料物質工学プログラム、熱流体工学プログラム、知能機械システムプログラムの 3 プログラムを担当する。電気システム工学講座、電子情報通信講座の 2 講座は、電気エネルギー・システム制御プログラム、電子システム・デバイスプログラムの 2 プログラムを協力しながら担当する。社会基盤デザイン講座、建築学講座の 2 講座は、社会基盤デザインプログラム、建築学プログラムの 2 プログラムを協力しながら担当する。知能情報講座は、知能情報プログラムを担当する。これらの担当関係は、専門科目などの専門性が必要な部分の担当であり、工学専攻の共通科目などは、全 7 講座の教員の協力により実施する。

６．教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

（１）教育方法、履修指導

理工学研究科の教育体系は、カリキュラム・ポリシーの専門知識、実践能力、コミュニケーション能力、技術者の倫理性などを学修プロセスの枠組みに組み込む必要があり、また改組の到達目標である、社会が工学系に求めている学術界の高度な研究人材と産業界が求める先端的な実務人材に高度人材養成を通じて貢献する必要がある。

上記の観点を体系的に実現するために、工学専攻で開講する履修科目は以下のような分類で提供する。資料４に【工学専攻８プログラムの履修科目一覧】を示す。

１）工学専攻共通領域（必修科目と選択科目）
２）プログラム専門領域（主プログラムおよび他プログラム科目、必修科目と選択必修）
３）他専攻・他研究科等分野外科目

工学専攻共通領域の必修科目の一つとして、「工学の倫理と社会実践（２単位）」が設定されている。内容の約 50%は科学者の倫理等の教科書を用いた講義及びグループワークであり、残りの約 50%は道徳的な内容と、現実社会で実践的・創造的な解決力を発揮するためのやる気や自主性を養うための企業やベンチャー起業に関連する内容をカバーするもので、倫理性ややる気などの品性面の養成を目的とする。

工学専攻共通領域の他の必修科目としての「工学特別研究」、「工学特別演習」で、所属研究室指導教員のもとで、講義ではカバーできない実践的な能力の向上を図る。

工学専攻共通領域の選択科目としては、国内・国際インターンシップ科目があり、社会

性・国際性・社会実践性に関する実践的能力を養成する。

プログラム専門領域科目より、学生は8プログラムから一つを選択し、その分野の一連の科目群を履修することで、高度な専門性を修得する。同時に視野を広げるために、他プログラムの科目を選択科目として履修を指導教員等により推奨を行う。必要に応じて、指導教員の指導のもと、他専攻・他研究科等分野外科目の履修を可能とし、工学系を超えた他の分野の知識習得のチャンスを広げ、より視野の広い人材の養成を行えるようにする。

各プログラムの履修の流れとディプロマ・ポリシー（ＤＰ）及び養成人材像（アウトカム）の関係を図示したものが資料5の【履修モデル（各プログラム)】である。

「社会が工学系に求めている学術界の高度な研究人材と産業界が求める先端的な実務人材」というキーワードに対応するために、大学院のプログラム専門領域は学部学修の上位として設計されており、資料6に【6年一貫カリキュラムマップ】を示す。学部での履修の流れが将来的に大学院のどのような科目に繋がるかを示すとともに学生に将来への展望を示すこともできる資料である。

本学では、年間登録上限数（CAP制）が設定されてはいるが、博士前期課程（工学系）では修了単位が30単位ということで、CAP制を適用せずとも、個々の授業科目に対して十分な学修時間が確保できる。

（２）研究指導の方法及び学位論文審査

研究に関しては、それぞれの学生は特定の研究室に所属し、主指導・副指導教員による研究計画指導を1年目より実施し、2年間で修士論文を作成し、2年目の2月（9月修了予定者は8月）に学位（修士）論文を提出する。論文は、「琉球大学大学院理工学研究科の学位授与に関する取扱細則」の規定に基づき、3名以上の教員で構成される修士論文審査会のもとで論文審査及び最終試験を行う。最終試験は、公開による論文発表会により実施する。通常、修士論文審査会の主査は当該学生の直接の指導教員ではあるが、主査を含め、その他 2 名以上の副査を研究科委員会で決定し、審査の厳格性及び透明性を確保する。修了判定に関しては、教員組織である7講座の内、専門性の近い一つ又は二つの講座が協同して責任を持って審査し、研究科委員会で判定することで、厳格性と透明性を担保する。

（３）博士前期課程（工学系）の修了要件

博士前期課程の修了要件は、琉球大学大学院学則により、大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題について研究成果の審査及び最終試験に合格することである。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りる。

工学専攻における修了に必要な単位は、必修科目 14 単位以上及び選択科目 16 単位以

上である。さらに詳細に述べれば、工学専攻共通領域の必修科目である「工学の倫理と社会実践」、「工学特別研究 I、II、III、IV」、「工学特別演習 I、II、III、IV」の履修が必修の 14 単位となる。「工学特別研究 I、II、III、IV」、「工学特別演習 I、II、III、IV」を通して、学生は特定の研究室に所属し、研究活動と修士論文作成を行う。

プログラム専門領域の選択科目のうち、学生が選択したプログラムの科目及び指定された他プログラム科目を合わせて 10 単位以上履修する必要がある。

各学生は、自らが選択したプログラム以外のプログラム科目から 6 単位まで修了要件に含めることができる。また、指導教員と相談の上、他専攻・他研究科等分野外科目の履修単位を含めることもできる。より広く横断的に工学的知識・能力や、その他異分野の知識を修得できるよう学生の修学の選択範囲を広げている。

（４）研究倫理審査体制

本学では、「琉球大学研究者倫理規範」を策定し、本学に所属する教育、技術職員、大学院生、学部学生など研究に携わる全ての者が守るべき研究倫理指針と研究者倫理を保持するための本学の責務を定めている。

また、研究者の研究活動上の不正行為を防止し、研究活動上の不正行為が行われた場合又はそのおそれがある場合に厳正かつ適切に対応するため、「琉球大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を制定している。

人を対象とする研究については、「琉球大学における人を対象とする研究に関する倫理規則」（資料７）を定めており、情報の管理、研究者への倫理教育及び研究倫理審査委員会の設置などについて定めている。

さらに、研究倫理教育及び研究費不正執行教育について、e ラーニングによる定期的な受講を行うことを、研究に関わる教職員を対象に義務づけている。

（５）外国人留学生特別コースの留学生への配慮

理工学研究科（工学系）では、英語で授業を行う外国人留学生向けの特別プログラムを同時に開講しているが、改組後も同様の履修指導、生活指導体制を継続して行う。改組前も、プログラム専門領域の講義は日本語・英語両言語への対応もしくは、日本人に対しても英語講義での対応を実施しており、改組後も同様の対応を行う予定である。なお、日本人学生と外国人留学生の比率は、おおよそ 8 対 2 の比率である。

７．施設・設備等の整備計画

（１）講義室等の整備計画

博士前期課程（工学系）においては、工学部の既存の講義室・設備等を活用する。

工学部には、教育・研究に必要な講義室、ゼミ室、実験室、研究室、学生自習室をはじ

め実験棟、工作工場及び教員研究室等は既に備わっている。講義室・設備等は、学部生及び大学院生が共用して使用できる態勢となっており、教育・研究に支障はない。（資料８）

また、工学部の建物内は、学内 LAN が整備され、講義室・ゼミ室以外のロビー等でも Wi－Fi が自由に利用でき、ゼミ室等に限らずインターネットの利用により教育・研究の機会が広く提供されている。

（２）図書館の整備計画

本学の附属図書館は、理工学研究科（工学系）がある千原キャンパスに本館が設置され、医学部がある上原キャンパスに医学部分館が設置されており、合わせて約１００万冊の蔵書を有している。図書・雑誌だけでなく、データベース電子ジャーナルが利用でき、学術基盤の整備も行われている。本館は、本学の学生・教職員だけでなく、県内外の多くの研究者にも利用されている。また国連寄託図書館と EU 情報センターにも指定されており、国際資料の活用にも力を入れている。本館には閲覧スペースに加え、研究発表会など自由に討論等ができるラーニング・コモンズ、多目的ホールも整備され、学生のグループ発表会や教職員のワークショップや教育・研究の発表の場など幅広く活用されている。

博士前期課程（工学系）の学生は、主に本館を活用し、自己の専門分野及び研究テーマ等について学修を深めている。

８．基礎となる学部との関係

博士前期課程（工学系）の基礎となる学部は工学部である。すでに、図２【現状の工学部・理学部・理工学研究科の組織】及び図４【改組後の工学科 7 コースと博士前期課程（工学系）工学専攻８プログラム】で示したように、工学科の７コースから大学院への６年間一貫教育を行い、継続的で一貫したカリキュラムにより高度専門性を持つ人材と先端的な実務人材を養成できるよう編制する。

添付資料６に、学部４年間の履修モデルと大学院２年間の履修の流れを示す 6 年一貫カリキュラムマップを示す。カリキュラムマップは、工学部工学科７コースから博士前期課程工学専攻８プログラムのカリキュラム接続を示すものである。学部学生に対して履修プログラムを示すことにより、博士前期課程（工学系）まで進学すればどのような科目を履修し、どんな分野の専門性を持つことができるか、また、どのような選択が可能かを予め示すことで、大学院への進学意欲を向上させ GE プログラムを含めた 6 年一貫教育のメリットを周知する目的をもつ資料である。

6 年一貫の接続として、工学科機械工学コースは、工学専攻 3 プログラム材料物質工学、熱流体工学、知能機械システムへの接続を想定し、工学科エネルギー環境工学コースは、工学専攻３プログラム材料物質工学、熱流体工学、知能機械システムへの接続を想定

している。これらは、学部カリキュラムとは異なるプログラムへの接続が可能なカリキュラムを提供している。工学科電気システム工学コースは、工学専攻電気エネルギー・システム制御プログラムへ、工学科電子情報通信コースは、工学専攻電子システム・デバイスプログラムへ、工学科社会基盤デザインコースは、工学専攻社会基盤デザインプログラムへ、工学科建築学コースは、工学専攻建築学プログラムへ、工学科知能情報コースは、工学専攻知能情報プログラムへ、それぞれ接続する。

これまでの実績では、博士前期課程（工学系）へ進学する日本人学生の 95%が本学工学部からの進学であり、ほとんどの学生が 6 年一貫カリキュラムを有効に活用できる。

９．入学者選抜の概要

（１）入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）

以下に入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）を示す。

社会から工学系に求められている高度専門知識と技術を修得し、技術者・研究者として広く国内外で活躍する意欲のある人材を求める。

アドミッション・ポリシーの高度専門知識と技術の修得を目指す人材の選抜が必要であり、選抜に関しては、養成する人材像はその教育課程、すなわち、８つのプログラムのアウトカムに大きく依存する。しかし、１専攻として選抜を実施するため、教員組織である７講座のうち、専門性の近い一つ又は二つの講座が共同して責任持って実施することで、透明性や厳格性を確保した選抜を行う。具体的には、材料物質工学、熱流体工学、知能機械システムの機械工学系３プログラムを機械工学講座、エネルギー環境講座の２講座が担当し、電気エネルギー・システム制御、電子システム・デバイスの２プログラムを、電気システム工学講座、電子情報通信講座の２講座が担当し、社会基盤デザイン、建築学、知能情報の３プログラムは、それぞれ、社会基盤デザイン講座、建築学講座、知能情報講座が担当する。

この実施体制と同様に、学部のコースと博士前期課程のプログラムの関係は図６【学部７コースから想定される主な進学先プログラム】のように、機械系分野である機械工学コース、エネルギー環境工学コースからは、材料物質工学プログラム、熱流体工学プログラム、知能機械システムプログラムへ、電気電子工学分野である電気システム工学コース、電子情報通信コースからは電気エネルギー・システム制御プログラム、電子システム・デバイスプログラムへ、社会基盤デザインコース、建築学コース、知能情報コースの３プロ

グラムは、それぞれ、社会基盤デザインプログラム、建築学プログラム、知能情報プログラムへ主に進学することを想定している。

機械系及び電気電子系での学部コースと博士前期課程プログラムの関係は、博士前期課程で学問を深化して学ぶにあたって、学部レベルでのおおよその分類に対して、博士前期課程においては、それを構成する個々の学問分野を分かりやすく再編成したり、オーバラップした学問分野をより明確にした分野名を掲げ相互の行き来を可能にしている。また、学部は一学科制に改組するにあたり、他コースの学問分野を学ぶ融合科目の履修を必修化していることに加え、博士前期課程の改組にあたっては他プログラム科目も広く履修できるように履修条件を設定していることから、上述した学部コースから博士前期課程プログラムへの主に想定される進学先以外のプログラムへの進学も許容されている。

（２）入学定員について

改組後の入学定員は、改組前の 4 専攻の入学定員と同じ 93 名であるが、8 つのプログラムそれぞれには、入学定員の設定は行わない。入学時に学生の希望及び各研究室の人員の制約を考慮して、それぞれの研究室に配属することになるが、研究室所属とは別に、学生が所属した学部コース又はそれまでの専門性を考慮して自由にプログラムの選択が可能である。これは、学生には大学院入学までのそれぞれの専門性の累積があるので、一つのプログラムに学生の希望が集中することはないと考えられ、また、プログラムは講義でのコースワーク教育であり教室のキャパシティを考慮して対応可能と考える。

（３）入学者選抜方法

① GE プログラム特別選抜については、学部 3 年次に選抜され、学部から博士前期課程まで一貫で専門教育と英語力を強化することを目指している。このため、一般選抜とは別に、各コース指定の GE 特別科目を履修していることを条件に、GPA を元にした学業成績、TOEIC・TOEFL の英語スコア、研究計画書を元に合否判定を行う。GE プログラム特別選抜においては、大学院進学して学問探求することを早くから進路として定め、かつ国際的な活躍を望んでいる学業優秀で有望な学生が積極的に GE プログラムに参加することを促すために、検定料及び入学料を免除する。GE プログラム特別選抜の募集人員は 35 名程度とする。

② 推薦特別選抜については、成績優秀者に関しては、在籍する大学学部の学科長（又は相当する教員）の推薦により、一般選抜に先立ち、実施する。選考にあたっては、GPA を元にした学業成績、TOEIC・TOEFL の英語スコア及び口頭試問によって行う。推薦特別選抜の募集人員は 10 名程度とする。

③ 一般選抜については、博士前期課程進学希望者に対して、GPA を元にした学業成績、TOEIC・TOEFL の英語スコアおよび各プログラムに関する専門科目の筆記試験と面接によって選抜する。一般選抜には夏季実施の第 1 期と冬季実施の第 2 期が

ある。上記、GE プログラム特別選抜及び推薦特別選抜に不合格であった者も受験可能である。推薦特別選抜の募集人員は 50 名程度とする。

④　他大学からの受験生については、GE プログラム以外の推薦特別選抜及び一般選抜により受け入れることとなっている。

⑤　上記の選抜以外に外国人留学生選抜（特別プログラム）については、従来どおり書面及びインターネット等による面談を用いて選抜を行う。

社会人特別選抜は、社会人（大学卒業後 3 年以上の社会的経験を持ち、入学後も在職（企業等）している者）を対象に小論文及び面接を実施する。加えて、現職の高校教員（沖縄県内で 3 年以上の教職経験を有し原則として 45 歳以上で、入学後も現職教員として在職する者）を対象に社会人特別選抜（現職高校教員）として小論文及び面接を実施する。いずれの選抜も募集人員は若干人である。

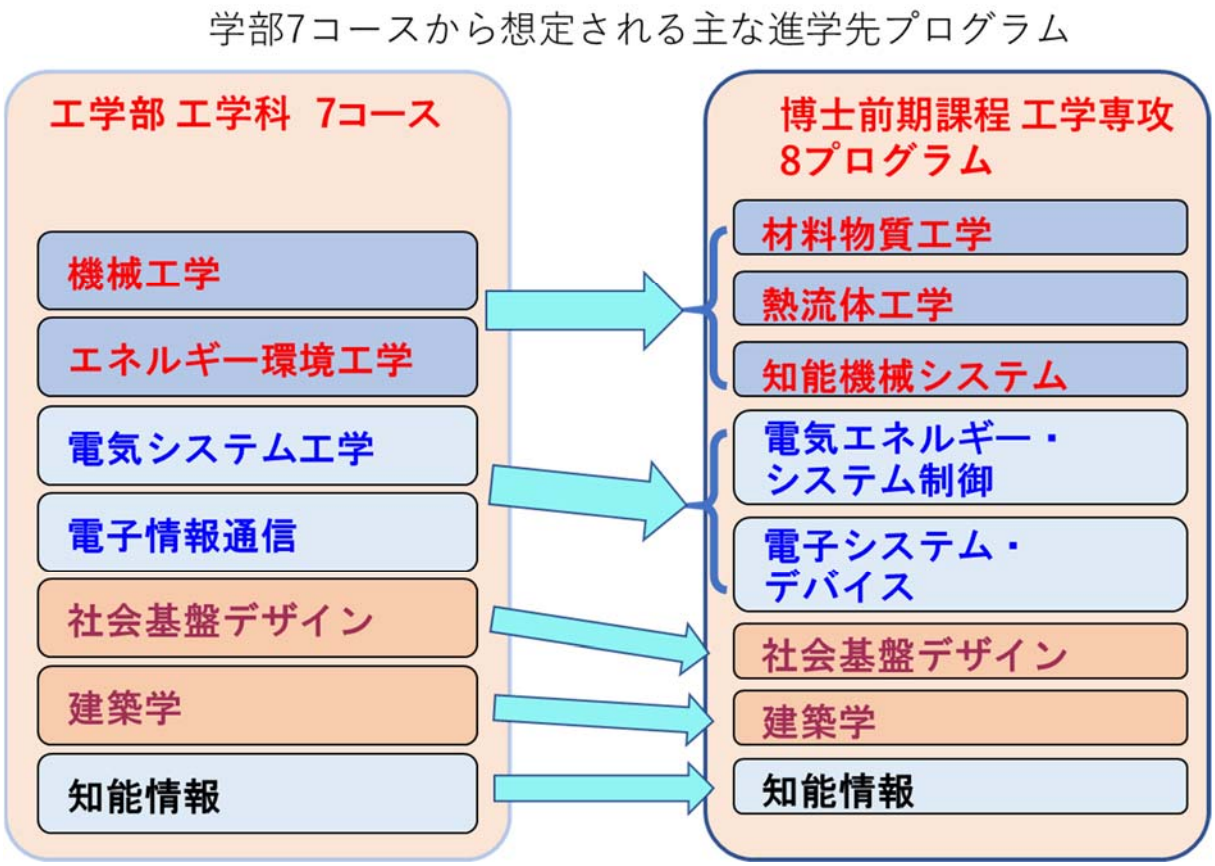

図６　学部８コースから想定される主な進学先プログラム

１０．取得可能な資格

博士前期課程（工学系）では、当該プログラムの所定の科目を履修し、必要な単位を取得することにより、以下の資格を得ることができる。

（１）高等学校教諭専修免許状（工業）

○　知能情報プログラムを除く全プログラムが提供する科目を履修する。

（２）高等学校教諭専修免許状（情報）

○　知能情報プログラムが提供する科目を履修する。

（３）１級建築士資格受験資格

○　建築学プログラムが提供する１級建築士資格受験資格のための実務経験科目を履修する。

１１．「大学院設置基準」第１４条による教育方法の実施

大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を活用することで大学院での履修を希望する社会人学生の就学の便宜を図るために、以下のような措置を実施する。

（１）修業年限

博士前期課程の標準修業年限は 2 年とするが、社会人学生の負担等に配慮し、長期にわたり計画的な履修を可能とする長期履修制度を導入する。長期履修制度は、標準修業年限に１年又は２年を加算した期間とする。

（２）履修指導及び研究指導の方法

社会人学生への履修指導及び研究指導については、研究指導教員が社会人学生と研究計画の打合せを行い、計画的に履修及び研究ができるように個別指導する。社会人学生の研究指導については、夜間その他特定の時間又は時期において研究指導を行うことも可能とする等の方法により行う。

（３）授業の実施方法

教育上必要と認められる場合は、学生の勤務形態等を考慮し、指導教員と相談の上、夜間その他特定の時間又は時期に講義等を受講できるようにするなど、社会人学生が履修しやすい環境を整える。

（４）教員の負担程度

講義形式の授業科目等は、予め開講予定時間が学生に提示され、計画的な受講を可能とする。「工学特別研究」、「工学特別演習」等のゼミナール形式の講義科目は、開講予定時

間の代わりに受講効果が上がるよう一般学生と一緒に実施する等、受講学生の負担がないように柔軟に設定する。受講生と指導教員と密に連絡を取りながら受講計画を立てることから、教員負担は大きくはない。

（５）附属図書館・情報処理センター等の利用方法など

本学の附属図書館は、平日 8 時から 21 時 40 分まで、土日は 10 時から 20 時まで開館しており、社会人学生も十分利用可能な体制を整えている。また、図書館内のラーニング・コモンズに総合情報処理センターのパソコンエリアがあり、社会人学生の利用が可能となっている。総合情報処理センターは、平日 9 時から 17 時までの開館であるが、アカウント発行など限られた用件での利用となるので、指導教員が代行することができる。さらに、指導教員と相談の上、指導教員が管理する学生研究室・実験室を設定された時間内で利用することができる。

（６）入学者選抜の概要

社会人特別選抜を実施している。社会人の中で現職高校教員の入学者には、2 年間の標準修業年限の授業料を免除する特別な措置がある。入学者選抜試験は、小論文と口述試験を含む面接を実施する。

（７）受入分野（プログラム）

博士前期課程（工学系）では、1 専攻すべてのプログラムで社会人を受け入れ、多くの潜在需要に対応できるようにする。

（８）教員組織の整備状況

博士前期課程（工学系）では、一般学生のプログラムに対応させて、すべてのプログラムで社会人学生を受け入れる準備が整っている。

１２．管理運営

理工学研究科に研究科長及び副研究科長を置き、教育・研究に係る審議機関としては、研究科委員会、研究科代議員会、博士前期課程委員会（工学系）、学務委員会（工学系）を置く。博士前期課程（工学系）を担当する事務組織は、工学部事務部において、事務長を筆頭に総務係及び学務係が担当する。

（１）理工学研究科長の選考・任命方法

研究科長は学長から任命され、工学部長又は理学部長がそれぞれ隔年で担当する。研究科長にならない学部長は副研究科長を担当する。

（２）管理運営組織

理工学研究科委員会は、研究科全体に係る重要事項を審議する。研究科委員会からの詳細審議の付託に応えるほか、研究科委員会の審議運営を円滑に行うため、研究科委員会の下に研究科代議員会を置く。博士前期課程委員会は、工学系及び理学系に置かれ、それぞれの系に関する教育・研究の諸事項を審議する。学務委員会は、主に研究科に関する教育課程の編制・入試方法等の学務関係について、企画・立案を行うとともに各プログラムの意見調整の場とする。各委員会等の審議事項等を以下の表に示す。

委員会等	審議事項等
研究科委員会	(１)構成員：研究科長、副研究科長、博士後期課程を担当する教授・准教授・講師又は助教 (２)開催：原則として毎月１回 (３)審議事項 ①学生の入学及び課程修了に関すること。 ②学位の授与に関すること。 ③教育課程の編成に関すること。 ④研究科の中期目標・中期計画及び年度計画に関すること。 ⑤学生の懲戒及び除籍に関すること。 ⑥学生の転入学、再入学及び留学に関すること。 ⑦研究生、特別聴講学生及び科目等履修生に関すること。 ⑧教育課程の試験に関すること。 ⑨学生の表彰に関すること。 ⑩学生の転研究科及び転専攻に関すること。 ⑪専攻等の新設改廃に関すること。 ⑫教員の資格審査に関すること。 ⑬その他研究科に関すること。 ⑭規程の改廃に関する事項 ⑮前各号に掲げるもののほか、研究科長がつかさどる教育研究に関する事項
研究科代議員会	(１)構成員：研究科長、副研究科長、評議員、専攻主任、系主任、各専攻ごとに互選された教員各１名（ただし、数理科学専攻は１専攻１系とみなす。）研究科長が特に必要と認める者 (２)開催：原則として毎月１回 (３)審議事項 ①教育課程の編成に関すること。 ②教育課程の試験に関すること。 ③研究科の中期目標・中期計画及び年度計画に関すること。 ④学生の転入学、再入学及び留学に関すること。 ⑤学生の転研究科及び転専攻に関すること。 ⑥研究生、特別聴講学生及び科目等履修生に関すること

	⑦その他研究科に関すること。
博士前期課程委員会	(１)構成員：研究科長、副研究科長、博士前期課程を担当する教授・准教授・講師又は助教 (２)開催：原則として毎月１回 (３)審議事項：博士前期課程に関する事項については、博士前期課程委員会に審議を委ね、その議決をもって研究科委員会の決定に代えるものとする。 ①学生の入学及び課程修了に関すること。 ②学位の授与に関すること。 ③教育課程の編成に関すること。 ④研究科の中期目標・中期計画及び年度計画に関すること。 ⑤学生の懲戒及び除籍に関すること。 ⑥学生の転入学、再入学及び留学に関すること。 ⑦研究生、特別聴講学生及び科目等履修生に関すること。 ⑧教育課程の試験に関すること。 ⑨学生の表彰に関すること。 ⑩学生の転研究科及び転専攻に関すること。 ⑪専攻等の新設改廃に関すること。 ⑫教員の資格審査に関すること。 ⑬その他研究科に関すること。 ⑭規程の改廃に関する事項 ⑮前各号に掲げるもののほか、研究科長がつかさどる教育研究に関する事項
研究科学務委員会（工学系）	(１)構成員：副学部長（大学院担当）、各博士前期課程専攻（工学系）から選出された者　各２人、その他研究科長又は副研究科長が特に必要と認める者　若干人 (２)開催：不定期 (３)審議事項 ①教育課程の編成及び改善に関すること。 ②授業科目の種類、編成及び履修方法に関すること ③シラバスに関すること。 ④学生の厚生補導に関すること。 ⑤学生募集及び入試に関すること。 ⑥学生の交流に関すること。 ⑦教員養成に関すること。 ⑧その他理工学研究科（工学系）の学務に関すること。

１３．自己点検・評価

（１）全学的な取組

本学では、琉球大学自己点検・評価規則に基づき、教育・学生支援自己点検・評価委員

会をはじめ、研究、社会連携、国際交流、管理運営、財務・施設管理に関する自己点検・評価委員会をそれぞれ設置しており、各委員会の委員長には担当理事が就いている。また、全体をまとめる琉球大学自己点検・評価会議を置き、基本的な目標に基づき、自己点検・評価の観点からの教育研究活動等の水準向上及び活性化を図っている。

中期目標・中期計画・年度計画に関しては、管理システムにおけるプロジェクトシートにより進捗状況を管理しており、8 月、12 月、 4 月にそれぞれの部局における状況確認を行っている。確認については、大学評価 IR マネジメントセンターが各取組の進捗状況のモニタリングを行い、自己点検・評価会議において報告を行っている。

また、令和 2 年度から、教員の教育研究意欲の一層の向上させることを目的に、本学の全教員を対象とする業績評価制度を導入した。主に次のことが期待される。

・目標設定を通じて、大学として期待する成果や行動についての共通理解に資する。

・評価結果のフィードバック等により、人材養成に資する。

・学部長等と個々の教員の円滑なコミュニケーションの向上に資する。

業績評価は、年度開始前に各教員が、「教育・学生支援」、「研究」、「社会貢献」及び「管理運営」のそれぞれの領域における評価項目に対する年度目標を設定し、年度の終わりに自己評価を行い、業績評価委員会が評価を行うという目標管理型の評価制度である。評価結果を処遇（賞与、昇給等）に反映することにより、教員のモチベーションの一層の向上に資することとしている。

（２）大学機関別認証評価

本学では、平成 29 年度に大学改革支援・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価を受審し、「琉球大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。」との評価を受けた。

国立大学法人評価及び大学機関別認証評価については、大学公式ホームページにおいて公表を行っている。

（３）理工学研究科（工学系）における取組

工学部及び理工学研究科（工学系）においては、毎年「琉球大学工学部広報」を発行し、学内外に広く配布している。その内容は、当該年度の組織・役職体制、教職員数、工学部教員に対する教育貢献、研究貢献、社会貢献の項目表彰の内容、工学部教員の活動の新聞記事、技術部職員の活動内容、教員の研究業績、外部資金（科研費、受託・共同研究、補助金、寄付金受入、公募型研究助成）、そして各教員の社会連携できる研究項目リストである。改組後も、同様な業績公開を継続して実施する。これにより、特に教員の学術論文、外部資金状況を点検・評価することが可能となる。

また、工学部・理工学研究科（工学系）では、数年ごとに外部評価委員会による評価を実施しており、改組後も定期的に外部評価を実施する。

１４．情報の公表

（１）全学的な取組

本学では、広報活動を一元的かつ戦略的に行い、学内のコミュニケーションと社会との双方向コミュニケーションを推進することにより、本学に対する社会の理解と信頼を向上させるとともに、本学の理念の実現に資することを目的として、広報戦略本部を設置している。本部長には広報担当の理事を置き、戦略的な広報活動を展開している。

また、広報戦略本部の広報戦略に従って、部局等における広報活動を推進するため、広報委員会を置いている。広報委員会には、各学部の広報を所掌する委員会の委員長が委員として参加している。

大学の情報については、大学の公式ホームページにおいて公表している。

琉球大学ホームページ（トップ）　https://www.u-ryukyu.ac.jp/

公式ホームページにおいては、大学情報として、組織図、役員紹介、学年暦などのほかに、本学の理念・目標についても掲載している。

大学情報　https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/
トップ＞大学情報

また、学校教育法第 113 条及び学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定に基づく法定公開情報として、以下の項目については、次の Web 頁に一括で掲載している。

教育情報の公表　https://www.u-ryukyu.ac.jp/aboutus/educationalinformation/
トップ＞大学情報＞教育情報の公表

ア　大学の教育研究上の目的に関すること。（第 1 号関係）
イ　教育研究上の基本組織に関すること（第 2 号関係）
ウ　教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること（第 3 号関係）
エ　入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること（第 4 号関係）
オ　授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること（第 5 号関係）
カ　学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること（第 6 号関係）
キ　校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること（第 7 号

関係）

ク　授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること（第 8 号関係）

ケ　大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること（第 9 号関係）

コ　その他（教育課程を通じて修得が期待される知識・能力の体系（第 10 号関係）

（２）理工学研究科（工学系）における取組

理工学研究科（工学系）のホームページは、工学部のホームページとリンクして閲覧することができる。主な内容としては、理工学研究科（工学系）の各専攻案内、入試情報、教員紹介などがある。なお、外国人留学生向けに英語版も公開している。

また、閲覧は学内に限定されるが、教職員・学生向けに文部科学省、大学本部からの通知、外部資金の公募、学事日程等の各種連絡事項等を「工学部 SNS」で情報発信を行っている。

工学部及び博士前期課程（工学系）の広報活動を実施する管理運営組織として、工学部に広報・図書委員会を置き、オープンキャンパスでの工学部案内パンフレット等の作成や工学部の広報誌や紀要の発行、工学部ホームページの編集などを担当している。

工学部ホームページ（トップ）　https://www.tec.u-ryukyu.ac.jp/

理工学研究科（工学系）（トップ）　https://www.tec.u-ryukyu.ac.jp/science/

工学部トップ＞理工学研究科

工学部及び理工学研究科（工学系）の入試・入学情報については、次の Web 頁に掲載している。

入試・入学情報　https://www.tec.u-ryukyu.ac.jp/examinee/e-addmission/

工学部トップ＞受験生の方＞入試・入学情報

１５．教育内容等の改善のための組織的な研修等

（１）全学的な取組

本学では、「琉球大学の教育に関するファカルティ・デベロップメントの基本方針」に基づき FD を実施している。全学的な FD の統括はグローバル教育支援機構が行い、講演会、説明会などを企画し、教育内容の改善及び教員の資質向上を図るための取組を実施している。

また、全学学士教育プログラム委員会から URGCC（University of the Ryukyus Global Citizen Curriculum）　FD ガイドとして 4 巻（シラバス編、ルーブリック編、3 つのポリシー編、アクティブラーニング編）を発行し、教員向けの手引書として活用している。

（２）事務系職員の研修

本学では、事務系職員が大学職員として日常業務をこなすだけではなく、他大学と比較した強み・弱みの分析など、「大学全体」を見渡すものの見方・考え方及び視野を広げることにより、自身の業務の現状に建設的な疑問をもたせ、前向きに業務改善に取り組む姿勢を養うなど、資質向上及び能力開発に伴う職員全体の底上げを図りつつ、多様性と柔軟性を備えた職員を育成する目的で、「琉球大学職員研修～ちゅーばー職員育成プラン～」を令和２年３月に策定した。

この構想に基づき、「琉球大学職員研修ガイドブック 2020」を策定し、職階別研修（30科目）、専門別研修（89 科目）及びテーマ別研修（8 科目）を計画に沿って実施する予定となっている。

学内研修とは別に、人事院、国立大学協会などの学外機関が主催する研修へもこれまで同様に積極的に参加することにより、大学職員としての資質向上を図ることとしている。

（３）理工学研究科（工学系）における取組

理工学研究科（工学系）では、教育改善等を検討する組織として学務委員会が設置されている。また管理職を中心とした調整会などで、FDを企画し、理工学研究科（工学系）の構成員を含む工学部教授会等で全教員向けに実施しており、改組後も同様に実施する。令和元年度においては、情報インシデント及びハラスメント防止に関する研修を含め 13 回の FD を実施した。

また、毎年度、理工学研究科（工学系）修了生に対して、講義、研究、指導方法、支援体制、自己の成長度合い、対人関係など多岐にわたるアンケートを実施し、教育・研究その他の改善に役立てており、改組後も同様の取り組みを実施する。

資料目次

資料１　　琉球大学工学部への社会からの４大要請

資料２　　工学部工学科のコース編成

資料３　　国立大学法人琉球大学職員就業規則

資料４　　工学専攻８プログラムの履修科目一覧

資料５　　履修モデル（各プログラム）

資料６　　６年一貫カリキュラムマップ

資料７　　琉球大学における人を対象とする研究に関する倫理規則

資料８　　大学院生研究室見取図

琉球大学工学部へ社会からの4大要請

「沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画） H24～H33年度」

将来像Ⅰ：沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島
- ◆自然環境の保全・再生・適正利用
- ◆持続可能な循環型社会の構築
- ◆低炭素島しょ社会の実現
- ◆文化産業の戦略的な創出・育成
- ◆価値創造のまちづくり

将来像Ⅱ：心豊かで、安全・安心に暮らせる島
- ◆社会リスクセーフティネットの確立
- ◆地域特性に応じた生活基盤の強化

将来像Ⅲ：希望と活力にあふれる豊かな島
- ◆自立型経済の構築に向けた基盤整備
- ◆情報通信関連産業の高度化・多様化
- ◆アジアと日本の架け橋となる国際物流拠点の形成
- ◆科学技術の振興と知的・産業クラスターの形成
- ◆沖縄の魅力や優位性を生かした新たな産業の創出
- ◆ものづくり産業の振興と地域ブランドの形成

将来像Ⅳ：世界に開かれた交流と共生の島
- ◆国際協力・貢献活動の推進

将来像Ⅴ：多様な能力を発揮し、未来を拓く島
- ◆産業振興を担う人材の育成
- ◆地域社会を支える人材の育成

【理工系人材に期待される活躍の姿】
- ・新価値の創造及びイノベーション
- ・起業、新規事業化
- ・産業基盤を支える技術の維持発展
- ・第三次産業を含む多様な業界での力量発揮

→
- ・理工系プロフェッショナル、リーダー人材育成システムの強化
- ・教育機能のグローバル化の推進
- ・地域起業との連携による持続的・発展的イノベーション創出
- ・国立大学における教育研究組織の整備・再編等を通じた理工系人材の育成

理工系人材育成の視点

【地域産業界からの要請】
- ・沖縄唯一の高度専門人材育成拠点として強化

【新産業への人材育成】
国際物流ハブ事業、再生可能エネルギーを利用した新エネルギー産業、海洋及び海底資源開発

【高度専門人材育成】
- ・学部-大学院一貫教育、グローバル人材育成

地域視点

【SIDS（Small Island Developing States）】
（政府の大洋州支援方針：島サミット）
「沖縄島嶼地域（狭隘・隔絶・遠隔・拡散性）における環境保全、効率的なエネルギー供給・水資源・リサイクル、防災・気候変動、持続可能な交通・エネルギー・観光インフラ、海洋及び海底資源開発等を島嶼国へ」

グローバル視点

改革！

地域社会・産業構造の変革と新産業創出に貢献する人材の育成

資料1

工学部工学科のコース編成

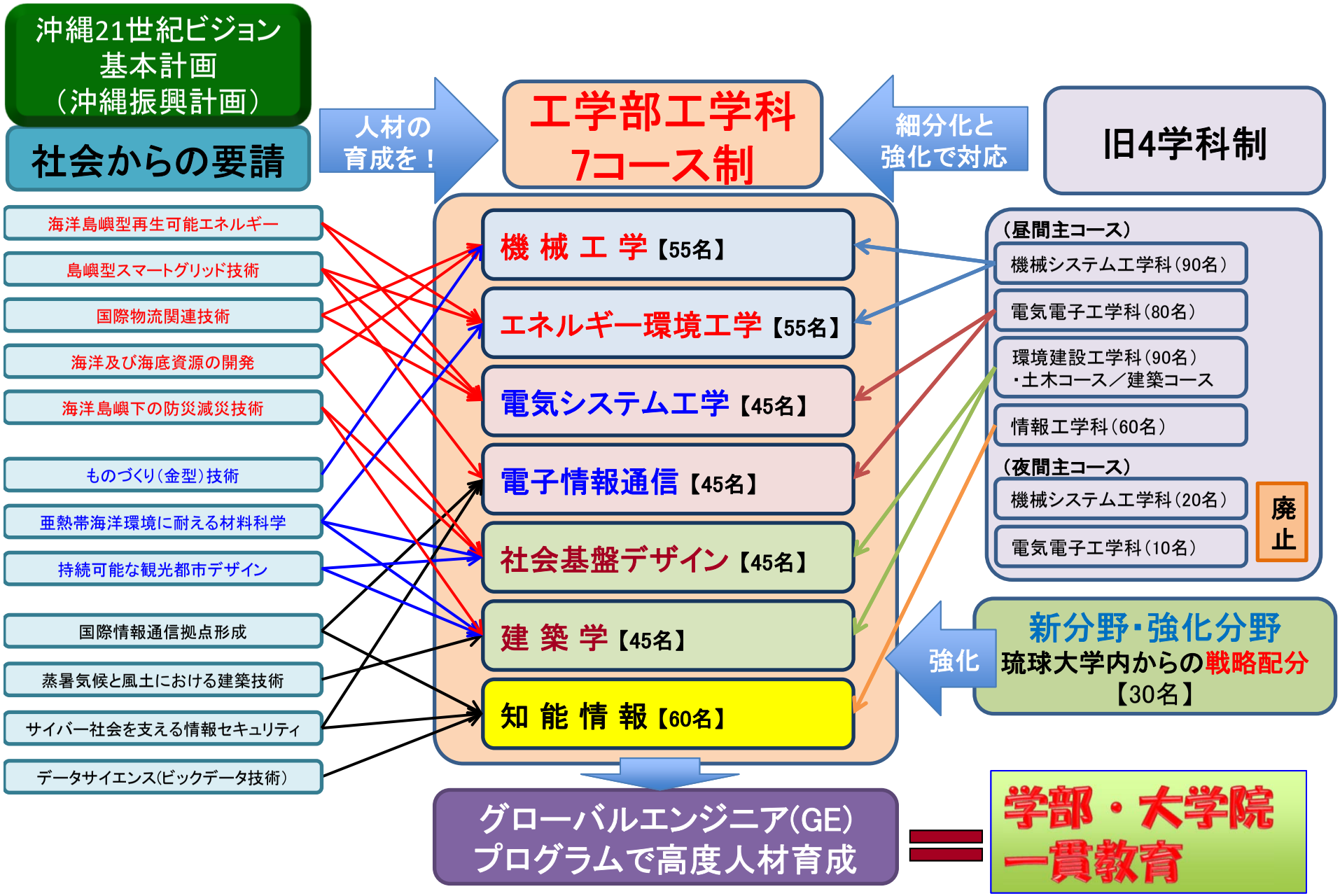

資料２

資料３

国立大学法人琉球大学職員就業規則

（平成１６年４月１日制定）

第１章　総　則

（目的）

第１条　この就業規則（以下「規則」という。）は，労働基準法（昭和２２年 法律第４９号。以下「労基法」という。）第８９条の規定に基づき，国立大学法人琉球大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の労働条件，給与，その他就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

２　この規則で定める事項は，大学の自治とその公的責任との適正な均衡を確保しながら，自由で公正な真理の探究に基づく教育及び研究を本学において発展させるためのものであるから，学長，役員及び職員は，それを遵守することによって，高等教育機関に課せられた社会的使命を果たすように努めなければならない。

（適用範囲及び定義）

第２条　この規則は，本学に常時勤務する職員に適用する。ただし，非常勤職員、外国人研究員及び特命職員並びに及び第２６条の規定により再雇用された職員の就業については，それぞれ別に定める国立大学法人琉球大学非常勤職員就業規則，国立大学法人琉球大学外国人研究員規程及び国立大学法人琉球大学特命職員就業規程並びに国立大学法人琉球大学常勤再雇用職員規程及び国立大学法人琉球大学短時間再雇用職員規程による。

２　この規則において，次の各号に掲げる用語の定義は，当該各号に定めるところによる。

(1) 職　　員　教員及び一般職員
(2) 教　　員　大学教員及び附属学校教員
(3) 大 学 教 員　教授，准教授，講師（常時勤務の者に限る。），助教，助手，特任教授，特任准教授及び特任講師
(4) 附属学校教員　校長，副校長，教頭，主幹教諭（児童生徒の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を含む），教諭，養護教諭及び栄養教諭
(5) 一 般 職 員　事務職員，技術職員，学校栄養職員，医療職員，看護職員，教務職員及び技能職員

３　第１項の規定にかかわらず、外国人研究員、特命職員（パートタイム職員である特命職員を除く。）及び常勤再雇用職員の就業について、同項ただし書きに規定されたそれぞれの規程に定めのない事項については、本規則による。

（法令との関係）

第３条　職員の就業に関する事項については，労基法，労働組合法（昭和２４年法律第１７４号。以下「労組法」という。），その他の法令の定めるところによるほか，この規則の定めるところによる。

２　この規則と異なる労働条件を定める労働協約の適用を受ける職員については，規則の当該規定は適用せず，労働協約の定めるところによる。

（遵守遂行及び苦情・相談）

第４条　学長は，職員及び労働組合との対等な立場において労働条件を決定し，これを誠実に履行するものとする。

２　学長は，就業に伴う苦情・相談に適切に対応するための担当者を，総務部人事企画課及び職員課に置くものとする。

３　前項によりがたい事項については，労使委員会において，協議するものとする。

（適用除外）

第５条　労基法第４１条第１項第２号の規定に定める管理監督の地位にある者については，本規則の定める労働時間，休憩，休日，時間外労働及び休日労働に関する規定は適用しない。

２　前項の管理監督の地位にある者の範囲は，学長が別に定める。

第２章　勤　務

（勤務の基本原則）

第６条　職員は，大学における教育研究又は管理運営業務等に携わる者としての使命を自覚し，その職務を誠実に履行しなければならない。

２　教員（特任教授，特任准教授及び特任講師を除く。）は，学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に定める職務のほか，校務及び社会貢献活動に従事する。

３　特任教授，特任准教授及び特任講師は，主として教育に従事する。

４　一般職員は，上司の命を受け，本学が行う業務に伴う事務，技術及び健康管理の職務に従事する。

（職務従事義務）

第７条　職員は，労働協約，就業規則，労働契約，慣行又は関係法令により別段の取り扱いが認められている場合を除いては，その労働時間は職務に従事しなければならない。

（職務従事義務免除）

第８条　職員は，次の各号の一に該当する場合には，職務従事義務を免除される。

(1)　労働時間内レクリエーションへの参加を承認された期間

(2)　労働時間内に組合交渉に参加することを承認された期間

(3)　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「均等法」という。）第１２条の規定に基づき，労働時間内に保健指導又は健康診査を受けることを承認された期間

(4)　均等法第１３条の規定に基づき，通勤緩和及び勤務の軽減等により勤務しないことを承認された期間

(5)　労働時間内に研究集会に参加することを承認された期間

２　前項各号にかかげる期間は，労働時間として取り扱う。
３　職務従事義務免除の承認手続き，その他必要な事項については，別に定める国立大学法人琉球大学に勤務する職員の労働時間等に関する規程（以下「労働時間等に関する規程」という。）による。

（遵守事項）
第９条　職員は，次の事項を守らなければならない。
(1) 職務の遂行に当たり法令及び就業規則を遵守すること
(2) 職務上の権限を乱用しないこと
(3) 職務上の地位を私のために利用しないこと
(4) 本学の信用を傷つけ，又は不名誉となるような行為をしないこと
(5) 職務上知り得た真に法的に保護すべき重大な秘密等を他にもらさないこと

（職員の倫理）
第１０条　職員は，教育研究及び管理運営業務等を遂行するに当たって，社会的規範及び研究者規範を逸脱しないように常に倫理の維持及び向上に努めなければならない。
２　職員の倫理について，遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項については，別に定める国立大学法人琉球大学職員倫理規程による。

（ハラスメントの防止等）
第１１条　職員は，セクシュアル・ハラスメント，アカデミック・ハラスメント及びその他（パワー・ハラスメント，モラル・ハラスメント等）のハラスメント（以下「ハラスメント」という。）の人権侵害をいかなる形においても行ってはならず，常にこれらの防止等に努めなければならない。
２　ハラスメントの防止等に関する必要な事項については，別に定める国立大学法人琉球大学ハラスメント防止対策に関する規則による。

（兼業）
第１２条　職員は，学長の許可を受けた場合には，他の業務に従事すること又は自ら営利企業を営むこと（以下「兼業」という。）ができる。
２　職員の兼業に関する必要な事項については，別に定める国立大学法人琉球大学職員の兼業に関する規程による。

第３章　人　事

第１節　採用

（採用）
第１３条　職員の採用は，競争試験又は選考による。
２　教員の採用に関する必要な事項については，別に定める国立大学法人琉球大学教員就業規程

（以下「教員就業規程」という。）による。
３　一般職員の採用に関する必要な事項については，別に定める国立大学法人琉球大学一般職員人事規程（以下「一般職員人事規程 」という。）による。

（労働条件の明示）
第１４条　学長は，職員の採用に際しては，採用をしようとする職員に対し，あらかじめ，次の事項を記載した文書を交付するものとする。
(1) 労働契約の期間に関する事項
(2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
(3) 始業及び終業の時刻，所定労働時間を超える労働の有無，休憩時間，休日及び休暇に関する事項
(4) 給与（退職手当及び臨時に支払われる給与を除く）の決定，計算及び支払いの方法，給与の締め切り及び支払いの時期並びに昇給に関する事項
(5) 退職に関する事項
２　次の事項については，文書を交付しない方法で通知するものとする。
(1) 退職手当の定めが適用される職員の範囲，退職手当の決定，計算及び支払いの方法並びに支払いの時期に関する事項
(2) 臨時に支払われる給与（退職手当を除く）に関する事項
(3) 職員に負担させるべき食費，作業用品その他に関する事項
(4) 安全及び衛生に関する事項
(5) 職業訓練に関する事項
(6) 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項
(7) 表彰及び制裁に関する事項
(8) 休職に関する事項

（提出書類）
第１５条　職員に採用された者は，次の各号に掲げる書類を採用日から２週間以内に学長に提出しなければならない。ただし，人事交流により国の機関，他の国立大学法人，又はこれに準ずる機関の職員（以下「交流職員」という。）から引き続き本学の職員となった者については，第１号から第３号に定める書類の提出は要しないものとする。
(1) 履歴書
(2) 卒業証明書等の資格に関する証明書
(3) 住民票記載事項の証明書（外国籍の場合は，外国人登録証明書又はパスポートの写し）
(4) 扶養親族等に関する書類
(5) その他学長が必要と認める書類
２　前項の提出書類の記載事項に変更があったときは，速やかに学長に届け出なければならない。

（試用期間）
第１６条　職員として採用された者は，採用の日から３ヶ月の試用期間を設ける。ただし，交流

職員から引き続き本学の職員となった者については，試用期間を短縮し，又は設けないことがある。
2　試用期間中に職員として，あるいは試用期間終了後正規の職員とするに学長が不適格と認めたときは，第３０条ただし書きの規定により解雇することがある。
3　試用期間は，勤続年数に通算する。

第２節　評　　価

（勤務評定）
第１７条　職員の勤務成績について，評定を実施する。
2　前項の規定にかかわらず，教員の勤務評定については，別に定める教員就業規程による。

第３節　昇任及び降任

（昇任）
第１８条　職員の昇任は選考による。
2　前項の選考は，その職員の勤務成績，その他の能力の評定に基づいて行う。
3　前２項の選考方法，手続き，その他必要な事項については，別に定める一般職員人事規程による。
4　前３項の規定にかかわらず，教員の選考方法，手続き，その他必要な事項については，別に定める教員就業規程による。

（降任）
第１９条　職員が次の各号の一に該当する場合には，降任させることができる。
(1) 勤務実績がよくない場合
(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり，又はこれに堪えない場合
(3) その他，職務に必要な適性を欠く場合
2　前項各号に掲げる事項により降任する場合は，別に定める一般職員人事規程による。
3　前２項の規定にかかわらず，教員の降任に関する必要な事項については，別に定める教員就業規程による。

第４節　人事異動

（配置換，併任，出向，転籍及び定義）
第２０条　職員は，業務上の必要により配置換，併任，出向，転籍又は担当業務以外の業務を命ぜられることがある。
2　前項に規定する異動を命ぜられた職員は，正当な理由がない限り拒むことができない。
3　一般職員の配置換，併任，出向及び転籍については，別に定める一般職員人事規程による。
4　前３項の規定にかかわらず，教員の異動等に関する必要な事項については，別に定める教員就業規程による。

５　この規則において，次の各号に掲げる用語の定義は，当該各号に定めるところによる。

(1) 配 置 換　　本学内で，職員の職種や職務内容，又は労働場所のいずれか又は両方について，長期にわたって変更する人事異動のこと

(2) 併　　任　　現在命ぜられている職種を保有させたまま，他の職種に命ずること

(3) 出　　向　　出向元に在籍したまま，出向先の指揮命令を受け職務に従事すること

(4) 転　　籍　　従前の使用者と合意により労働契約を解除し，転籍先の使用者と新たに労働契約を締結して転籍先へ就職すること

（クロスアポイントメント制度）

第２０条の２　大学職員は，本学以外の他の機関（以下「他機関」という。）との協定に基づき，本学の大学職員及び他機関の職員の双方の身分を有しながら本学及び他機関の業務を行うこと（ただし，兼業によるものを除く。以下「クロスアポイントメント制度」という。）ができるものとする。

２　前項の規定の適用を受ける大学職員の就業については，この規則又は本学の他の規則等の規定にかかわらず，他機関との協定の規定が優先するものとする。

３　クロスアポイントメント制度の取扱いについて必要な事項は，別に定める「国立大学法人琉球大学クロスアポイントメント制度に関する規程」による。

（赴任）

第２１条　赴任の命令を受けた職員は，その辞令を受けた日から，次に掲げる期間内に赴任しなければならない。ただし，やむを得ない理由により定められた期間内に新任地に赴任できないときは，新任地の上司の承認を得なければならない。

(1) 住居移転を伴わない赴任の場合　　即日

(2) 住居移転を伴う赴任の場合　　７日以内

第５節　休　職

（休職）

第２２条　職員が次の各号の一に該当するときは，休職とすることができる。

(1)　心身の故障のため，病気休暇が引き続き３ヶ月（結核性疾患の場合は１年）を超える場合

(2)　刑事事件に関し起訴され，職務の正常な遂行に支障をきたす場合

(3)　学校，研究所，病院その他学長が認める公共的施設において，その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査，研究若しくは指導に従事し，又は国際事情の調査等の業務に従事する場合

(4)　学術に関する国及び特定独立行政法人と共同して行われる研究又は国若しくは特定独立行政法人の委託を受けて行われる研究に係る業務であって，その職員の職務に関連があると認められるもの

(5)　研究成果活用企業の役員（監査役を除く。），顧問又は評議員（以下「役員等」という。）の職を兼ねる場合において，主として当該役員等の職務に従事する必要があり，本学の職

務に従事することができない場合
(6)　我が国が加盟している国際機関，外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣する場合
(7)　人事交流協定等に基づき出向する場合
(8)　労働組合業務に専ら従事することを許可された場合
(9)　水難，火災その他の災害により，生死不明又は所在不明となった場合
(10)　その他特別の事由により休職することが適当と認められる場合
2　前項第１号から第８号により職員を休職にする場合には，当該職員の同意を得なければならない。
3　休職期間中に休職事由が消滅したときは，元の職務に復帰させる。ただし，元の職務に復帰させることが困難であるか，又は不適当な場合には，他の職務に就かせることがある。
4　試用期間中の職員については，第１項を適用しない。
5　職員の休職手続き，その他必要な事項については，別に定める教員就業規程及び国立大学法人琉球大学職員休職規程による。

第６節　退職及び解雇

（退職）
第２３条　職員は，次の各号の一に該当した場合，退職とし，職員としての身分を失う。
(1) 退職を届け出て学長から承認された場合
(2) 定年に達した場合
(3) 期間を定めて雇用され，その期間を満了した場合
(4) 前条第１項第１号に定める休職の期間が満了し，配置換等を行っても，なお休職事由が消滅しない場合
(5) 死亡した場合
(6) その他の退職事由が発生した場合

（自己都合による退職手続）
第２４条　職員は，自己の都合により退職しようとするときは，退職を予定する日の２週間前までに，学長に文書をもって届け出なければならない。
2　職員は，退職届を提出しても，退職するまでは本学の職員である。

（定年）
第２５条　職員の定年は，満６０歳とする。ただし，大学教員の定年は，満６５歳とする。
2　定年による退職の日は，定年に達した日以後における最初の３月３１日とする。
3　第１項の規定にかかわらず，大学教員の定年の特例について，特に必要があると認められる場合は，別に定める教員就業規程による。

（定年後再雇用）
第２６条　前条の規定により定年退職した一般職員について，１年を超えない範囲内で雇用の期

間を定め，再雇用するものとする。ただし，再雇用の適用を除外する者を別に定めた場合には，この限りではない。

２　前項の雇用の期間は，１年を超えない範囲内で更新することができる。ただし，その者の年齢が６５歳に達する日以後における最初の３月３１日を超えて更新することはない。

３　定年後の再雇用に関する手続き，その他必要な事項については，別に定める国立大学法人琉球大学常勤再雇用職員規程及び国立大学法人琉球大学短時間再雇用職員規程による。

（解雇）

第２７条　学長は，職員が禁固以上の刑（執行猶予が付された場合を除く）に処せられた場合は，解雇する。

２　学長は，職員が次の各号の一に該当するに至った場合は，解雇することがある

(1) 勤務成績又は業務能率が著しく不良で，向上の見込みがなく，他の職務にも転換できない等，就業に適さないと認められた場合

(2) 勤務状況が著しく不良で，改善の見込みがなく，職員としての職責を果たし得ないと認められた場合

(3) 業務上の負傷又は疾病による療養の開始後３年を経過しても当該負傷又は疾病が治癒しない場合であって，職員が傷病補償年金を受けているとき又は受けることとなった場合

(4) 精神又は身体の障害については，適正な雇用管理を行い，雇用の継続に配慮してもなお業務に耐えられないと認められた場合

(5) 外部資金の受入終了，プロジェクト業務の完了等の事由により，従事している業務を終了せざるを得ない場合

(6) その他前各号に準ずるやむを得ない事情があった場合

３　学長は，第１項及び前項の各号のいずれかに基づいて教員を解雇しようとする場合には，別に定める教員就業規程に規定された手続きを遵守しなければならない。

（整理解雇）

第２８条　学長は，大学の都合によりやむを得ない場合で，次の各号に掲げる基準を全て満たした場合には，職員を解雇することができる。

(1) 人員整理を行う経営上の必要性が真に存在すること

(2) 人員整理の手段としての解雇を回避する措置を講じること

(3) 被解雇者の選定が，客観的で合理的な基準によりなされること

(4) 被解雇者及び職員（非常勤職員を含む）の過半数で組織する労働組合がある場合においては，その労働組合，職員の過半数で組織する労働組合がない場合においては，職員の過半数を代表する者（以下「職員代表」という。）に対して事前に説明し，納得を得るように誠実に協議を行うこと

２　学長は，前項に基づいて教員を解雇しようとする場合には，別に定める教員就業規程に規定された手続きを遵守しなければならない。

（解雇制限）

第２９条　前条の規定にかかわらず，次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし，第１

号の場合において，療養開始後３年を経過しても負傷又は疾病が治癒せず，労基法第８１条の規定によって打切補償を支払う場合は，この限りでない。
(1) 業務上負傷し，又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後３０日間
(2) 産前産後の女性職員が労基法第６５条の規定により休業する期間及びその後３０日間

（解雇予告）
第３０条　第２７条又は第２８条の規定により職員を解雇する場合は，少なくとも３０日前までに本人に予告をするか，又は平均賃金の３０日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし，試用期間中の職員（１４日を超えて引き続き雇用された者を除く。）を解雇する場合，又は所轄労働基準監督署長の承認を受けた場合は，この限りでない。

（退職証明書）
第３１条　学長は，退職又は解雇された者が，退職証明書（以下「証明書」という。）の交付を請求した場合は，遅滞なくこれを交付する。
２　前項の規定にかかわらず，職員が前条の解雇の予告がされた日から退職の日までの間において，当該解雇の理由について証明書を請求した場合においては，学長は，遅滞なくこれを交付しなければならない。ただし，解雇の予告がされた日以後に職員が当該解雇以外の事由により退職した場合においては，学長は，当該退職の日以後，これを交付することを要しない。
３　証明書に記載する事項は次のとおりとする。
(1) 雇用期間
(2) 業務の種類
(3) その事業における地位
(4) 給与
(5) 退職の事由（解雇の場合は，その理由）
４　証明書には，前項の事項のうち，退職又は解雇された者が請求した事項のみを証明するものとする。

（退職又は解雇後の責務）
第３２条　退職又は解雇された者は，在職中に知り得た真に法的に保護すべき重大な職務上の秘密等を他に漏らしてはならない。

第４章　給与及び退職手当

（給与）
第３３条　職員は，本給及び諸手当（以下「給与」という。）を支給される。
２　職員の給与について，その決定，計算，支払方法，その他必要な事項については，別に定める国立大学法人琉球大学職員給与規程による。

（退職手当）
第３４条　職員が退職した場合は，勤続年数及び退職事由に応じて退職金を支給する。

２　職員の退職手当について，その適用範囲，決定，計算，支払の方法，その他必要な事項については，別に定める国立大学法人琉球大学職員退職手当規程による。

第５章　所定労働時間，休日及び休暇

第１節　所定労働時間及び休日

（所定労働時間及び休日）

第３５条　職員の所定労働時間は，休憩時間を除き，１週間について３８時間４５分，１日について７時間４５分とする。

２　始業及び終業の時刻並びに休憩時間は次の各号のとおりとする。ただし，学長は，業務運営の都合上，必要がある場合には，これを変更することができる。

(1) 始業時刻　　午前８時３０分

(2) 終業時刻　　午後５時１５分

(3) 休憩時間　　午後０時０分から午後１時０分

３　学長は，前項の休憩時間を一斉に与えなければならない。ただし，学長は，労基法第３４条第２項の規定に基づき，職員代表と締結した労使協定の定めるところにより，一部の職員について前項第３号に定める休憩時間を変更することがある。

４　休日は，次の各号に掲げるとおりとし，日曜日（第４０条の変形労働時間制の適用を受ける者にあっては，勤務割表において明示した日）を法定休日とし，法定休日以外を所定休日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

(3) １２月２９日から翌年の１月３日までの日（前号に掲げる日を除く）

(4) その他特に指定する日

５　学長は，次の各号に掲げる業務に従事させるため，前項に規定する休日をあらかじめ振り替えることができる。ただし，裁量労働制を適用する職員は，除くものとする。

(1) 大学入試センター試験及び各種入学試験

(2) 職員採用試験

(3) 大学説明会

(4) 大学祭

(5) 公開講座

(6) その他前各号に準ずる業務

６　職員の労働時間及び休日に関する必要な事項については，別に定める労働時間等に関する規程による。

（時間外労働・休日労働）

第３６条　学長は，業務の都合上，前条の定めにかかわらず，労基法第３６条の規定に基づき，職員代表と締結した労使協定の定めるところにより，時間外労働又は休日労働をさせることがある。

（時間外労働の休憩）

第３７条　削除

（事業場外の労働）

第３８条　職員が，出張その他通常の勤務場所を離れて勤務する場合において，労働時間を算定しがたいときは，所定労働時間勤務したものとみなす。ただし，当該業務を遂行するために所定労働時間を超えて勤務することが必要となる場合においては，当該業務の遂行に通常必要とされる時間勤務したものとみなす。

（災害時の労働）

第３９条　学長は，災害その他避けることのできない事由によって，臨時の必要がある場合においては，労基法第３３条の定めるところにより，所轄労働基準監督署長の許可を受けて，その必要の限度において，第３５条第１項に定める所定労働時間を延長し，又は同条第４項に定める休日に職員を労働させることができる。

（変形労働時間等）

第４０条　学長は，第３５条の規定にかかわらず，職員の全部又は特定の業務に従事する職員について，労基法第３２条の２の規定に基づき，次の各号及び職員代表と締結した労使協定の定めるところにより，４週間単位の変形労働時間制を採用することがある。

(1)　所定労働時間は，別に定める日を起算日として，４週間ごとに平均して，１週間３８時間４５分以内とする。

(2)　１日の所定労働時間は，第３５条第１項に定めるところによる。

(3)　始業・終業時刻及び休憩時間は，第３５条第２項に定めるところによる。ただし，業務の都合その他やむを得ない事情により，これらを繰り上げ，又は繰り下げることがある。

(4)　休日は，４週間を通じて８日以上とする。

(5)　勤務割表の作成は，原則として４週間ごとに行うものとする。

(6)　各人ごとの各日の始業・終業時刻，休憩時間及び休日は，勤務割表により各４週間の初日の７日前までに通知する。

(7)　業務の都合により必要やむを得ない場合は，あらかじめ前号の休日を同一期間内の他の労働日に振り替えることができる。

２　学長は，第３５条第１項の規定にかかわらず，附属学校教員について，労基法第３２条の４の規定に基づき，次の各号及び職員代表と締結した労使協定の定めるところにより，１年単位の変形労働時間制を採用することがある。

(1)　当該協定の適用を受ける職員の１週間の所定労働時間は，対象期間を平均して１週間３８時間４５分以内とする。

(2)　始業・終業時刻及び休憩時間は労使協定の定めるところによる。ただし，業務都合その他やむを得ない事情により，これを繰り上げ，又は繰り下げることがある。

(3)　対象期間中における休日は，年間カレンダーによるものとし，これを事前に通知するものとする。

３　学長は，第３５条第１項の規定にかかわらず，職員の全部又は特定の業務に従事する職員について，労基法第３２条の４の規定に基づき，職員代表と締結した労使協定の定めるところにより，１年単位の変形労働時間制を採用することがある。
４　学長は，第３５条第１項の規定にかかわらず，職員の全部又は特定の業務に従事する職員について，労基法第３２条の３の規定に基づき，職員代表と締結した労使協定の定めるところにより，フレックスタイム制を採用することがある。
５　学長は，第３５条第１項の規定にかかわらず，特定の業務に従事する職員について，労基法第３８条の４の規定に基づき，賃金，労働時間，その他の本事業場における労働条件に関する事項を調査審議し，学長に対し当該事項について意見を述べることを目的とする委員会を設置した場合には，当該委員会が行った決議に従って，企画業務型の裁量労働制を採用することがある。
６　学長は，大学教員について，労基法第３８条の３の規定に基づき，職員代表と締結した労使協定の定めるところにより，専門業務型の裁量労働制を採用することがある。

（妊産婦である女性職員の保護）
第４１条　学長は，第３６条又は第３９条の規定にかかわらず，妊娠中の女性職員又は産後１年を経過しない女性職員（以下「妊産婦である女性職員」という。）　が申し出た場合は，時間外労働又は休日労働をさせてはならない。
２　学長は，前条第１項又は第２項の規定により，変形労働時間制を採用した場合であっても，妊産婦である女性職員が申し出た場合は，法定労働時間を超える労働をさせてはならない。
３　学長は，妊産婦である女性職員が申し出た場合は，深夜業をさせてはならない。

第２節　休　暇

（有給休暇の種類）
第４２条　職員は，有給休暇を取得することができる。有給休暇は，年次休暇，病気休暇及び特別休暇とする。

（年次休暇の日数等）
第４３条　職員は，年次休暇を取得することができる。
２　年次休暇は，１暦年（１月１日から１２月３１日まで）における休暇とする。
３　年次休暇の付与日数は，１暦年につき２０日とする。ただし，年の途中において新たに採用された職員及び当該年の中途において，任期が満了することにより退職することとなる職員又は交流職員から引き続き本学の職員となった者の年次休暇の付与日数については，別に定める労働時間等に関する規程による。
４　年次休暇は，２０日を限度として，当該年の翌年に限り繰り越すことができる。
５　前項の規定により繰り越された年次休暇がある職員から年次休暇取得の申し出があった場合には，繰り越された年次休暇から先に申し出があったものとして取り扱う。

（年次休暇の付与単位）

第４４条　年次休暇の付与は，１日を単位とする。ただし，特に職員が請求したときは，半日又は１時間を単位とすることができる。

２　１時間を単位として与えられた年次休暇を日数に換算する場合は，８時間をもって１日とする。

（年次休暇の取得手続）

第４５条　学長は，年次休暇を職員の指定した時季に付与しなければならない。ただし，職員の指定した時季に与えることが業務の正常な運営に支障を生じると認めた場合は，他の時季に付与することができる。

２　職員は，年次休暇を取得する場合は，学長に対し，時季をあらかじめ指定するものとする。ただし，やむを得ない事由によって，時季をあらかじめ指定することができなかった場合は，事後速やかにその事由を付して年次休暇の取得を申し出なければならない。

（計画年次休暇制度）

第４６条　学長は，第４３条に規定する年次休暇のうち５日を越える日数については，職員代表との労使協定により年次休暇を取得する時季に関する定めをしたときは，その定めにより年次休暇を付与することができる。

（年次休暇の確実な取得）

第４６条の２　第４５条の規定にかかわらず，学長は第４３条の規定により付与された年次休暇が１０日以上である職員の年次休暇の日数のうち５日については、付与日（以下この条において「第１基準日」という。）から１年以内の期間に、職員ごとにその時季を定めることにより与えなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、第１基準日から１年以内に第４３条第３項の規定により１０日以上の年次休暇が付与されるとき（以下この条において「第２基準日」という。）は、履行期間（第１基準日を始期として、第２基準日から１年を経過する日を終期とする期間をいう。以下この条において同じ。）の月数を１２で除した数に５を乗じた日数（半日に満たない端数は、半日に切り上げる。）について、当該履行期間中に、その時季を指定することにより与えることとする。

３　学長は第２項の規定により年次休暇の時季を指定するにあたっては、あらかじめ、同項の規定により当該年次休暇を与えることを当該職員に明らかにした上で、その時季について当該職員の意見を聴取し、その意見を尊重する。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、第４５条もしくは前条の規定により年次休暇を与えた場合においては、当該与えられた年次休暇の日数（当該日数が５日を超える場合には、５日とする。）分については、時季を定めることにより与えることを要しない。また、時季を指定した後に、当該指定日とは異なる日に、職員が第４５条の規定による年次休暇を取得した場合には、学長は、職員の意見を聴取したうえで、当該取得した日数分についての時季指定を取り消すことができるものとする。

（病気休暇）

第４７条　学長は，職員が，負傷又は疾病のため療養する必要があり，労働しないことがやむを得ないと認められる場合は，その労働しない期間について病気休暇を付与する。

２　病気休暇の手続き，その他必要な事項については，別に定める労働時間等に関する規程による。

（特別休暇）

第４８条　職員は，冠婚葬祭等につき，特別休暇を取得することができる。

２　女性職員は，生理日における労働が著しく困難である場合は，必要な期間について休暇を取得することができる。

３　特別休暇の種類，手続き，その他必要な事項については，別に定める労働時間等に関する規程による。

（育児休業等）

第４９条　育児のために休業することを希望する職員であって，３歳に満たない子と同居し，養育する場合は，育児休業又は育児部分休業をすることができる。

２　育児休業又は育児部分休業の対象者，手続き，その他必要な事項については，別に定める国立大学法人琉球大学職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児・介護休業等に関する規程」という。）による。

（介護休業等）

第５０条　要介護状態にある家族を介護する職員は，介護休業又は介護部分休業をすることができる。

２　介護休業又は介護部分休業の対象者，期間，手続き，その他必要な事項については，別に定める育児・介護休業等に関する規程による。

（自己啓発等休業）

第５０条の２　職員としての在職期間が２年以上である職員が自己啓発及び国際協力の機会を得ることを目的として，自発的に大学等における修学又は国際貢献活動のための休業（以下「自己啓発等休業」という。）を申請した場合において，業務の遂行に支障がないと認めるときは，自己啓発等休業を取得することができる。

２　自己啓発等休業の対象者，期間，手続き，その他必要な事項については，別に定める国立大学法人琉球大学職員の自己啓発等休業に関する規程による。

第６章　職員研修

（職員研修）

第５１条　職員は，業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため，研修に参加することを命ぜられた場合には，研修を受けなければならない。

２　学長は，職員の研修機会の提供に努めなければならない。

３　第１項の規定にかかわらず，教員の研修に関する必要な事項については，別に定める教員就

業規程による。

第７章　賞　罰

（表彰）

第５２条　次の各号の一に該当する職員は表彰を受ける。

(1) 大学運営に多大の貢献があった者

(2) 公共及び社会にとって有益な発明をした者

(3) 学術上，優れた研究業績があった者

(4) 教育実践上，特に功績があった者

(5) 災害又は事故の際，特別な功労があった者

(6) 永年勤続し，勤務成績の良好な者

(7) その他特に他の職員の模範として推奨すべき実績があった者

２　前項第６号に定められた永年勤続者表彰に関する必要な事項については，別に定める国立大学法人琉球大学永年勤続者表彰規程による。

（表彰の方法）

第５３条　表彰は，表彰状を授与して行い，副賞を添えることがある。

（懲戒の事由）

第５４条　学長は，職員に次の各号の一に該当する事由があるときは，懲戒処分を行うことができる。

(1) 正当な理由なしに無断でしばしば欠勤，遅刻，早退するなど勤務を怠ったとき。

(2) 素行不良で本学の秩序又は風紀を乱したとき。

(3) 本学の業務上重要な秘密を外部に漏洩して本学に損害を与え，又は業務の正常な運営を阻害したとき。

(4) 正当な理由無く個人情報を収集し，又は職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ，不当な目的に利用したとき。

(5) 職務上の地位を利用して私利を図り，又は取引先等より不当な金品を受け，若しくは求め，又は供応を受けたとき。

(6) 規則第７条及び第９条に規定する遵守事項に違反し，又は正当な理由なく，しばしば業務上の命令に従わなかったとき。

(7) 悪質なハラスメント行為があったとき。

(8) 重大な経歴詐称をしたとき。

(9) 研究活動における不正行為があったとき。

(10) 公的研究費の使用及び管理において，不正な行為があったとき。

(11) 故意又は重大な過失により本学に損害を与えたとき。

(12) 刑法その他刑罰法規の各規定に違反し，本学の名誉又は信用を著しく傷つけ，業務に重大な悪影響を及ぼすような行為があったとき。

(13) 私生活上の非違行為や本学に対する誹謗中傷等によって本学の名誉又は信用を著しく傷

つけ，業務に重大な悪影響を及ぼすような行為があったとき。
(14) 懲戒事由に関わる事実について，虚偽又は悪意に基づく通報を行ったとき。
(15) 不正又は非違行為に関わる調査を妨害する行為があったとき。
(16) 前各号に準ずる不適切な行為があったとき。
(17) この規則又は学長が定める諸規程に違反する行為があったとき。

（懲戒の種類）
第５５条 前条に基づく懲戒処分の種類は，次の各号のとおりとする。
(1) 戒　　告　　責任を確認させ，注意の喚起を促す。
(2) 減　　給　　１回の額が労基法第１２条に規定する平均賃金の１日分の２分の１を上限とし，その総額が一給与計算期間の給与総額の１０分の１を上限として給与から減ずる。
(3) 停　　職　　１２月を限度として出勤を停止し，職務に従事させず，その間の給与は支給しない。
(4) 降　　格　　現在就いている職種より下位の職種へ就ける。
(5) 諭旨解雇　　退職願の提出を勧告する。この場合において，７日以内にこれに応じない場合は，懲戒解雇する。
(6) 懲戒解雇　　即時に解雇する。
２　懲戒の手続き，その他必要な事項については，別に定める国立大学法人琉球大学職員懲戒等規程（以下「懲戒等規程」という。）による。

（訓告等）
第５６条 前条にかかわる懲戒処分の必要がない者についても，服務を厳正にし，規律を保持する必要がある場合は，訓告及び厳重注意を文書又は口頭により行う。
２　前項に規定する訓告等の手続き，その他必要な事項については，別に定める懲戒等規程による。

（損害賠償）
第５７条 職員が故意又は重大な過失によって本学に損害を与えた場合は，第５５条又は前条の規定による懲戒処分等を行うほか，その損害の全部又は一部を賠償させることがある。

第８章　安全衛生

（安全衛生管理責任）
第５８条 学長は，職員の危険防止，健康増進及び快適な職場環境の形成のため必要な措置を講ずる。
２　前項のために必要な事項については，別に定める国立大学法人琉球大学安全衛生管理規程（以下「安全衛生管理規程」という。）による。

（協力義務）

第５９条　職員は，安全・衛生及び健康確保について，労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号），その他の関係法令のほか，学長の指示を守るとともに，本学が行う安全，衛生に関する措置に協力しなければならない。

（安全・衛生教育）

第６０条　職員は，採用された際及び配置換等により作業内容を変更した際，又は特に必要が生じた場合には，学長が行う安全・衛生に関する教育，訓練を受けなければならない。

（非常災害時の措置）

第６１条　職員は，労働中に地震，火災，水害その他非常災害により業務を遂行することができない場合，又はその労働する建物若しくはその付近にこれらの災害が発生したことを知った場合は，自ら適切な措置を講ずるように努めるとともに，速やかに学長に指示を仰がなければならない。

２　職員は，前項に規定する場合以外であっても，業務の運営に重大な障害のあることを知った場合，又は虞があると認める場合は，速やかに学長へ報告する等適切な措置を講じなければならない。

（安全及び衛生に関する遵守事項）

第６２条　職員は，安全及び衛生の確保のため次の事項を守らなければならない。

(1) 安全及び衛生について法令及び学長の指示等を守り，実行すること

(2) 常に職場の整理，整頓及び清潔に努め，通路，避難口及び消火設備のある所に物品等を置かないこと

(3) 機械設備工具等は，使用前に点検し，異常を認めたときは，速やかに修理等の措置を行うこと

(4) 安全装置を取り外したり，その効力を失わせるようなことはしないこと

(5) 作業に関し，保護具を使用し，又は防具を装着しなければならないときは，必ず使用し，又は装着すること

(6) 喫煙は，所定の場所で行うこと

(7) 職員は，安全の確保と保健衛生のために必要に応じて学長に進言し，その向上に努めること

（健康診断）

第６３条　学長は，職員に対して，毎年定期に健康診断を行う。

２　前項のほか，必要に応じて全部又は一部の職員に対し，臨時にこれを行うことがある。

３　職員は，正当な事由なしに健康診断を拒んではならない。

４　学長は，健康診断の結果に基づいて必要と認める場合は，職員に就業の禁止，労働時間の制限等，当該職員の健康保持に必要な措置を講ずる。

５　職員の健康診断についての手続き，その他必要な事項については，別に定める安全衛生管理規程による。

（妊産婦である女性職員の健康保護）

第６４条　学長は，妊産婦である女性職員を，妊娠，出産，保育等に有害な業務に就かせてはならない。

２　学長は，妊産婦である女性職員が請求した場合は，その業務を軽減し，又は他の軽易な業務に転換させなければならない。

（就業の禁止）

第６５条　学長は，職員が次の各号の一に該当する場合は，期間を定めて就業を禁止することがある。

(1) 伝染のおそれのある病人，保菌者及び保菌のおそれのある者

(2) 労働のため病勢が悪化するおそれのある者

(3) 前２号に準ずる者

２　職員は，前項各号により，就業の禁止を命じられた場合，その期間を病気休暇又は特別休暇によることができるものとする。

第９章　出　張

（出張）

第６６条　職員は，業務上必要がある場合は，出張することができる。

２　出張が終了したときは，その結果を遅滞なく所属長に報告しなければならない。

３　職員が業務上，出張する場合は，旅費を支給する。

４　出張に関する手続きは，別に定める国立大学法人琉球大学における出張に関する取扱要項によるものとし，旅費に関する計算等については，国立大学法人琉球大学旅費支給規程による。

第１０章　福利・厚生

（宿舎利用基準）

第６７条　職員は，本学の宿舎を利用することができる。

２　宿舎の利用に関する必要な事項については，別に定める国立大学法人琉球大学職員宿舎規程による。

（共済）

第６８条　職員は，国家公務員共済組合に加入する。

２　職員の福利厚生に関し必要な事項は，国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和３３年法律第１２９号）の定めるところによる。

（レクリェーション）

第６９条　学長は，職員のレクリェーションについて計画し，実施する。

（福利厚生施設の利用）

第７０条　職員は，本学の所有する福利厚生施設を利用することができる。

２　職員は，福利厚生施設を利用するにあたり，その利用に関する規則，手続きが定められている場合には，それに従わなければならない。

第１１章　災害補償

（業務上の災害補償）

第７１条　職員の業務上の災害については，労基法第８章の規定及び労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号。以下「労災保険法」という。）の定めるところにより，各災害補償を行う。

（通勤途上の災害補償）

第７２条　職員の通勤途上における災害については，労災保険法の定めるところにより，各災害補償を行う。

（法定外補償給付等）

第７３条　職員が業務上又は通勤途上の負傷若しくは疾病による療養のため休業し，労災保険法による給付を受けるとき，必要と認められる事由がある場合は，労災保険法による給付以外に本学による法定外補償給付等を行う。

２　本学による法定外補償給付等の手続き，その他必要な事項については，別に定める国立大学法人琉球大学労働者災害補償規程による。

第１２章　雑則

第７４条　この規則に定めるもののほか，この規則の実施に関する必要な事項は，学長が別に定める。

附　則

この規則は，平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成１７年５月２５日から施行し，平成１７年４月１日から適用する。

附　則（平成１８年３月１６日）

１　この規則は，平成１８年４月１日から施行する。

２　国立大学法人琉球大学外国人教師規程（平成１６年４月１日制定）は，廃止する。

附　則（平成１８年５月２３日）

この規則は，平成１８年５月２３日から施行する。

附　則（平成１８年７月２７日）

この規則は，平成１８年７月２７日から施行する。ただし，第６６条第４項の改正規定については，平成１８年１０月１日から適用する。

附　則（平成１９年３月２７日）

１　この規則は，平成１９年４月１日から施行する。ただし，第２６条の改正規定については，平成１８年４月１日から適用する。

（再雇用年齢上限の経過措置）

２　次の表の左欄に掲げる期間における第２６条第２項の規定の適用については，同項中「満６５歳」とあるのは，同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢とする。

平成１９年４月１日から平成２２年３月３１日まで	満６３歳
平成２２年４月１日から平成２５年３月３１日まで	満６４歳

附　則（平成２０年３月２８日）

この規則は，平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年３月２４日）

この規則は，平成２１年４月１日から施行する。ただし，改正後の第２条の規定は平成２０年１１月１日から適用する。

附　則（平成２２年３月３０日）

この規則は，平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年３月３０日）

この規則は，平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年３月２８日）

この規則は，平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年８月６日）

この規則は，平成２６年８月６日から施行する。

附　則（平成２７年３月３０日）

この規則は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年５月７日）

この規則は，平成２７年５月７日から施行する。

附　則（平成２７年７月２日）

この規則は，平成２７年７月２日から施行する。

附　則（平成２８年３月２８日）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月２２日）

この規則は、平成２９年３月２２日から施行する。

附　則（平成３１年２月２８日）

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年４月１６日）

この規則は，平成３１年４月１６日から施行し，平成３１年４月１日から適用する。

附　則（令和２年２月２６日）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

資料４

※ 工学専攻８プログラムの履修科目一覧

領域	博士前期課程１年次（M１） 前学期		博士前期課程１年次（M１） 後学期		博士前期課程２年次（M２） 前学期		博士前期課程２年次（M２） 後学期		取得単位
工学専攻共通領域	工学の倫理と社会実践(※１)	必 2							必修14単位
	工学特別研究I	必 1.5	工学特別研究II	必 1.5	工学特別研究III	必 1.5	工学特別研究IV	必 1.5	
	工学特別演習I	必 1.5	工学特別演習II	必 1.5	工学特別演習III	必 1.5	工学特別演習IV	必 1.5	
	国際インターンシップⅠ	選 2			国際インターンシップⅡ	選 2			
	インターンシップⅠ	選 1	インターンシップⅡ	選 1					
	インターンシップⅢ	選 2	インターンシップⅣ	選 2					
プログラム専門領域	【材料物質工学プログラム】				機械工学系				選択16単位以上
	材料力学特論	選 2	弾性力学特論	選 2					
	塑性力学特論	選 2	腐食防食特論	選 2					
	固体力学特論	選 2	材料加工学特論	選 2					
	機械基礎工学特論Ⅰ(※2)	選 2	機械基礎工学特論Ⅱ(※2)	選 2					
	【熱流体工学プログラム】								
	熱工学特論Ⅰ	選 2	伝熱工学特論Ⅰ	選 2					
	熱工学特論Ⅱ	選 2	伝熱工学特論Ⅱ	選 2					
	移動現象特論	選 2	流体機械学特論	選 2					
	流体力学特論Ⅰ	選 2	流体力学特論Ⅱ	選 2					
	乱流計測学特論	選 2	多相多成分系の物理化学	選 2					
	機械基礎工学特論Ⅰ(※2)	選 2	機械基礎工学特論Ⅱ(※2)	選 2					
	【知能機械システムプログラム】								
	ソフト制御工学特論	選 2	機械信号処理工学特論	選 2					
	自己組織系特論	選 2	知的制御工学特論	選 2					
	制御数理特論	選 2							
	機械基礎工学特論Ⅰ(※2)	選 2	機械基礎工学特論Ⅱ(※2)	選 2					
	【電気エネルギー・システム制御プログラム】								
	電力エネルギー変換工学特論	選 2	電力システム解析特論	選 2					
	電気機器工学特論	選 2	パワーエレクトロニクス特論	選 2					
	磁気物性工学特論	選 2	プラズマ工学特論	選 2					
	医用電子工学特論	選 2	非線形制御特論	選 2					
	相対論的電磁気学特論	選 2	現代制御特論	選 2					
	【電子システム・デバイスプログラム】								
	薄膜材料工学特論	選 2	半導体工学特論	選 2					
	量子計算機工学特論	選 2	真空工学特論	選 2					
	VLSIシステム設計特論	選 2	有機エレクトロニクス工学特論	選 2					
	光デバイス計測工学特論	選 2	信号処理システム特論	選 2					
	ディペンダブルシステム特論	選 2	再構成型アーキテクチャ特論	選 2					
	無線通信システム特論	選 2							
	画像処理工学特論	選 2							
	情報通信論	選 2							
	【社会基盤デザインプログラム】								
	鋼構造物設計工学特論	選 2	鋼構造物診断工学特論	選 2	数値計算力学特論	選 2			
	連続体力学特論	選 2	コンクリートの材料科学特論	選 2					
	流体数値解析特論	選 2	河川工学特論	選 2					
	地盤環境工学特論	選 2	岩盤力学特論	選 2					
	地域計画特論	選 2							
	環境防災計画学特論	選 2							
	【建築学プログラム】								
	建築設計技術者倫理	選 2							
	建築設計意匠特論	選 2	コミュニティ空間設計特論	選 2					
	都市計画特論	選 2	環境騒音特論	選 2					
	構造解析学特論	選 2	建設材料学特論	選 2					
	防災設計特論	選 2	建設データマイニング特論	選 2					
	建築設計スタジオ１	選 2	建築設計スタジオⅡ	選 2					
	建築設備設計実務演習	選 2	建築法令精度実務特論	選 2					
			建築材料計画実務特論	選 2					
			建築構造設計実務特論	選 2					
	建築構造設計実務演習Ⅰ	選 2	建築構造設計実務演習Ⅱ	選 2					
	建築設計実務演習Ⅰ	選 2	建築設計実務演習Ⅱ	選 2	建築設計実務演習Ⅲ	選 2			
	【知能情報プログラム】								
	ソフトウエア工学特論	選 2	ワイヤレスシステム特論	選 2	人工社会システム特論	選 2	並列処理特論	選 2	
	確率モデル特論	選 2	アルゴリズム特論	選 2	人間拡張工学特論	選 2			
	人工知能特論	選 2	情報ネットワーク特論	選 2	サービス工学特論	選 2			
	知能ロボット特論	選 2	データマイニング特論	選 2					
	知能情報処理特論	選 2	マルチメディア情報処理特論	選 2					
	生体情報処理特論	選 2	UI/UX特論	選 2					
	プロジェクトマネジメント演習	選 2							
	実践演習I	選 2	実践演習II	選 2	実践演習III	選 2			

1級建築士受験のための実務経験科目

備考

【修了要件】
研究科に1年（優れた業績を上げた者は1年）以上在学し、必修科目14単位、選択科目16単位以上の30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格すること。
【履修方法】
共通領域科目から、必修科目を14単位修得すること。
選択科目16単位以上のうち、各プログラムの専門領域科目及び各プログラムが指定する関連科目を合わせて10単位以上修得すること（※1「工業の倫理と社会実践」は建築学プログラムにおいては「建築設計技術者倫理」に読み替えることができる。※2機械工学系３プログラムの選択科目には「機械系基礎科目」を含むこと）。

履修モデル　材料物質工学プログラム

アウトカム： 工業のグローバル化，高度化，ITを利用した高度情報化，他分野との融合など次世代環境のなか革新的なものづくりを先導する研究，開発，設計の場での活躍できる人材

ディプロマポリシー

- 機械系の学問を基盤とした材料力学、材料加工学、腐食防食工学の分野に関する基礎から応用にわたる専門的知識及び技術とその応用力を身につける
- 専門分野の知識と技術を活用し、広い視野を持って工学分野の問題に対し、状況把握と課題設定ができ、実践的で創造的な解決力を身につける
- 多様な人々と連携できるコミュニケーション能力及び論理的説明が可能なプレゼンテーション能力を身につける
- 技術者、研究者としての社会的責任を理解し高い倫理性に基づき行動することができる能力を身につける

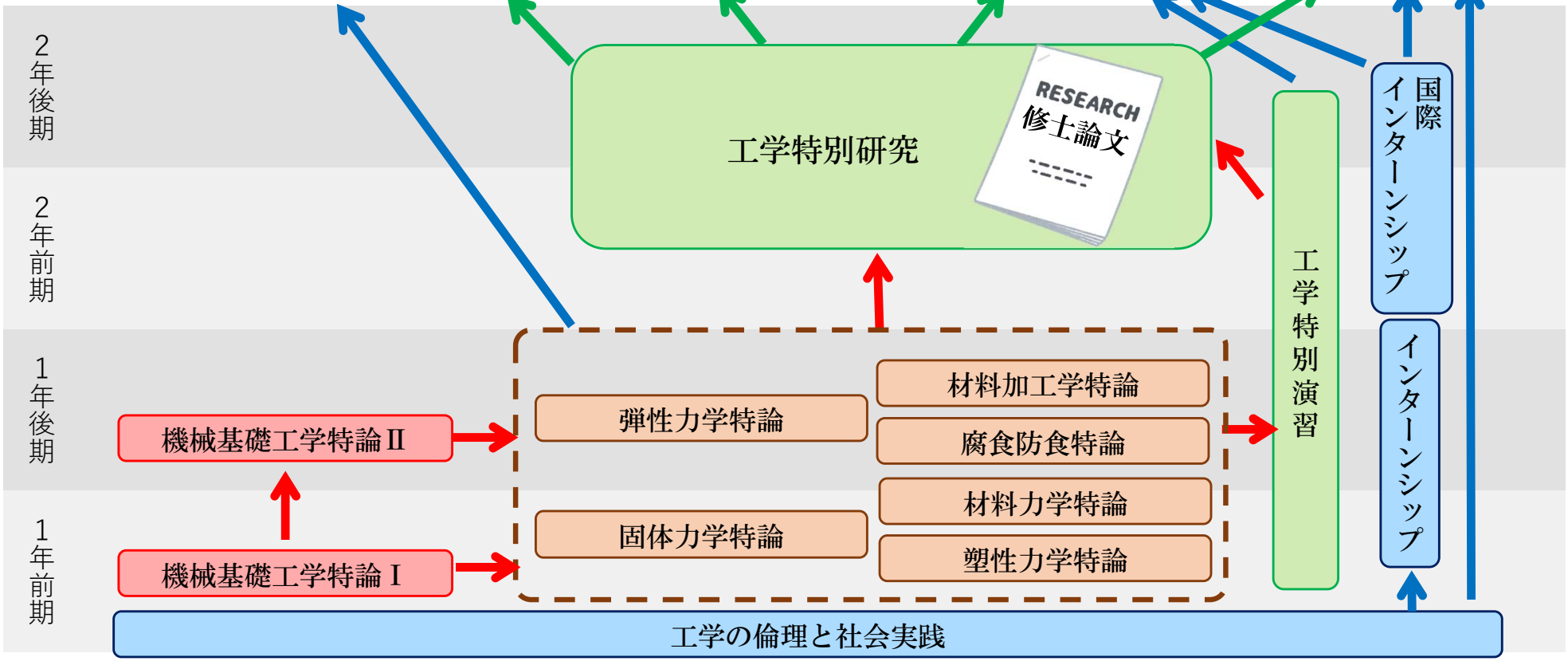

基盤となる学部（工学科）
【機械工学コース】【エネルギー環境工学コース】

資料5

履修モデル　熱流体工学プログラム

アウトカム： ものづくり技術やシステム設計分野において，機械系設計技術を基盤とした熱・流体エネルギーの高度活用技術の研究開発の場で活躍できる人材

ディプロマポリシー

- 機械系の学問を基盤とした熱工学、流体工学、エネルギー工学の分野を中心に基礎から応用にわたる専門的知識及び技術とその応用力を身につける
- 専門分野の知識と技術を活用し、広い視野を持って工学分野の問題に対し、状況把握と課題設定ができ、実践的で創造的な解決力を身につける
- 多様な人々と連携できるコミュニケーション能力及び論理的説明が可能なプレゼンテーション能力を身につける
- 技術者、研究者としての社会的責任を理解し高い倫理性に基づき行動することができる能力を身につける

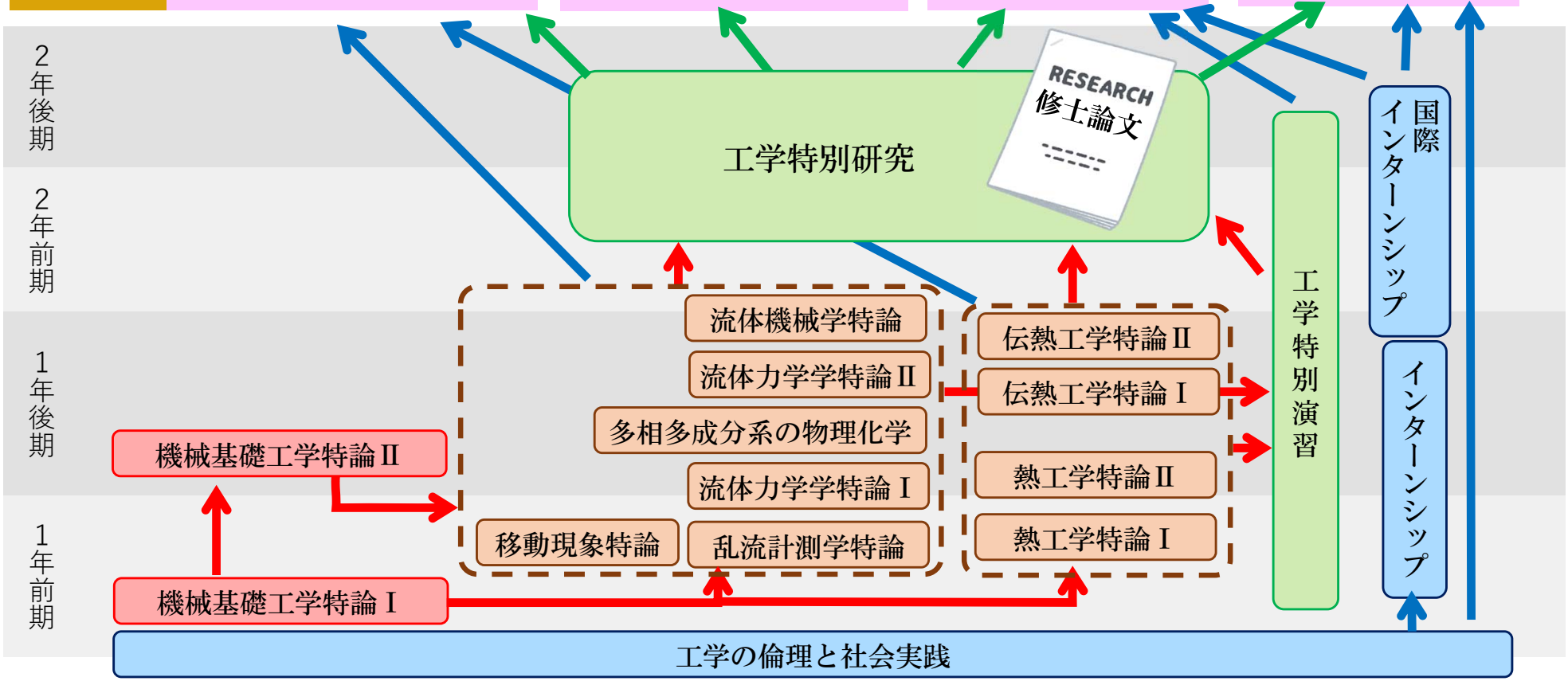

基盤となる学部（工学科）
【機械工学コース】【エネルギー環境工学コース】

履修モデル　知能機械システムプログラム

アウトカム： ものづくり技術やシステム設計分野において，機械系設計技術をバックグラウンドとした知的システムの研究開発の場で活躍できる人材

ディプロマポリシー

- 機械系の学問を基盤とした知能数理工学、計測制御工学を中心に基礎から応用にわたる専門的知識及び技術とその応用力を身につける
- 専門分野の知識と技術を活用し、広い視野を持って工学分野の問題に対し、状況把握と課題設定ができ、実践的で創造的な解決力を身につける
- 多様な人々と連携できるコミュニケーション能力及び論理的説明が可能なプレゼンテーション能力を身につける
- 技術者、研究者としての社会的責任を理解し高い倫理性に基づき行動することができる能力を身につける

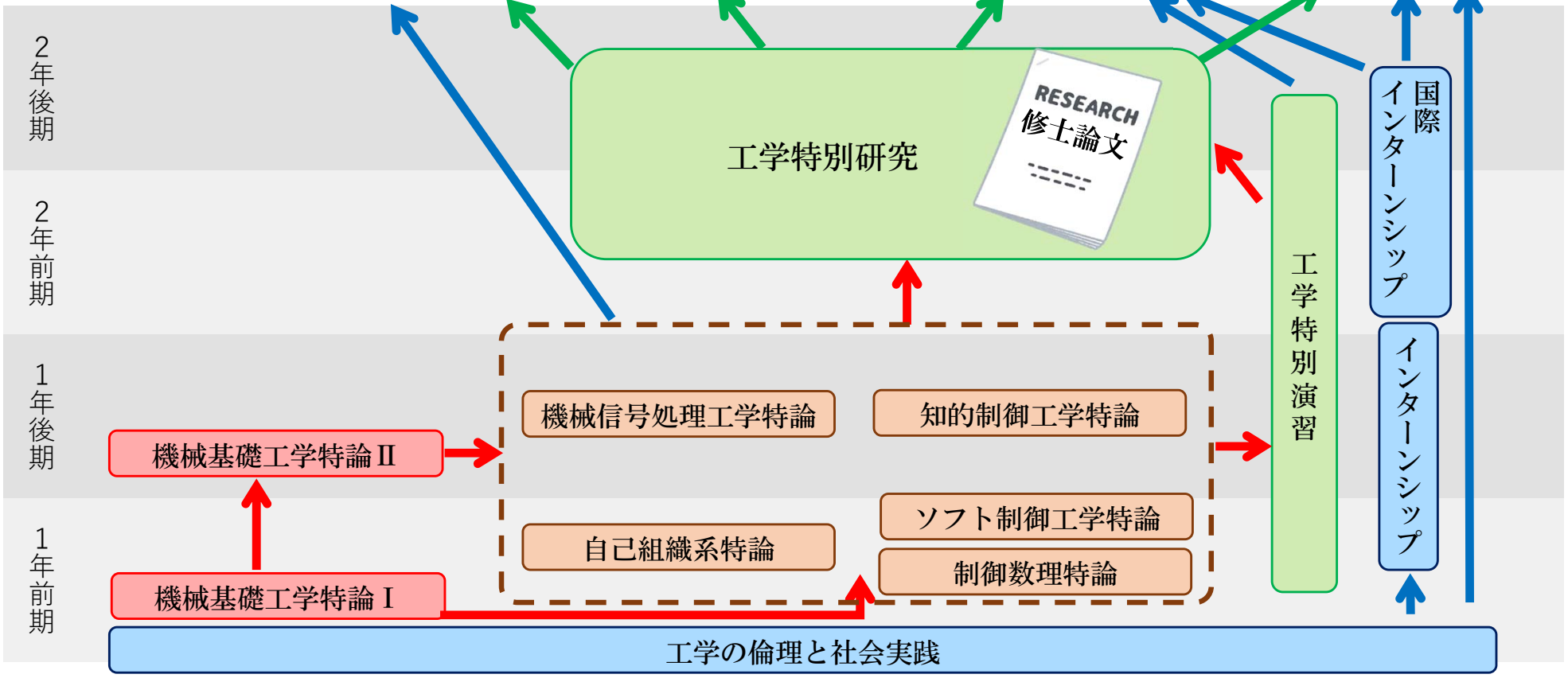

基盤となる学部（工学科）
【機械工学コース】【エネルギー環境工学コース】

履修モデル　電気エネルギー・システム制御プログラム

アウトカム： エネルギー、電気設備、自動車、計測機器、ロボット、システム開発等の産業分野において活躍できる人材

ディプロマポリシー

- 電力工学、電力変換並びに電気材料に関わる電気エネルギー分野、計測工学、制御工学及びシステム工学に関わるシステム制御分野の高度な専門知識と応用力を身につける
- 専門分野の知識と技術を活用し、広い視野を持って工学分野の問題に対し、状況把握と課題設定ができ、実践的で創造的な解決力を身につける
- 多様な人々と連携できるコミュニケーション能力及び論理的説明が可能なプレゼンテーション能力を身につける
- 技術者、研究者としての社会的責任を理解し高い倫理性に基づき行動することができる能力を身につける

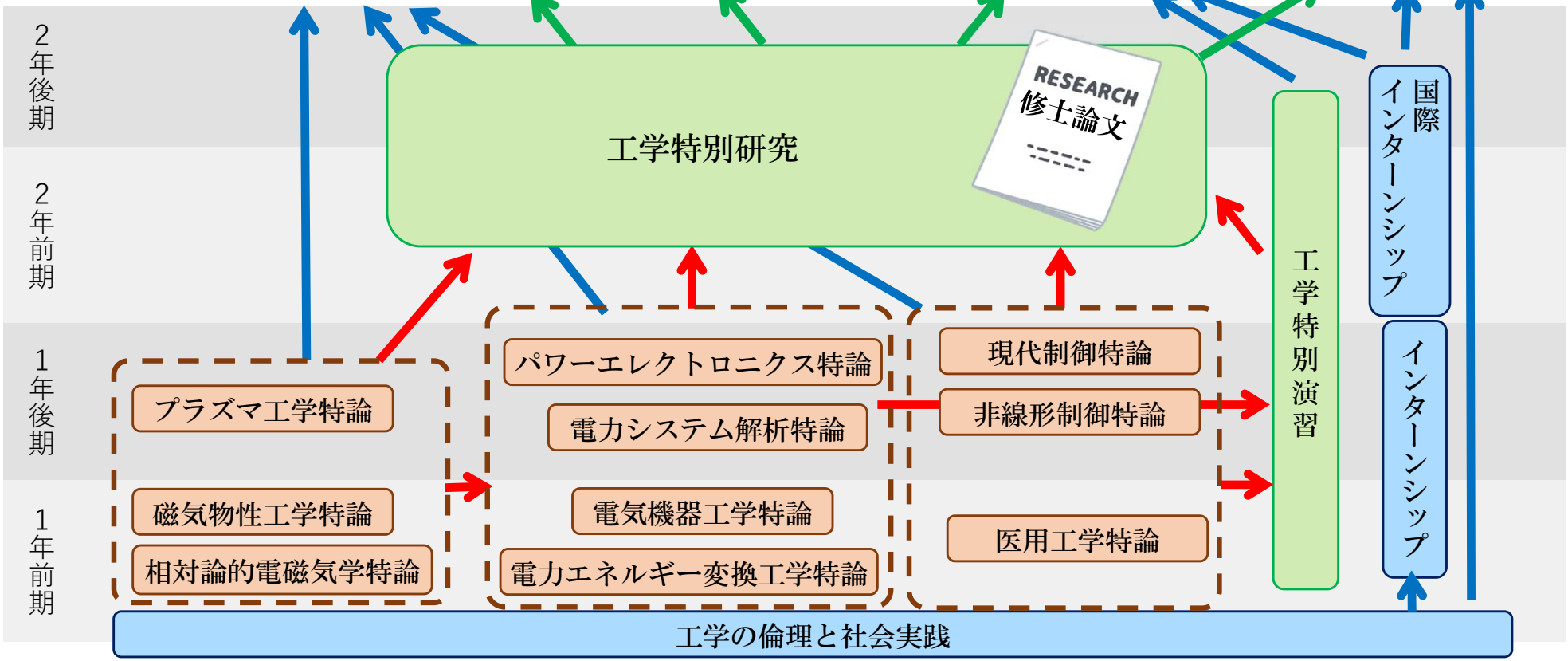

基盤となる学部（工学科）
【電気システム工学コース】【電子情報通信コース】

履修モデル　電子システム・デバイスプログラム

アウトカム： 情報通信産業分野やエレクトロニクス分野、さらにはそれらの融合分野において活躍できる人材

ディプロマポリシー

- 集積回路設計や情報通信システムなどに関わる電子システム分野及びセンサ技術、半導体技術などの材料・デバイス分野の高度な専門知識と応用力を身につける
- 専門分野の知識と技術を活用し、広い視野を持って工学分野の問題に対し、状況把握と課題設定ができ、実践的で創造的な解決力を身につける
- 多様な人々と連携できるコミュニケーション能力及び論理的説明が可能なプレゼンテーション能力を身につける
- 技術者、研究者としての社会的責任を理解し高い倫理性に基づき行動することができる能力を身につける

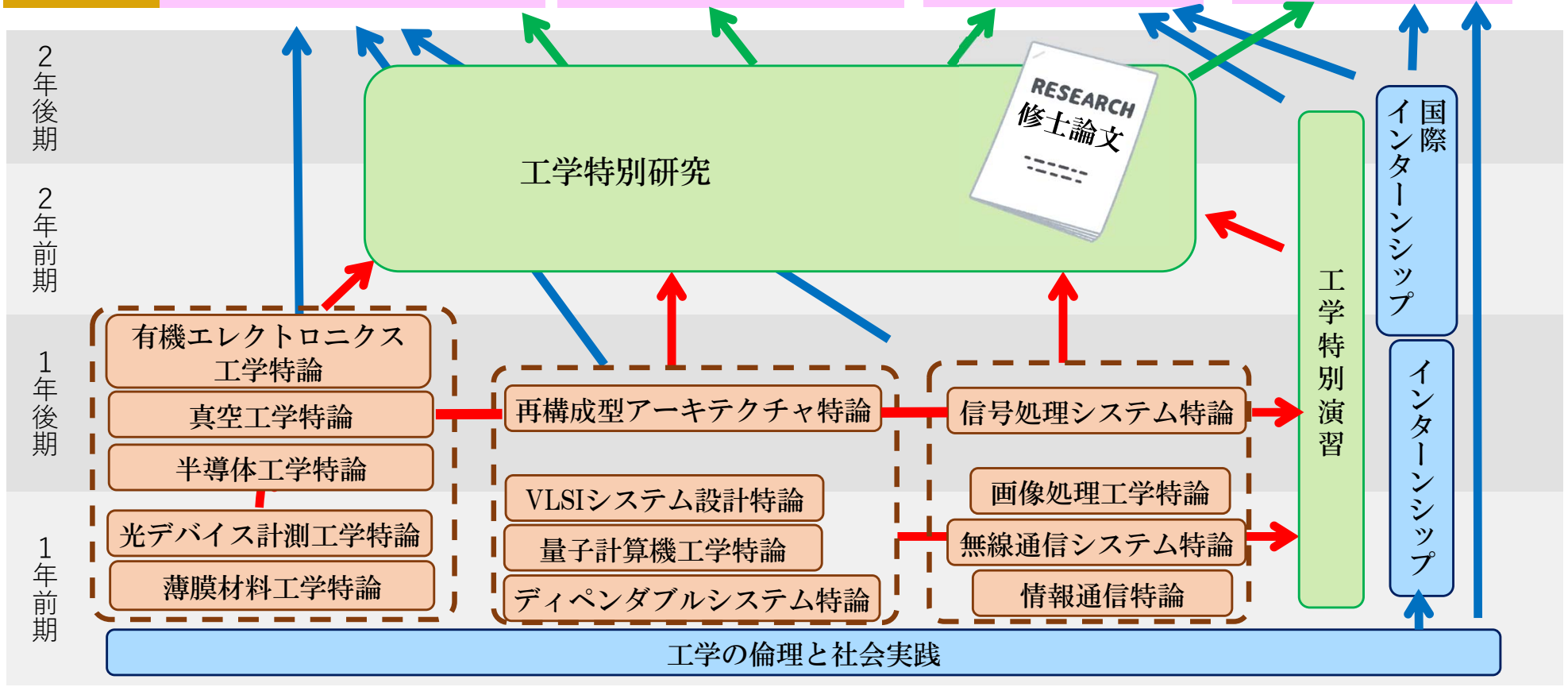

基盤となる学部（工学科）
【電気システム工学コース】【電子情報通信コース】

履修モデル　社会基盤デザインプログラム

アウトカム： 公的機関や建設会社などにおいて、社会インフラの整備や災害に強く、環境に優しい街づくり等で活躍できる人材

ディプロマポリシー				
	持続可能な社会基盤の創成及び気候変動に伴う防災減災や環境保全などの幅広い視野と専門知識を身につける	専門分野の知識と技術を活用し、広い視野を持って工学分野の問題に対し、状況把握と課題設定ができ、実践的で創造的な解決力を身につける	多様な人々と連携できるコミュニケーション能力及び論理的説明が可能なプレゼンテーション能力を身につける	技術者、研究者としての社会的責任を理解し高い倫理性に基づき行動することができる能力を身につける

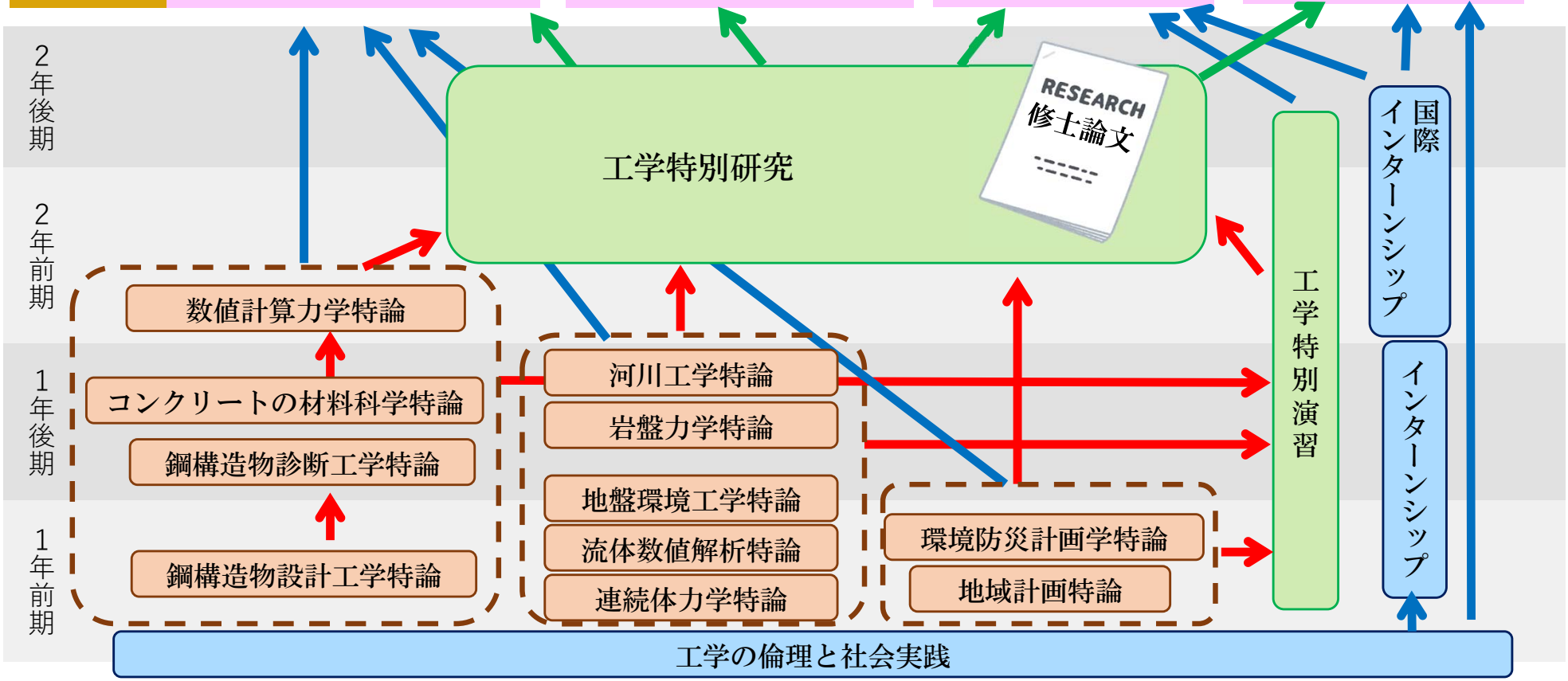

基盤となる学部（工学科）
【社会基盤デザインコース】

履修モデル　建築学プログラム

アウトカム： 建築に関わる幅広い建設関連産業や公的機関、研究機関で活躍できる人材

ディプロマポリシー

- 快適で文化的な生活環境、安全で持続可能な循環型社会の構築に資する建築学の高度な実務的専門知識と応用力を身につける
- 専門分野の知識と技術を活用し、広い視野を持って工学分野の問題に対し、状況把握と課題設定ができ、実践的で創造的な解決力を身につける
- 多様な人々と連携できるコミュニケーション能力及び論理的説明が可能なプレゼンテーション能力を身につける
- 技術者、研究者としての社会的責任を理解し高い倫理性に基づき行動することができる能力を身につける

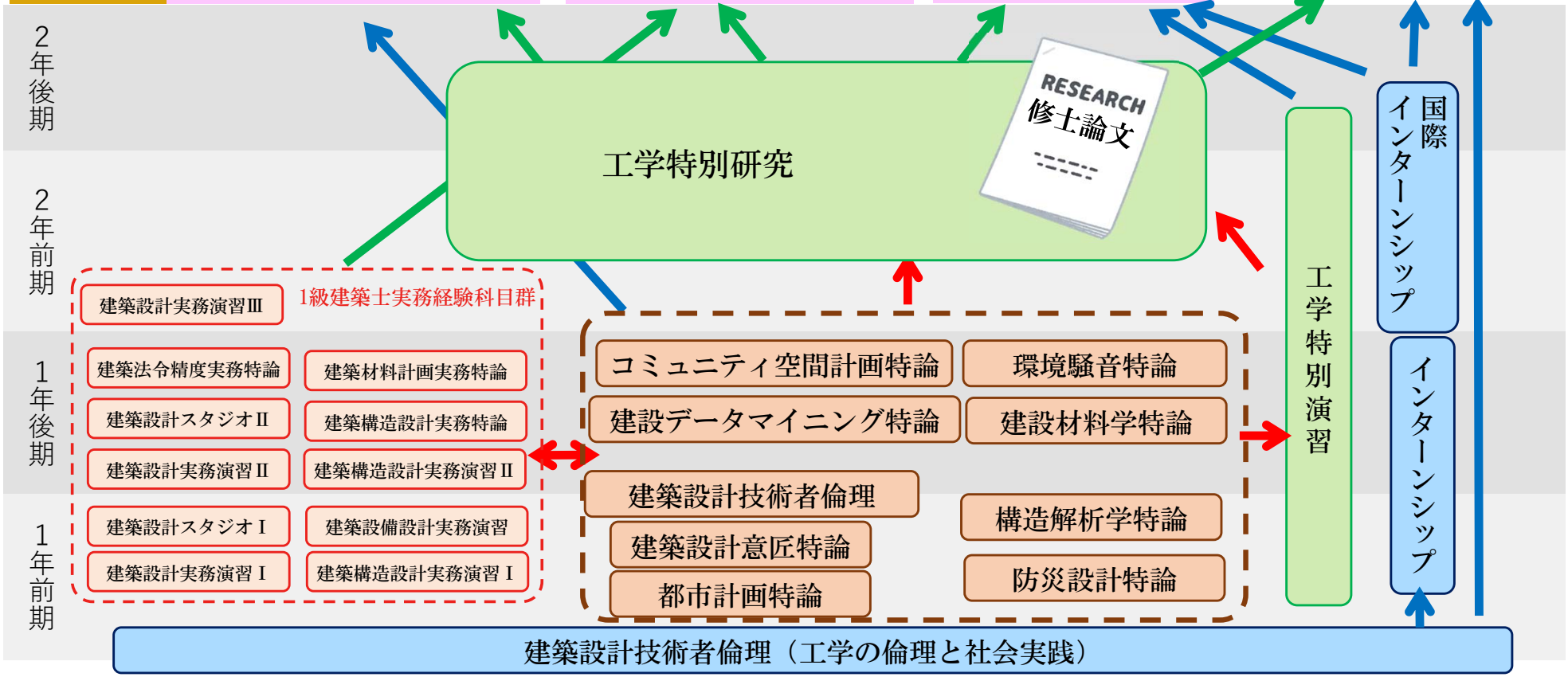

基盤となる学部（工学科）
【建築学コース】

履修モデル　知能情報プログラム

アウトカム： スマート社会の基盤技術を研究開発できる人材及び専門分野を活かして地域社会の発展、安心安全に貢献できる人材

ディプロマポリシー

- 知能情報プログラムでは、主に人工知能、データサイエンス、コンピュータサイエンス、ネットワーク分野の高度な専門知識と応用力を身につける
- 専門分野の知識と技術を活用し、広い視野を持って工学分野の問題に対し、状況把握と課題設定ができ、実践的で創造的な解決力を身につける
- 多様な人々と連携できるコミュニケーション能力及び論理的説明が可能なプレゼンテーション能力を身につける
- 技術者、研究者としての社会的責任を理解し高い倫理性に基づき行動することができる能力を身につける

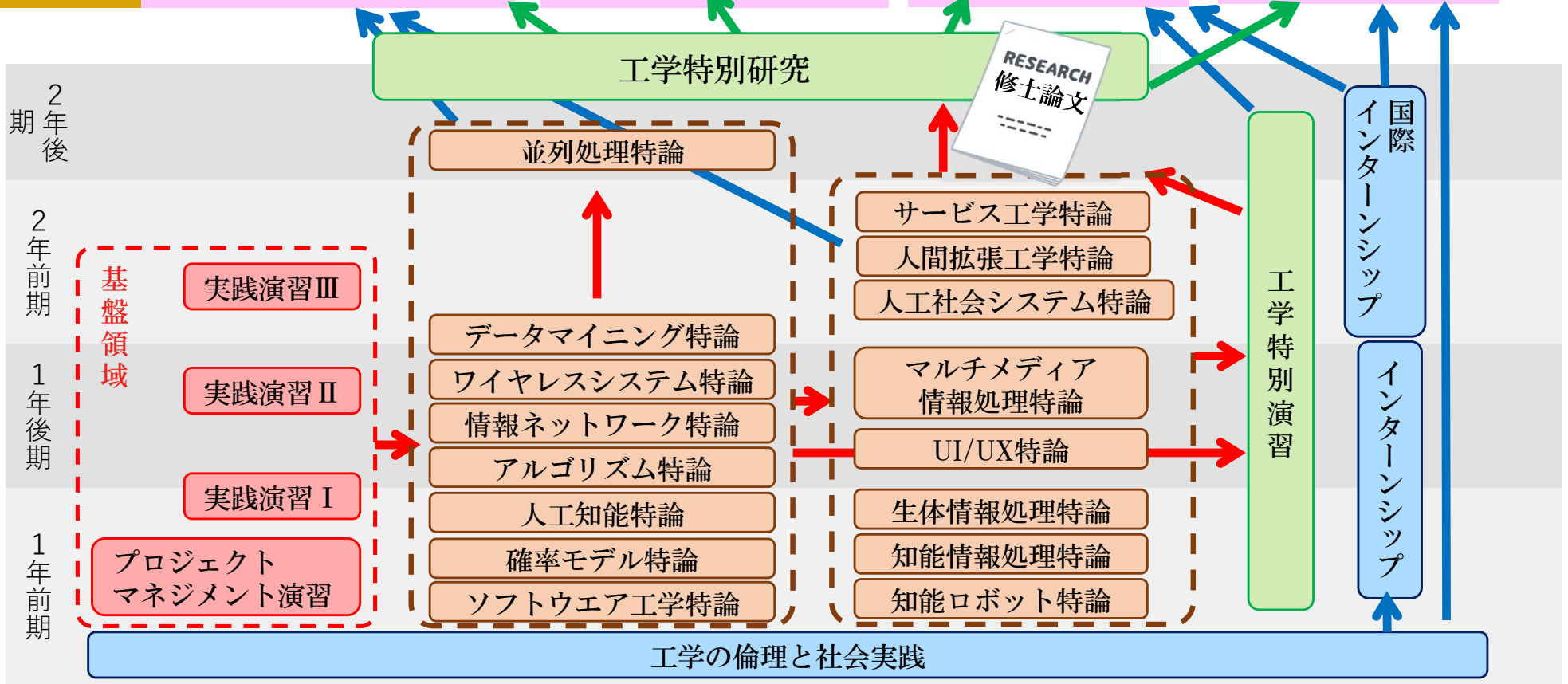

基盤となる学部（工学科）
【知能情報コース】

機械工学コース(学部)、機械系３プログラム(博士前期課程(工学系))　６年一貫カリキュラムマップ

教育分野		学部 1年次 前期	学部 1年次 後期	学部 2年次 前期	学部 2年次 後期	学部 3年次 前期	学部 3年次 後期	学部 4年次 前期	学部 4年次 後期	取得単位
共通教育	教養領域			健康運動						2 (2.0)
	総合領域	教養領域1	教養領域2	教養領域3	教養領域4 総合領域1		総合領域2	総合領域3		14 (14.0)
	基幹領域	日本語表現法入門								2 (2.0)
		大学英語 第2外国語Ⅰ	英語科目1 第2外国語Ⅱ	英語科目2						12 (12.0)
専門教育	専門基礎	微分積分学STⅠ 微分積分学入門Ⅰ 物理学Ⅰ 物理学入門Ⅰ 化学Ⅰ 化学実験	微分積分学STⅡ 微分積分学入門Ⅱ 物理学Ⅱ 物理学入門Ⅱ 化学Ⅱ 化学入門Ⅰ 物理学実験	化学入門Ⅱ						11 (11.0)
	学科共通科目	キャリアデザイン入門 工学基礎演習 工業数学Ⅰ 基礎数学Ⅰ	工学概論 工業数学Ⅱ 基礎数学Ⅱ	工業数学Ⅲ	工業数学Ⅳ 確率及び統計 プログラミングⅠ	教職科目群 **ＧＥプログラム科目群** 地域創生論 技術英語Ⅰ(記述基礎) キャリアデザイン インターンシップⅠ インターンシップⅡ インターンシップⅡ プログラミングⅡ	工業科教育法A 情報科教育法A 国際協力論 技術英語Ⅱ(プレゼン) エンジニアリングデザイン演習 技術者の倫理	工業科教育法B 情報科教育法B 職業指導 総合演習 国際インターンシップⅠ 技術英語Ⅲ(記述応用) 知的財産権 品質管理 産業社会学原論Ⅰ セミナーⅠ 卒業研究Ⅰ	教職実践演習 国際インターンシップⅡ Frontiers of Engineering 地域課題解決実践演習 経営工学概論 セミナーⅡ 卒業研究Ⅱ	29 (25.0)
	専門科目	情報リテラシー 工業力学 機械製図		材料力学Ⅰ 材料加工学Ⅰ 機械材料Ⅰ 流体力学Ⅰ 熱力学Ⅰ 材料加工学実習	材料力学Ⅱ 材料加工学Ⅱ 機械材料Ⅱ 流体力学Ⅱ 熱力学Ⅱ 基礎制御工学Ⅰ 計測工学 機械基礎演習	機器設計基礎学 溶接工学 流体機械学 伝熱工学 熱機関工学 基礎制御工学Ⅱ 機械力学 基礎メカトロニクス 機械工学実験Ⅰ 機械設計製図Ⅰ 機械工学特別講義Ⅰ 機械工学特別講義Ⅴ	機器構造学 亜熱帯材料学 高分子合成論 粘性流体力学 蒸気工学 現代制御理論 機械運動学 機械工学実験Ⅱ 機械設計製図Ⅱ 機械設計演習 機械工学特別講義Ⅱ 機械工学特別講義Ⅵ	弾性力学 高速空気力学 物質移動工学 信号処理工学 ロボット工学 機械工学特別講義Ⅲ 機械工学特別講義Ⅶ	航空工学 機械工学特別講義Ⅳ 機械工学特別講義Ⅷ	56 (39.0)
	工学融合科目					工学融合導入科目 工学融合科目	工学融合科目 ※1 工学融合科目			4 (0.0)
総単位数 ※2		19 (19.0)	19 (15.0)	20 (20.0)	18 (18.0)	19 (11.0)	18 (9.0)	11 (5.0)	6 (3.0)	**130** (105.0)

	博士前期課程 1年次 前期	博士前期課程 1年次 後期	博士前期課程 2年次 前期	博士前期課程 2年次 後期	取得単位
共通領域	国際インターンシップⅠ インターンシップⅠ インターンシップⅢ 工学の倫理と社会実践 工学特別研究Ⅰ 工学特別演習Ⅰ	国際インターンシップⅡ インターンシップⅡ インターンシップⅣ 工学特別研究Ⅱ 工学特別演習Ⅱ	国際インターンシップⅡ 工学特別研究Ⅲ 工学特別演習Ⅲ	工学特別研究Ⅳ 工学特別演習Ⅳ	14 (14.0)
専門領域	**【材料物質工学プログラム】** 材料力学特論 塑性力学特論 固体力学特論 機械基礎工学特論Ⅰ **【熱流体工学プログラム】** 熱工学特論Ⅰ 熱工学特論Ⅱ 移動現象特論 流体力学特論Ⅰ 乱流計測学特論 機械基礎工学特論Ⅰ **【知能機械システムプログラム】** ソフト制御工学特論 自己組織系特論 制御数理特論 機械基礎工学特論Ⅰ	弾性力学特論 腐食防食特論 材料加工学特論 機械基礎工学特論Ⅱ 伝熱工学特論Ⅰ 伝熱工学特論Ⅱ 流体機械学特論 流体力学特論Ⅱ 多相多成分系の物理化学 機械基礎工学特論Ⅱ 機械信号処理工学特論 知的制御工学特論 機械基礎工学特論Ⅱ			16 (0.0)
融合領域	他プログラム科目	他プログラム科目 ※3			0 (0.0)
	15 (5.0)	9 (3.0)	3 (3.0)	3 (3.0)	**30** (12.0)

備　考

■ は必修科目、□ は履修モデルとして選択した選択科目を示す。また，枠無し科目は，それ以外の選択科目を示す。

※1 工学融合科目(所属するコース以外の他コース提供科目)、4単位以上履修する。

※2 総単位数の下にある( )内の数字は必修科目(共通教育含む)の単位数を表す。卒業要件の130単位を満たすためには，必修科目の総単位数103単位以外に専門選択科目27単位(工学融合科目含む)を履修する必要がある。なお，共通教育科目・専門選択科目については履修方法の一例を示している。

■ は必修科目、□ は履修モデルとして選択した選択科目を示す。

※3　他プログラム開設科目を6単位以内履修することができる。

資料6

エネルギー環境工学コース(学部)、機械系３プログラム(博士前期課程(工学系))　６年一貫カリキュラムマップ

教育分野		学部 1年次 前期	学部 1年次 後期	学部 2年次 前期	学部 2年次 後期	学部 3年次 前期	学部 3年次 後期	学部 4年次 前期	学部 4年次 後期	取得単位
共通教育	教養領域		健康運動							2 (2.0)
	教養領域 総合領域		教養領域1	教養領域2 総合領域1	教養領域3		総合領域2	教養領域4 総合領域3		14 (14.0)
	基幹領域	日本語表現法入門								2 (2.0)
		大学英語	英語科目1	英語科目2 第2外国語Ⅰ	第2外国語Ⅱ					12 (12.0)
専門教育	専門基礎	微分積分学STⅠ 微分積分学入門Ⅰ 物理学Ⅰ 物理学入門Ⅰ 化学Ⅰ 化学入門Ⅰ 物理学実験	微分積分学STⅡ 微分積分学入門Ⅱ 物理学Ⅱ 物理学入門Ⅱ 化学Ⅱ 化学入門Ⅱ 化学実験							11 (11.0)
	学科共通科目	キャリアデザイン入門 工学基礎演習 工学数学Ⅰ 基礎数学Ⅰ	工学概論 工学数学Ⅱ 基礎数学Ⅱ	工学数学Ⅲ	工学数学Ⅳ 確率及び統計 プログラミングⅠ	教職科目群 GEプログラム科目群 地域創生論 技術英語Ⅰ(記述基礎) キャリアデザイン インターンシップⅠ インターンシップⅡ インターンシップⅡ プログラミングⅡ	工業科教育法A 情報科教育法A 国際協力論 技術英語Ⅱ(プレゼン) エンジニアリングデザイン演習 技術者の倫理	工業科教育法B 情報科教育法B 職業指導 総合演習 国際インターンシップⅠ 技術英語Ⅲ(記述応用) 知的財産権 品質管理 産業社会学原論Ⅰ セミナーⅠ 卒業研究Ⅰ	教職実践演習 国際インターンシップⅡ Frontiers of Engineering 地域課題解決実践演習 経営工学概論 産業社会学原論Ⅱ セミナーⅡ 卒業研究Ⅱ	32 (27.0)
	専門科目	情報リテラシー	工業力学 機械製図	材料力学 エネルギー材料工学 流体工学 熱力学 電気工学概論	応用材料力学 金属材料 応用流体工学 エネルギー変換工学 基礎制御工学 計測工学 エネルギー環境工学実験Ⅰ	材料加工学 腐食防食工学 環境流体工学 エネルギー移動工学 蒸気工学 機械力学 数値計算 環境工学 エネルギー環境工学実験Ⅱ プロジェクトマネジメント工学 エネルギー機器 エネルギー環境工学特別講義Ⅰ エネルギー環境工学特別講義Ⅴ	システム要素設計学 亜熱帯材料学 エネルギー流体機械 エネルギー空調工学 熱機関工学 環境システム制御工学 環境教育論 エネルギー機器設計演習 エネルギー環境工学特別講義Ⅱ エネルギー環境工学特別講義Ⅵ	機構学 環境経済学 プロジェクトマネジメント演習 エネルギー環境工学特別講義Ⅲ エネルギー環境工学特別講義Ⅵ	エネルギー環境工学プロジェクト演習基礎 エネルギー環境工学特別講義Ⅳ エネルギー環境工学特別講義Ⅷ	50 (32.0)
	工学融合科目					工学融合導入科目 工学融合科目	工学融合科目※1 工学融合科目			4 (0.0)
総単位数※2		20 (20.0)	19 (19.0)	20 (20.0)	19 (17.0)	20 (9.0)	16 (6.0)	13 (9.0)	3 (3.0)	130 (105.0)

	博士前期課程 1年次 前期	博士前期課程 1年次 後期	博士前期課程 2年次 前期	博士前期課程 2年次 後期	取得単位
共通領域	国際インターンシップⅠ		国際インターンシップⅡ		14 (14.0)
	インターンシップⅠ インターンシップⅢ	インターンシップⅡ インターンシップⅣ			
	工学の倫理と社会実践 工学特別研究Ⅰ 工学特別演習Ⅰ	工学特別研究Ⅱ 工学特別演習Ⅱ	工学特別研究Ⅲ 工学特別演習Ⅲ	工学特別研究Ⅳ 工学特別演習Ⅳ	
専門領域	【材料物質工学プログラム】 材料力学特論 塑性力学特論 固体力学特論 機械基礎工学特論Ⅰ	弾性力学特論 腐食防食特論 材料加工学特論 機械基礎工学特論Ⅱ			16 (0.0)
	【熱流体工学プログラム】 熱工学特論Ⅰ 熱工学特論Ⅱ 移動現象特論 流体力学特論Ⅰ 乱流計測学特論 機械基礎工学特論Ⅰ	伝熱工学特論Ⅰ 伝熱工学特論Ⅱ 流体機械学特論 流体力学特論Ⅱ 多相多成分系の物理化学 機械基礎工学特論Ⅱ			
	【知能機械システムプログラム】 ソフト制御工学特論 自己組織系特論 制御数理特論 機械基礎工学特論Ⅰ	機械信号処理工学特論 知的制御工学特論 機械基礎工学特論Ⅱ			
融合領域	他プログラム科目	他プログラム科目※3			0 (0.0)
	15 (5.0)	9 (3.0)	3 (3.0)	3 (3.0)	30 (12.0)

備考

■ は必修科目、□ は履修モデルとして選択した選択科目を示す。また，枠無し科目は，それ以外の選択科目を示す。

※1 工学融合科目(所属するコース以外の他コース提供科目)、4単位以上履修する。

※2 総単位数の下にある( )内の数字は必修科目(共通教育含む)の単位数を表す。卒業要件の130単位を満たすためには，必修科目の総単位数103単位以外に専門選択科目27単位(工学融合科目含む)を履修する必要がある。
なお，共通教育科目・専門選択科目については履修方法の一例を示している。

■ は必修科目、□ は履修モデルとして選択した選択科目を示す。

※3　他プログラム開設科目を6単位以内履修することができる。

電気システム工学コース(学部)、電気エネルギー・システム制御プログラム(博士前期課程(工学系))　６年一貫カリキュラムマップ

教育分野		学部 1年次 前期	学部 1年次 後期	学部 2年次 前期	学部 2年次 後期	学部 3年次 前期	学部 3年次 後期	学部 4年次 前期	学部 4年次 後期	取得単位
共通教育	教養領域	健康運動								2 (2.0)
	総合領域		教養領域1	教養領域2	教養領域3 総合領域1	総合領域2	教養領域4 総合領域3			14 (14.0)
	基幹領域	日本語表現法入門								2 (2.0)
		大学英語	英語科目1	英語科目2 第2外国語Ⅰ	第2外国語Ⅱ					12 (12.0)
専門	専門基礎	微分積分学STⅠ 物理学Ⅰ 化学入門Ⅰ	微分積分学STⅡ 物理学実験 化学実験							10 (10.0)
	学科共通科目	キャリアデザイン入門 工学基礎演習	工学概論			教職科目群 ＧＥプログラム科目群 キャリアデザイン インターンシップⅠ インターンシップⅡ インターンシップⅡ	工業科教育法A 情報科教育法A 地域創生論 技術英語Ⅰ(記述基礎) 国際協力論 技術英語Ⅱ(プレゼン)	工業科教育法B 情報科教育法B 職業指導 総合演習 国際インターンシップⅠ 技術英語Ⅲ(記述応用) 知的財産権 品質管理 産業社会学原論Ⅰ	教職実践演習 国際インターンシップⅡ Frontiers of Engineering 地域課題解決実践演習 経営工学概論 産業社会学原論Ⅱ	28 (22.0)
		工業数学Ⅰ 基礎数学Ⅰ	工業数学Ⅱ 基礎数学Ⅱ プログラミングⅠ	工業数学Ⅲ 工業数学Ⅳ プログラミングⅡ	確率及び統計	技術者の倫理 電気電子応用実験	エンジニアリングデザイン演習	セミナーⅠ 卒業研究Ⅰ	セミナーⅡ 卒業研究Ⅱ	
	専門科目		電磁気学Ⅰ ベクトル解析 回路理論Ⅰ エンジニアリングデザイン基礎	電磁気学Ⅱ 電磁気学Ⅲ 回路理論Ⅱ 電気電子計測工学Ⅰ	電磁気学Ⅳ 回路理論Ⅲ 回路理論Ⅳ 電子回路基礎 電気電子基礎実験	電気機器Ⅰ 電気電子材料 電力工学Ⅰ	電気機器Ⅱ パワーエレクトロニクス 電力工学Ⅱ 電力工学Ⅲ	メカトロニクス 電力系統工学 電気法規及び施設管理	電気機器設計製図	54 (27.0)
					電気電子計測工学Ⅱ	パルス・ディジタル回路 制御工学 システム工学 情報数学	ディジタル制御 数値解析	ディジタル信号およびフィルタ 組込み設計 生体計測工学		
						電気システム工学特別講義Ⅰ 電気システム工学特別講義Ⅴ	電気システム工学特別講義Ⅱ 電気システム工学特別講義Ⅵ	電気システム工学特別講義Ⅲ 電気システム工学特別講義Ⅶ		
	工学融合科目					工学融合導入科目 工学融合科目	工学融合科目 ※1 工学融合科目			4 (0.0)
総単位数 ※2		19 (19.0)	20 (16.0)	20 (14.0)	20 (10.0)	20 (6.0)	16 (2.0)	11 (6.0)	4 (4.0)	130 (77.0)

教育分野		博士前期課程 1年次 前期	博士前期課程 1年次 後期	博士前期課程 2年次 前期	博士前期課程 2年次 後期	取得単位
共通領域		国際インターンシップⅠ インターンシップⅠ インターンシップⅢ 工学の倫理と社会実践 工学特別研究Ⅰ 工学特別演習Ⅰ	インターンシップⅡ インターンシップⅣ 工学特別研究Ⅱ 工学特別演習Ⅱ	国際インターンシップⅡ 工学特別研究Ⅲ 工学特別演習Ⅲ	工学特別研究Ⅳ 工学特別演習Ⅳ	14 (14.0)
専門領域		電気機器工学特論 磁気物性工学特論 電力エネルギー変換工学特論 相対論的電磁気学特論 医用電子工学特論	パワーエレクトロニクス特論 電力システム解析特論 プラズマ工学特論 現代制御特論 非線形制御特論			16 (0.0)
融合領域		他プログラム科目	他プログラム科目 ※3			0 (0.0)
		15 (5.0)	9 (3.0)	3 (3.0)	3 (3.0)	30 (12.0)

備　考

■ は必修科目、□ は履修モデルとして選択した選択科目を示す。また，枠無し科目は，それ以外の選択科目を示す。

※1 工学融合科目(所属するコース以外の他コース提供科目)、4単位以上履修する。

※2 総単位数の下にある( )内の数字は必修科目(共通教育含む)の単位数を表す。卒業要件の130単位を満たすためには，必修科目の総単位数103単位以外に専門選択科目27単位(工学融合科目含む)を履修する必要がある。なお，共通教育科目・専門選択科目については履修方法の一例を示している。

■ は必修科目、□ は履修モデルとして選択した選択科目を示す。

※3　他プログラム開設科目を6単位以内履修することができる。

電子情報通信コース(学部)、電子システム・デバイスプログラム(博士前期課程(工学系))　６年一貫カリキュラムマップ

教育分野		学部 1年次 前期	学部 1年次 後期	学部 2年次 前期	学部 2年次 後期	学部 3年次 前期	学部 3年次 後期	学部 4年次 前期	学部 4年次 後期	取得単位
共通教育	教養領域	健康運動								2 (2.0)
	総合領域		教養領域1	教養領域2	教養領域3 総合領域1	総合領域2	教養領域4 総合領域3			14 (14.0)
	基幹領域	日本語表現法入門								2 (2.0)
		大学英語	英語科目1	英語科目2 第2外国語Ⅰ	第2外国語Ⅱ					12 (12.0)
専門教育	専門基礎	微分積分学STⅠ 物理学Ⅰ 化学入門Ⅰ	微分積分学STⅡ 物理学実験 化学実験							10 (10.0)
	学科共通科目	キャリアデザイン入門 工学基礎演習	工学概論			キャリアデザイン インターンシップⅠ インターンシップⅡ インターンシップⅡ	工業科教育法A 情報科教育法A 国際協力論 技術英語Ⅱ(プレゼン) エンジニアリングデザイン演習	工業科教育法B 情報科教育法B 職業指導 総合演習 国際インターンシップⅠ 技術英語Ⅲ(記述応用) 知的財産権 品質管理 産業社会学原論Ⅰ セミナーⅠ 卒業研究Ⅰ	教職実践演習 国際インターンシップⅡ Frontiers of Engineering 地域課題解決実践演習 経営工学概論 産業社会学原論Ⅱ セミナーⅡ 卒業研究Ⅱ	32 (26.0)
		工業数学Ⅰ 基礎数学Ⅰ	工業数学Ⅱ 基礎数学Ⅱ プログラミングⅠ	工業数学Ⅲ 工業数学Ⅳ プログラミングⅡ	確率及び統計	技術者の倫理 教職科目群 地域創生論 技術英語Ⅰ(記述基礎)				
	専門科目		電磁気学Ⅰ ベクトル解析 回路理論Ⅰ エンジニアリングデザイン基礎	電磁気学Ⅱ 電磁気学Ⅲ 回路理論Ⅱ 電気電子計測工学Ⅰ	電磁気学Ⅳ 回路理論Ⅲ 回路理論Ⅳ 電子回路基礎 電気電子基礎実験	電気電子応用実験 パルス・ディジタル回路 電子計算機Ⅰ 情報数学 量子力学Ⅰ 電子物性工学Ⅰ 電子デバイス工学 システム工学 通信工学Ⅰ	電子回路応用 電子計算機Ⅱ 量子力学Ⅱ 電子物性工学Ⅱ 集積デバイス工学 電子デバイス材料工学 パワーエレクトロニクス 通信工学Ⅱ 電磁波工学 数値解析	組込み設計 電気通信関係法規 ディジタル信号およびフィルタ 情報と符号の理論 生体計測工学		55 (27.0)
					電気電子計測工学Ⅱ					
						電子情報通信特別講義Ⅰ 電子情報通信特別講義Ⅴ	電子情報通信特別講義Ⅱ 電子情報通信特別講義Ⅵ	電子情報通信特別講義Ⅲ 電子情報通信特別講義Ⅶ		
	工学融合科目					工学融合導入科目 工学融合科目	工学融合科目 ※1 工学融合科目			4 (0.0)
総単位数 ※2		20 (19.0)	19 (17.0)	20 (14.0)	20 (10.0)	20 (6.0)	16 (2.0)	11 (6.0)	4 (4.0)	**130** (77.0)

共通領域	博士前期課程 1年次 前期	博士前期課程 1年次 後期	博士前期課程 2年次 前期	博士前期課程 2年次 後期	取得単位
共通領域	国際インターンシップⅠ インターンシップⅠ インターンシップⅢ 工学の倫理と社会実践 工学特別研究Ⅰ 工学特別演習Ⅰ	インターンシップⅡ インターンシップⅣ 工学特別研究Ⅱ 工学特別演習Ⅱ	国際インターンシップⅡ 工学特別研究Ⅲ 工学特別演習Ⅲ	工学特別研究Ⅳ 工学特別演習Ⅳ	14 (14.0)
専門領域	VLSIシステム設計特論 量子計算機工学特論 ディペンダブルシステム特論 光デバイス計測工学特論 薄膜材料工学特論 無線通信システム特論 情報通信論 画像処理工学特論	再構成型アーキテクチャ特論 真空工学特論 半導体工学特論 有機エレクトロニクス工学特論 信号処理システム特論			16 (0.0)
融合領域	他プログラム科目	他プログラム科目 ※3			0 (0.0)
	15 (5.0)	9 (3.0)	3 (3.0)	3 (3.0)	**30** (12.0)

備考

は必修科目、　は履修モデルとして選択した選択科目を示す。また，枠無し科目は，それ以外の選択科目を示す。

※1 工学融合科目(所属するコース以外の他コース提供科目)、4単位以上履修する。

※2 総単位数の下にある( )内の数字は必修科目(共通教育含む)の単位数を表す。卒業要件の130単位を満たすためには，必修科目の総単位数103単位以外に専門選択科目27単位(工学融合科目含む)を履修する必要がある。
なお，共通教育科目・専門選択科目については履修方法の一例を示している。

は必修科目、　は履修モデルとして選択した選択科目を示す

※3　他プログラム開設科目を6単位以内履修することができる。

社会基盤デザインコース(学部)、社会基盤デザインプログラム(博士前期課程(工学系))　６年一貫カリキュラムマップ

教育分野		学部 1年次 前期	学部 1年次 後期	学部 2年次 前期	学部 2年次 後期	学部 3年次 前期	学部 3年次 後期	学部 4年次 前期	学部 4年次 後期	取得単位
共通教育	教養領域	健康運動								2 (2.0)
	総合領域	教養領域1		教養領域2	教養領域3 総合領域1 総合領域2			教養領域4 総合領域3		14 (14.0)
	基幹領域	日本語表現法入門								2 (2.0)
		大学英語 第2外国語Ⅰ	英語科目1 第2外国語Ⅱ	英語科目2						12 (12.0)
専門教育	専門基礎	微分積分学STⅠ 物理学Ⅰ 化学Ⅰ 化学実験	微分積分学STⅡ 物理学Ⅱ 化学Ⅱ 化学入門Ⅰ 物理学実験	化学入門Ⅱ						4 (0.0)
	学科共通科目		工学概論			教職科目群	工業科教育法A 情報科教育法A	工業科教育法B 情報科教育法B 職業指導 総合演習	教職実践演習	28 (21.0)
						GEプログラム科目群 地域創生論 技術英語Ⅰ(記述基礎)	国際協力論 技術英語Ⅱ(プレゼン)	国際インターンシップⅠ 技術英語Ⅲ(記述応用) 知的財産権 品質管理 産業社会学原論Ⅰ	国際インターンシップⅡ 地域課題解決実践演習 Frontiers of Engineering 経営工学概論 産業社会学原論Ⅱ	
		キャリアデザイン入門 工学基礎演習				キャリアデザイン インターンシップⅠ インターンシップⅡ インターンシップⅡ				
		工業数学Ⅰ 基礎数学Ⅰ	工業数学Ⅱ 基礎数学Ⅱ	工業数学Ⅲ	確率及び統計 工業数学Ⅳ プログラミングⅠ	技術者の倫理 プログラミングⅡ	セミナーⅠ エンジニアリングデザイン演習	セミナーⅡ 卒業研究Ⅰ	卒業研究Ⅱ	
	専門科目	構造力学Ⅰ及び演習 情報処理解析法 デザイン基礎		構造力学Ⅱ	構造力学Ⅲ 建設材料学	鋼構造工学 橋設計論 材料工学 コンクリート構造工学 コンクリート工学実験	腐食防食と疲労 計算力学 維持管理工学			64 (37.5)
		基礎流体力学 情報処理解析法 デザイン基礎		水理学Ⅰ及び演習 土質力学Ⅰ及び演習	水理学Ⅱ 土質力学Ⅱ	海岸工学 水工学実験 地盤工学 地盤工学実験	港湾工学 河川工学 海底資源工学 岩盤力学 地震工学	火薬学		
		社会システム計画学Ⅰ 情報処理解析法 デザイン基礎		社会システム計画学Ⅱ		島嶼環境計画論 道路交通計画	都市地域計画 減災計画 環境衛生工学			
				測量学Ⅰ 測量学実習Ⅰ	測量学Ⅱ 測量学実習Ⅱ		プロジェクトマネジメント			
				社会基盤デザイン特別講義Ⅰ 社会基盤デザイン特別講義Ⅶ	社会基盤デザイン特別講義Ⅱ 社会基盤デザイン特別講義Ⅷ	社会基盤デザイン特別講義Ⅲ 社会基盤デザイン特別講義Ⅸ	社会基盤デザイン特別講義Ⅳ 社会基盤デザイン特別講義Ⅹ	社会基盤デザイン特別講義Ⅴ 社会基盤デザイン特別講義Ⅺ	社会基盤デザイン特別講義Ⅵ 社会基盤デザイン特別講義Ⅻ	
	工学融合科目					工学融合導入科目 工学融合科目	工学融合科目※1 工学融合科目			4 (0.0)
総単位数※2		19 (19.0)	18 (16.0)	21.5 (19.5)	19.5 (14.0)	20.5 (10.0)	20.5 (4.0)	8 (7.0)	3 (3.0)	**130** (92.5)

教育分野		博士前期課程 1年次 前期	博士前期課程 1年次 後期	博士前期課程 2年次 前期	博士前期課程 2年次 後期	取得単位
共通領域		国際インターンシップⅠ		国際インターンシップⅡ		14 (14.0)
		インターンシップⅠ インターンシップⅢ	インターンシップⅡ インターンシップⅣ			
		工学の倫理と社会実践 工学特別研究Ⅰ 工学特別演習Ⅰ	工学特別研究Ⅱ 工学特別演習Ⅱ	工学特別研究Ⅲ 工学特別演習Ⅲ	工学特別研究Ⅳ 工学特別演習Ⅳ	
専門領域		鋼構造物設計工学特論	鋼構造物診断工学特論 コンクリートの材料科学特論	数値計算力学特論		16 (0.0)
		連続体力学特論 流体数値解析特論 地盤環境工学特論	河川工学特論 岩盤力学特論			
		地域計画特論 環境防災計画学特論				
融合領域		他プログラム科目	他プログラム科目※3			0 (0.0)
		15 (5.0)	9 (3.0)	3 (3.0)	3 (3.0)	**30** (12.0)

備考

□ は必修科目、 □ は履修モデルとして選択した選択科目を示す。また，枠無し科目は，それ以外の選択科目を示す。

※1 工学融合科目(所属するコース以外の他コース提供科目)、4単位以上履修する。

※2 総単位数の下にある( )内の数字は必修科目(共通教育含む)の単位数を表す。卒業要件の130単位を満たすためには，必修科目の総単位数103単位以外に専門選択科目27単位(工学融合科目含む)を履修する必要がある。なお，共通教育科目・専門選択科目については履修方法の一例を示している。

□ は必修科目、 □ は履修モデルとして選択した選択科目を示す。

※3 他プログラム開設科目を6単位以内履修することができる。

建築学コース(学部)、建築学プログラム(博士前期課程(工学系))　６年一貫カリキュラムマップ

教育分野		学部 1年次 前期	学部 1年次 後期	学部 2年次 前期	学部 2年次 後期	学部 3年次 前期	学部 3年次 後期	学部 4年次 前期	学部 4年次 後期	取得単位
共通教育	教養領域			健康運動						2 (2.0)
	総合領域	教養領域1		総合領域1	教養領域2		教養領域3 総合領域2	教養領域4 総合領域3		14 (14.0)
	基幹領域		日本語表現法入門							2 (2.0)
		大学英語	英語科目1	英語科目2 第2外国語 I	第2外国語 II					12 (12.0)
専門教育	専門基礎	微分積分学ST I 物理学 I 化学 I 物理学実験	微分積分学ST II 物理学 II 化学 II 化学実験							8 (8.0)
	学科共通科目	キャリアデザイン入門 工学基礎演習	工学概論 プログラミング I 工業数学 I 基礎数学 I	インターンシップ I インターンシップ II インターンシップ II プログラミング II 工業数学III	工業数学 II 基礎数学 II 工業数学IV 確率及び統計	教職科目群 **GEプログラム科目群** 地域創生論 技術英語 I (記述基礎) 産業社会学原論 I キャリアデザイン 技術者の倫理	工業科教育法A 情報科教育法A 国際協力論 技術英語 II (プレゼン) 産業社会学原論 II セミナー I エンジニアリングデザイン演習	工業科教育法B 情報科教育法B 職業指導 総合演習 国際インターンシップI 技術英語III (記述応用) 知的財産権 品質管理 セミナー II 卒業設計または卒業研究 I	教職実践演習 国際インターンシップII 地域課題解決実践演習 Frontiers of Engineering 経営工学概論 卒業設計または卒業研究 II	13 (13.0)
	専門科目	建築学基礎演習 建築基礎情報処理 建築構造力学 I	建築デザイン基礎 建築構法 基礎流体力学 建築構造力学 II	建築設計製図 I 建築計画概論 都市計画 建築構造力学III 計算材料力学 建築材料学 測量学 測量学演習 フィールドセミナー I	各種建築計画 建築設計製図 II 建築史概論 住空間計画 建築環境工学 I 構造設計 I 環境材料学 防災工学概論 フィールドセミナー II 建築学特別講義 I 建築学特別講義VI	建築設計製図III 建築意匠 居住地計画 都市デザイン演習 建築環境工学 II 建築設備計画 建築環境工学実験 構造設計 II 建築生産 建築学特別講義 II 建築学特別講義VII	建築法規 建築設計製図IV 現代建築思潮 都市及び地方計画 公共計画の技術と理論 都市計画法制 建築環境工学演習 建築環境設備設計 建築材料構造実験 耐震設計概論 数理情報処理 建築基礎構造 建築学特別講義III 建築学特別講義VIII	建築技術者倫理 環境情報システム 建築学特別講義IV 建築学特別講義IX	建築学特別講V 建築学特別講X	49 (49.0)
	工学融合科目					工学融合導入科目 工学融合科目	工学融合科目 ※1 工学融合科目			4 (0.0)
総単位数 ※2		20 (19.0)	20 (12.0)	20 (9.0)	20 (15.0)	20 (9.0)	16 (6.0)	9 (5.0)	5 (3.0)	**130** (78.0)

	博士前期課程 1年次 前期	博士前期課程 1年次 後期	博士前期課程 2年次 前期	博士前期課程 2年次 後期	取得単位
共通領域	国際インターンシップ I インターンシップ I インターンシップIII 建築設計技術者倫理 工学特別研究 I 工学特別演習 I	インターンシップ II インターンシップIV 工学特別研究 II 工学特別演習 II	国際インターンシップ II 工学特別研究III 工学特別演習III	工学特別研究IV 工学特別演習IV	14 (14.0)
専門領域	建築設計意匠特論 都市計画特論 防災設計特論 構造解析学特論 1級建築士実務経験科目群 建築設計スタジオ I 建築設備設計実務演習 建築構造設計実務演習 I 建築設計実務演習 I	コミュニティ空間計画特論 環境騒音特論 建設材料学特論 建設データマイニング特論 建築設計スタジオ II 建築法令精度実務特論 建築構造設計実務演習 II 建築設計実務演習 II 建築構造設計実務特論 建築材料計画実務特論	建築設計実務演習III		16 (0.0)
融合領域	他プログラム科目	他プログラム科目 ※3			0 (0.0)
	15 (5.0)	9 (3.0)	3 (3.0)	3 (3.0)	**30** (12.0)

備考

は必修科目、　は履修モデルとして選択した選択科目を示す。また，枠無し科目は，それ以外の選択科目を示す。

※1 工学融合科目(所属するコース以外の他コース提供科目)、4単位以上履修する。

※2 総単位数の下にある( )内の数字は必修科目(共通教育含む)の単位数を表す。卒業要件の130単位を満たすためには，必修科目の総単位数103単位以外に専門選択科目27単位(工学融合科目含む)を履修する必要がある。なお，共通教育科目・専門選択科目については履修方法の一例を示している。

は必修科目、　は履修モデルとして選択した選択科目を示す。

※3　他プログラム開設科目を6単位以内履修することができる。

知能情報コース(学部)、知能情報プログラム(博士前期課程(工学系))　６年一貫カリキュラムマップ

教育分野		学部 1年次 前期	学部 1年次 後期	学部 2年次 前期	学部 2年次 後期	学部 3年次 前期	学部 3年次 後期	学部 4年次 前期	学部 4年次 後期	取得単位
共通教育	教養領域		健康運動							2 (2.0)
	総合領域		教養領域1 総合領域1	教養領域2	総合領域2	教養領域3	教養領域4	総合領域3		14 (14.0)
	基幹領域	日本語表現法入門								2 (2.0)
		大学英語	英語科目1	英語科目2 第2外国語 I	第2外国語 II					12 (12.0)
専門教育	専門基礎	微分積分学ST I 微分積分学入門 I 物理学 I 物理学入門 I 化学 I 化学入門 I 物理学実験	微分積分学ST II 微分積分学入門 II 物理学 II 物理学入門 II 化学 II 化学入門 II 化学実験							8 (8.0)
	学科共通科目	キャリアデザイン入門 工学基礎演習 技術者の倫理 工業数学 I 基礎数学 I プログラミング I	工学概論 工業数学 II 基礎数学 II プログラミング II			教職科目群 **GEプログラム科目群** 地域創生論 技術英語 I (記述基礎) キャリアデザイン インターンシップ I インターンシップ III	工業科教育法A 情報科教育法A 国際協力論 技術英語 II (プレゼン) インターンシップ II エンジニアリングデザイン演習	工業科教育法B 情報科教育法B 職業指導 総合演習 国際インターンシップ I 技術英語 III (記述応用) 知的財産権 品質管理 産業社会学原論 I セミナー I 卒業研究 I	教職実践演習 Frontiers of Engineering 国際インターンシップ II 地域課題解決実践演習 経営工学概論 産業社会学原論 II セミナー II 卒業研究 II	29 (25.0)
	専門科目	プログラミング演習 I	プログラミング演習 II 離散数学	工業数学 III 知能情報実験 I アルゴリズムとデータ構造 情報ネットワーク I コンピュータシステム データサイエンス基礎 プロジェクトデザイン デジタル回路 情報処理技術概論 知能情報実験 I	確率及び統計 ソフトウェア開発演習 I 知能情報実験 II オペレーティングシステム コンピュータアーキテクチャ 情報ネットワーク II VLSI設計 言語理論とオートマトン データベースシステム 人工知能 ソフトウェア開発演習 I 知能情報実験 II	ソフトウェア開発演習 II 知能情報実験 III 情報技術演習 I ディジタル信号処理 ソフトウェア工学 数理計画とアルゴリズム 並列分散処理 ディジタルシステム設計 インターネットアーキテクチャ 機械学習 ヒューマンコンピュータインタラクション ソフトウェア開発演習 II 知能情報実験 III	ソフトウェア開発演習 III 情報技術演習 II 情報理論 計算機言語構成論 ディジタル制御論 画像処理 ネットワークセキュリティ 知能ロボット コレクティブ・インテリジェンス データマイニング ソフトウェア開発演習 III	情報技術演習 III ソフトウェア工学 ICT実践英語 I 情報特別講義 III	情報技術演習 IV ICT実践英語 II 情報特別講義 IV	59 (31.0)
	工学融合科目					工学融合導入科目 工学融合科目	工学融合科目 ※1 工学融合科目 情報特別講義 I 情報特別講義 II			4 (0.0)
総単位数 ※2		20 (20.0)	19 (19.0)	19.5 (19.5)	19.5 (19.5)	19 (6.0)	19 (4.0)	10 (6.0)	4 (4.0)	**130** (94.0)

	博士前期課程 1年次 前期	博士前期課程 1年次 後期	博士前期課程 2年次 前期	博士前期課程 2年次 後期	取得単位
共通領域	国際インターンシップ I インターンシップ I インターンシップ III 工学の倫理と社会実践 工学特別研究 I 工学特別演習 I	インターンシップ II インターンシップ IV 工学特別研究 II 工学特別演習 II	国際インターンシップ II 工学特別研究 III 工学特別演習 III	工学特別研究 IV 工学特別演習 IV	14 (14.0)
コア科目基盤領域	プロジェクトマネジメント演習 実践演習 I ソフトウェア工学特論 確率モデル特論 人工知能特論	実践演習 II ワイヤレスシステム特論 アルゴリズム特論 情報ネットワーク特論 データマイニング特論	実践演習 III	並列処理特論	16 (0.0)
コア科目先端領域	知能ロボット特論 知能情報処理特論 生体情報処理特論	マルチメディア情報処理特論 UI/UX特論	人工社会システム特論 人間拡張工学特論 サービス工学特論		0 (0.0)
融合領域	他プログラム科目	他プログラム科目 ※3			
	15 (5.0)	7 (3.0)	5 (3.0)	3 (3.0)	**30** (14.0)

備考

□ は必修科目、 □ は履修モデルとして選択した選択科目を示す。また，枠無し科目は，それ以外の選択科目を示す。

※1 工学融合科目(所属するコース以外の他コース提供科目)、4単位以上履修する。

※2 総単位数の下にある( )内の数字は必修科目(共通教育含む)の単位数を表す。卒業要件の130単位を満たすためには，必修科目の総単位数103単位以外に専門選択科目27単位(工学融合科目含む)を履修する必要がある。なお，共通教育科目・専門選択科目については履修方法の一例を示している。

□ は必修科目、 □ は履修モデルとして選択した選択科目を示す。

※3 他プログラム開設科目を6単位以内履修することができる。

資料７

琉球大学における人を対象とする研究に関する倫理規則

平成２９年１０月１１日
制　　定

（目的）

第１条　この規則は，人を対象とする研究に関し琉球大学（以下「本学」という。）の研究者等が遵守すべき事項を定めることにより，人を対象とする研究について，個人の尊厳及び人権の尊重並びに個人情報の保護を図るとともに，倫理的観点及び社会的かつ科学的観点から適切に実施されるようにすることを目的とする 。

（定義）

第２条　この規則において「人を対象とする研究」とは，観察，調査及び実験といった方法を用いて，個人又は集団を直接の対象に実施するもので，その身体，心情，行動，環境等に関する情報・データ等（以下「情報等」という。）を収集して行う研究をいう。ただし，次に掲げるものを除く。

（１）法律の規定に基づき実施される調査

（２）個人の尊厳及び人権の尊重並びに個人情報の保護の観点から問題がない研究

（３）既に学術的な価値が定まり，研究用として広く利用され，かつ，一般に入手可能な情報等を利用する研究

（４）琉球大学人を対象とする医学系研究倫理審査規則の対象となる研究

（５）琉球大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理規則の対象となる研究

２　この規則において「研究責任者」とは，本学に所属する教員（非常勤教員を含む。）であって，人を対象とする研究の計画及び実施について，その責任を負う者をいう。ただし，本学が受け入れた研究員，本学に所属する教員の指導の下で研究活動に従事する大学院学生又は学部学生その他の本学において研究活動を実施する者が研究実施者となる場合には，その課題について当該研究員等を指導する教員又は当該研究員の受入研究者をいう。

３　この規則において「研究実施者」とは，本学に所属する教員，本学が受け入れた研究員，本学に所属する教員の指導の下で研究活動に従事する大学院学生又は学部学生その他の本学において研究活動を実施する者であって，人を対象とする研究を計画及び実施する者（自ら研究を実施する研究責任者を含む。以下同じ。）をいう。ただし，研究の遂行上必要な場合に限り，学外の研究者等を研究実施者とすることができる。

４　この規則において「研究対象者」とは，人を対象とする研究において，個人又は集団等の情報等を提供する者をいう。

５　この規則において「代諾者」とは，研究対象者が情報等の提供に同意する能力を欠くと判断される場合に，研究対象者に代わって，その意思及び利益を代弁することができると認められる者をいう。

６　この規則において「部局」とは，学部，教育研究科，医学研究科，法務研究科，熱帯生物圏研究センター，島嶼地域科学研究所，グローバル教育支援機構保健管理部門及び戦略的研究プロジェクトセンターをいう。

７　この規則において「部局長」とは，部局の長をいう。

（学長の責務）

第３条　学長は，本学における人を対象とする研究の実施に関する業務を総括し，最終的な責任を負う。

（部局長の責務）

第４条　部局長は，当該部局に所属する研究者が，研究計画に従って適正に研究を実施するよう，必要な管理及び監督を行わなければならない。

（研究の基本）

第５条　研究責任者及び研究実施者は，琉球大学研究者倫理規範に基づき，個人の尊厳及び人権を尊重し，社会的及び科学的に妥当な方法及び手段で，研究を遂行しなければならない。

２　研究責任者及び研究実施者は，情報等の収集を行う場合は，安全かつ安心な方法で行い，研究対象者の身体的及び精神的負担を最小限にするように努めなければならない。

３　研究責任者及び研究実施者は，必要に応じて，専門家の助言の下に研究を行うものとする。

４　研究責任者及び研究実施者は，研究を実施する際には，その氏名を明示し，責任の所在を明らかにしなければならない。

５　研究責任者及び研究実施者は，研究の実施に当たっては，この規則に定めるもののほか，関連する法令等を遵守しなければならない。

６　研究責任者及び研究実施者は，研究の結果を公表するときは，研究対象者を特定することができないようにしなければならない。ただし，研究対象者又は代諾者の同意があり，第１１条の委員会が認めた場合はこの限りでない。

７　研究責任者及び研究実施者は，人を対象とする研究を適正に実施するため，研究倫理教育を受けなければならない。

８　研究責任者は，研究実施者が第１項から前項までの規定を遵守するよう，常に研究の計画及び実施状況を把握し，研究実施者を監督するとともに，研究に係る公への説明責任を適切に果たさなければならない。

（研究対象者への説明責任）

第６条　研究実施者は，情報等を収集するときは，研究対象者、代諾者及び説明を受けるべき関係者に対して，研究目的，研究成果の発表方法，研究計画等について分かりやすく説明しなければならない。

２　前項の場合において，研究実施者は，情報等の収集が研究対象者の身体的又は精神的負担を伴うことが予見されるときは，当該負担の内容，程度等を分かりやすく説明しなければならない。

３　第１項の場合において，研究実施者は，研究対象者及び代諾者が随時不利益を受けることなく同意を撤回し研究協力を中止する権利があることを説明しなければならない。なお、撤回に応じた措置を講じることが困難となる場合がある場合は、その旨及びその理由を説明しなければならない。

４　研究実施者は，事前に研究方法等についての説明を一部行うことができない正当な理由がある場合は，研究対象者及び代諾者の了解を得るように努めなければならない。この場合においては，情報等を収集した後，速やかに全部の説明を行わなければならない。

（研究対象者の同意）

第７条　研究実施者は，情報等を収集するときは，原則として，あらかじめ研究対象者及び代諾者の同意を得なければならない。ただし，やむを得ない事情がある場合で，第 11 条の委員会が認めるときは，情報等の収集後に同意を得ることとする。

２　前項の同意の内容には，情報等の取扱い及び研究成果の発表の方法等に関する事項を含むものとする。

（第三者への収集の委託）
第８条　研究実施者は，第三者に委託して情報等を収集する場合は，受託者がこの規則において研究実施者の果たすべき措置を適切に講ずるよう，必要な契約を締結しなければならない。
２　研究実施者は，必要がある場合は，情報等の収集を第三者に委託する旨を研究対象者及び代諾者に説明しなければならない。

（外部からの情報等の入手）
第９条　研究実施者は，本学以外に所属する者から情報等を入手する場合は，関係法令等に違反して作成されたものでないことを確認しなければならない。

（情報等の管理）
第 10 条　研究で扱う情報等に個人情報が含まれる場合には，国立大学法人琉球大学の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規則に従って情報等を管理するものとする。
２　情報等の利用は，研究対象者及び代諾者の同意を得た利用目的以外の目的のために利用してはならない。ただし，同意を得ることができない場合には，第 11 条の委員会の承認を得なければならない。
３　研究実施者が，情報等を本学以外に所属する者に提供する場合は，研究対象者及び代諾者の同意を得なければならない。ただし，同意を得ることができない場合には，第 11 条の委員会の承認を得なければならない。
４　研究実施者は，研究対象者から個人情報の開示を求められたときは，原則としてこれを開示しなければならない。
５　研究実施者は，同意書を含め当該研究で得た情報等を研究成果公表後５年間保存しなければならない。この場合において，当該研究分野の特性に応じ，保存期間を延長することができる。
６　研究実施者は，研究対象者及び代諾者が同意を撤回したときは，原則として当該情報等を廃棄しなければならない。
７　研究実施者が，情報等の加工，分析又は廃棄を第三者に委託する場合は，受託者がこの規則において研究実施者の果たすべき措置を適切に講ずるよう，必要な契約を締結しなければならない。

（倫理審査委員会の設置）
第 11 条　本学に，人を対象とする研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）
第 12 条　委員会は，本学における人を対象とする研究の実施又は研究計画の変更の適否等について，倫理的観点及び社会的かつ科学的観点から審査を行う。
２　委員会は，研究について，研究計画の変更，中止等が必要であると判断する場合には，学長に対して意見を述べることができる 。
３　学長に対する第１項の審査結果の報告及び第２項の意見は，書面により行うものとする。

（組織）
第 13 条　委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。ただし，第１号の委員は，第２号の委員を兼ねることができる。

（１）学長が指名する本学の教員　４名以上
（２）法律の専門家及び倫理の専門家　各１名以上
（３）一般の立場の者　２名以上
２　委員のうち３名以上は，本学に所属しない者（以下「学外委員」という。）とする。ただし，その確保が困難な場合には，学外委員を少なくとも複数とする。
３　委員会は，男女両性で構成するものとする。
４　委員は，学長が任命し，又は委嘱する。

（任期）
第 14 条　委員の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）
第 15 条　委員会に委員長を置き，委員の互選により選出する。
２　委員会に副委員長を置き，委員長が指名する者とする。
３　委員長は，委員会を招集し，その議長となる。委員長に事故があるときは，副委員長がその職務を代行する。

（レビューアー）
第 16 条　委員会は，専門の事項を調査･検討するため，レビューアーを置くことができる。
２　委員長は，当該専門の事項に関する学識経験者のうちからレビューアーを指名する。
３　レビューアーは，調査・検討を終えたときは，その結果を委員会に報告するものとする。
４　レビューアーは，職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（議事）
第 17 条　委員会は，委員の過半数が出席し，かつ学外委員が１名以上出席しなければ会議を開くことができない。
２　委員会は，出席委員全員の合意により，次の各号のいずれかに該当する判定を行う。
（１）承認
（２）条件付承認
（３）不承認
（４）変更の勧告
（５）中止の勧告
（６）非該当
３　委員は，自己の申請に係る審査に参加することができない。ただし，当該研究計画の科学的見解等について説明することはできるものとする。
４　委員会が必要と認めた場合は，委員会に委員以外の者の出席を求め，説明させ，又は意見を聴くことができる。

（組織に関する事項及び議事要旨の公開）
第 18 条　委員会は，委員会の構成並びに議事の内容を公開するものとする。ただし，公開することによって，研究対象者の人権，研究の独創性又は知的財産権の保護に支障が生ずるおそれがある部分は非公開とすることができる。
２　前項の規定による公開は，琉球大学公式ホームページに掲載すること等により行うものとする。

（秘密を守る義務）
第 19 条　委員は，職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員会の庶務）
第 20 条　委員会の庶務は，総合企画戦略部研究推進課において処理する。

（審査の申請）
第 21 条　研究責任者は，人を対象とする研究を実施しようとするとき又は既に承認された研究について研究計画を変更しようとするときは，人を対象とする研究倫理審査申請書（別紙様式第 1 号）により，所属する部局長を通じて，委員会に審査を申請しなければいけない。

（迅速審査手続 ）
第 22 条　委員長は，次に掲げる事項については，指名した委員又はレビューアー（以下「迅速審査委員」という。）により構成される委員会（以下「迅速審査小委員会」という。）に審査（以下「迅速審査」という。）を行わせることができるものとする。
（１）研究計画の軽微な変更の適否
（２）既に委員会において承認されている研究計画に準じて類型化されている研究の実施の適否
（３）共同研究であって，主たる共同研究機関において実施について承認を受けた研究計画に基づく研究の実施の適否
（４）前各号に掲げるもののほか，個人の尊厳及び人権の尊重並びに個人情報の保護の観点から適当と認められる研究の実施の適否
２　迅速審査小委員会は，審査結果について，迅速審査委員以外の委員に報告するものとする。
３　前項の規定により報告を受けた委員は，委員長に対し，理由を付した上で，当該事項について委員会において改めて審査することを求めることができる。この場合において，委員長は，委員の請求が適当であると認めたときは，速やかに委員会を招集し，当該事項について審査を行わなければならない。

（研究実施の適否等の決定）
第 23 条　学長は，委員会の審査結果を踏まえて，速やかに当該人を対象とした研究の実施等の適否を決定し，人を対象とした研究倫理審査結果通知書（別紙様式第 2 号）により，部局長を通じて，研究責任者に通知しなければならない。

（異議の申立）
第 24 条　研究責任者は，前条の規定による決定に対して異議がある場合には，1 回に限り，同条の規定による通知があった日から 14 日以内に，部局長を通じて，学長に対し再度の審査を申請することができる。この場合において，申請書類には異議を申し立てる文書及び異議の根拠となる資料を添付するものとする。
２　学長は，前項の規定による再審査の申請があったときは，速やかに委員会に諮問するものとする。
３　委員長は，前項の規定による諮問があった場合は，速やかに委員会を招集し，審査を行うものとする。この場合においては，必要に応じて，レビューアー（当該事項につい

てレビューアーを務めていた者を含む。）を指名して調査・検討を行わせるものとする。
４　委員会は，再審査の判定結果を書面により速やかに学長に答申するものとする。
５　学長は，前項の答申を踏まえて，研究の実施等の適否を決定し，人を対象とした研究倫理審査結果通知書（別紙様式第２号）により，部局長を通じて，研究責任者に通知しなければならない。

（終了報告）
第 25 条　研究責任者は，人を対象とする研究の終了後遅滞なく，部局長を通じて，人を対象とする研究実施状況・終了報告書（別紙様式第３号）により，研究結果の概要を委員会に報告しなければならない。

（状況報告）
第 26 条　研究責任者は，研究期間が５年を越える場合には，人を対象とする研究実施状況報・終了告書（別紙様式第３号）を，部局長を通じて委員会に提出しなければならない。
２　前項の報告書の提出時期は，委員会が承認した人を対象とする研究計画書に記載した時期とする。
３　研究責任者は，研究対象者に危険又は不利益が生じたときは，直ちに部局長を通じて委員会に報告しなければならない。
４　委員会は，研究責任者から第１項又は前項の規定により報告を受けたときは，学長に対し，当該研究計画の変更又は研究の中止の決定その他の必要な措置を講ずるよう意見を述べることができる。
５　前項に規定する場合において，学長は，委員会の意見を踏まえて，当該研究計画の変更又は研究の中止の決定その他の必要な措置を講じなければならない。

（審査記録の保存期間）
第 27 条　審査に関する書類の保存期間は，法令等に定めがある場合を除き，５年とする。
２　保存期間は，当該研究が終了した日の属する年度の翌年度の４月１日から起算する。
３　保存期間が満了した書類について，さらに保存する必要があると認めるときは，保存期間を延長することができる。

（教育の実施 ）
第 28 条　学長は，研究責任者及び研究実施者に対し，研究を実施する前に，この規則のほか，研究における倫理面に関する国内外の関連法令等必要と認める事項について教育を行わなければならない。

（個人情報に関する事項の公表）
第 29 条　学長は，人を対象とする研究に係る保有個人情報に関し，次に掲げる事項について，研究対象者及び代諾者が容易に知り得る状態（研究対象者の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。
（１）当該研究を行う機関の名称
（２）利用目的
（３）利用目的の通知，内容の訂正，追加又は削除，利用の停止又は消去，第三者への提供の停止等に関し，研究対象者等からの求めに応じる手続
（４）取扱いに関する苦情の申出先

（開示の求め及び苦情等の窓口）
第 30 条　学長は，研究対象者及び代諾者からの開示の求め，苦情等に適切に対応するため，

窓口を設置する。
２　前項の窓口は，総合企画戦略部研究推進課とする。

（盗難及び紛失時の措置）
第 31 条　人を対象とする研究により収集された情報等の盗難又は紛失を発見した者は，直ちに，部局長を通じて，学長及び研究責任者に報告しなければならない。
２　前項の規定による報告を受けた学長及び研究責任者は，直ちに必要な措置を講じなければならない。必要なときは，委員会又は委員会の指名する関係者の協力を求めることができる。

（事故及び災害時の措置）
第 32 条　研究責任者及び研究実施者は，研究対象者の研究参加に際して，事故若しくは災害の発生又はそのおそれのあるときは，直ちに，適切な措置を講じなければならない。
２　研究責任者及び研究実施者は，前項に規定する場合においては，部局長を通じて，学長に報告しなければならない。

（雑則）
第 33 条　この規則に定めるもののほか，人を対象とする研究の実施に関し必要な事項は，委員会の議を経て学長が別に定める。

（改廃）
第 34 条　この規則の改廃は，委員会の議を経て学長が行う。

附　則
１　この規則は，平成２９年１０月１１日から施行する。
２　この規則の施行後，最初に任命される委員の任期は，第 14 条の規定にかかわらず，平成３１年３月３１日までとする。

附　則（令和２年３月１３日）
この規則は，令和２年４月１日から施行する。

（様式１）

部局長印

人を対象とする研究倫理審査申請書

平成　　年　　月　　日

琉球大学長　殿

申請者（研究責任者）
所属・職名
氏名　　印

琉球大学人を対象とする研究倫理規則第４条に基づき、下記の通り申請します。

１.研究課題名

２.研究計画
（研究期間、目的、研究対象者、研究方法、公表方法等）

３．研究組織
（申請する研究に携わる研究責任者、研究実施者について、所属、職名(学年も含む)、氏名、研究倫理教育受講の有無を記載）
研究責任者　氏名
所属：　　職名：　　研究倫理教育受講の有無：
研究実施者
所属：　　職名：　　研究倫理教育受講の有無：

４．調査対象者からの同意取得方法

（該当するものを〇で囲むこと。なお、書面で同意を得る場合を除き、当該同意取得方法による理由を記載すること。）

a　書面による同意を得る（説明文書を添付すること）

b　口頭による同意を得て、同意内容を記録する（記録する項目を文書で添付すること）

c　オプトアウト（オプトアウト文書を添付すること）

※オプトアウト：対象者に研究に関する情報を通知・公開し、対象者が自らの情報等の利用について拒否できる機会を補償すること

d　包括同意取得済み

５．研究対象者の負担

（調査票への記載、長期間の追跡、心理的ストレス等、想定される負担を記載）

６．個人情報保護のための方策

（研究によって収集される情報等の取り扱いや破棄方法など、予定を含めて記載）

７．審査にあたり留意すべき点等

（任意記入）

（注）

１．必要に応じて行を増やしてください。

２．研究実施者が複数の部局に及ぶ場合は、「部局長印」は、関係するすべての部局長の押印が必要です。

３．研究計画の変更の伴い申請する際は、変更点がわかるよう記載してください。

人を対象とした研究倫理審査委員会委員長　殿

上記のとおり審査を諮問いたします。

琉球大学長（公印省略）

（様式２）

平成　　年　　月　　日

琉球大学長殿

人を対象とした研究倫理審査委員会委員長

人を対象とする研究倫理審査結果通知書

受 付 番 号：
承 認 番 号：
研 究 課 題 名：
研 究 責 任 者：

平成　　年　　月　　日付けで申請のあった上記研究課題に係る人を対象とする研究計画について、琉球大学人を対象とする研究倫理審査委員会の審査結果を下記のとおり答申します。

記

【判定】	承　認	条件付承認	不承認
	変更の勧告	中止の勧告	非該当
【理由又は勧告】			

申請者の所属部局長　殿
申請者　　殿

申請のあった審査申請について、上記のとおり判定されたので通知いたします。

琉球大学長　　印

（様式３）

部局長印

人を対象とする研究実施状況・終了報告書

平成　　年　　月　　日

琉球大学長　殿

報告者（研究責任者）
所属・職名
氏名　　印

琉球大学人を対象とする研究倫理規則第 25 条又は第 26 条に基づき、下記のとおり報告します。

１．研究課題名

２．承認番号

３．研究の進捗状況
（研究期間、研究計画の達成状況等）

４．研究成果の公表状況（予定を含む）

５．研究で収集した情報等の取扱い状態（保管状態等）

６．保管期間の終了にあたっての情報等の破棄の方法

（注）
１．必要に応じて行を増やしてください。
２．研究実施者が複数の部局に及ぶ場合は、「部局長印」は、関係するすべての部局長の押印が必要です。
３．研究期間が５年を超える場合には実施状況報告を、研究の終了後は遅滞なく終了報告を提出してください。

１　（書類等の題名）

大学院生研究室見取図（【資料８】）

２　（出典）

琉球大学施設マネジメントシステム（施設運営部）

３　（引用範囲）

棟別平面図（工学部）

４　（その他の説明）

工学専攻の大学院生が主に使用する研究室を示すため、平面図上で該当の室を赤線で囲んだ。

なお、本資料は、本学の校舎内の図面であるため、公開しないものとする。